



弘前市地域防災計画

— 資 料 編 —

(平成26年修正)

弘前市防災会議

資料編 目次

【条例・協定等】

〔定〕 2-1-1	弘前市防災会議条例	1
〔定〕 2-2-1	弘前市災害対策本部条例	3
〔定〕 4-2-1	災害救助法の適用基準	4
〔定〕 4-2-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	8
〔定〕 4-2-3	災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	10
〔定〕 4-28-1	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	11
〔定〕 4-28-2	災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書	13
〔定〕 4-28-3	災害時における医療救護活動に関する協定	15
〔定〕 4-28-4	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	26
〔定〕 4-28-5	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	31
〔定〕 4-28-6	災害時における放送に関する協定	36
〔定〕 4-28-7	災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定	41
〔定〕 4-28-8	災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定	47
〔定〕 4-28-9	災害時における物資の供給に関する協定	52
〔定〕 4-28-10	災害時における飲料水の供給に関する協定	58
〔定〕 4-28-11	災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	64
〔定〕 4-28-12	災害時における物資供給に関する協定	66
〔定〕 4-28-13	災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定	73
〔定〕 4-28-14	災害時の情報交換に関する協定	76
〔定〕 4-28-15	災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	77
〔定〕 4-28-16	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	80
〔定〕 4-28-17	災害時における食料供給に関する協定	85
〔定〕 4-28-18	災害時における飲料品の供給に関する協定	89
〔定〕 4-28-19	福祉避難所の確保に関する協定	95
〔定〕 4-28-20	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定 ...	97
〔定〕 4-28-21	災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	102
〔定〕 4-28-22	災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定	104

【一覧表等】

〔表〕 1-6-1	河川一覧	106
〔表〕 1-6-2	湖沼一覧	108
〔表〕 1-6-3	市道の状況	108
〔表〕 1-6-4	土地の利用状況	109
〔表〕 2-1-1	弘前市防災会議委員名簿	110
〔表〕 2-3-1	動員可能数	111
〔表〕 3-2-1	地震観測施設（弘前市周辺を含む主なもの）	112
〔表〕 3-2-2	その他の気象観測施設	113
〔表〕 3-2-3	消防施設等の現況	116
〔表〕 3-2-4	消防ポンプ自動車等、消防水利整備計画	117
〔表〕 3-2-5	市防災行政無線（同報系）	118
〔表〕 3-2-6	市防災行政無線（移動系（ML））	123

〔表〕 3-2-7	消防無線	127
〔表〕 3-2-8	水道無線	129
〔表〕 3-2-9	各水防倉庫の資機材の備蓄状況	130
〔表〕 3-2-10	平成26年度青森県水防計画書に定める基準	131
〔表〕 3-2-11	水防資材センターの備蓄基準	132
〔表〕 3-2-12	救助資機材等の整備状況	133
〔表〕 3-2-13	河川等災害対策施設・設備等の整備状況	134
〔表〕 3-2-14	その他施設・設備等の整備状況	134
〔表〕 3-4-1	山腹崩壊危険地区	135
〔表〕 3-4-2	崩壊土砂流出危険地区	136
〔表〕 3-4-3	地すべり危険地区（治山関連）	139
〔表〕 3-4-4	小規模山地崩壊危険地	139
〔表〕 3-4-5	なだれ危険箇所（治山関連）	139
〔表〕 3-4-6	土石流危険溪流	140
〔表〕 3-4-7	砂防指定地	142
〔表〕 3-4-8	地すべり危険地区	144
〔表〕 3-4-9	地すべり危険箇所	144
〔表〕 3-4-10	地すべり防止区域	144
〔表〕 3-4-11	急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域	146
〔表〕 3-4-12	なだれ危険箇所（砂防関連）	147
〔表〕 3-4-13	河川表	148
〔表〕 3-4-14	ため池分布状況	152
〔表〕 3-4-15	道路注意箇所（一般国道、主要地方道、一般県道、市道）	154
〔表〕 3-5-1	自主防災組織一覧	157
〔表〕 3-9-1	事前指定の避難所等	158
〔表〕 3-12-1	重要文化財指定建造物防災施設等整備状況	177
〔表〕 3-17-1	浸水想定区域の主として要配慮者が利用する施設	178
〔表〕 3-19-1	土砂災害警戒区域等一覧	181
〔表〕 4-1-1	有線放送施設の状況	186
〔表〕 4-3-1	市有無線設備	188
〔表〕 4-9-1	炊き出しの実施場所	189
〔表〕 4-9-2	炊き出しの協力団体	189
〔表〕 4-9-3	米穀取扱所	190
〔表〕 4-9-4	弁当、パン、うどん麺類等製造所等	190
〔表〕 4-9-5	調味料等取扱所	191
〔表〕 4-10-1	市が保有する給水資機材	192
〔表〕 4-10-2	補給用水源	192
〔表〕 4-11-1	応急住宅関係各種団体一覧表	193
〔表〕 4-12-1	火葬場所及び埋葬予定場所	193
〔表〕 4-13-1	廃棄する障害物の集積場所	194
〔表〕 4-13-2	障害物除去に要する機械、器具等の状況	194
〔表〕 4-14-1	被服、寝具、生活必需品の主な調達先及び品名	195
〔表〕 4-14-2	調達物資の集積場所	197
〔表〕 4-15-1	救護所の設置場所	197

〔表〕 4-15-2	医薬品等の主な調達先	197
〔表〕 4-15-3	医療機関等の状況	199
〔表〕 4-17-1	弘前市役所車両台数一覧表	202
〔表〕 4-17-2	陸上運送業者の自動車	204
〔表〕 4-17-3	緊急通行車両（輸送用のみ）	207
〔表〕 4-18-1	日赤奉仕団、ボランティア団体の現況	207
〔表〕 4-18-2	労務者の宿泊施設予定場所	207
〔表〕 4-20-1	防疫用薬剤の調達先	208
〔表〕 4-21-1	ごみ及びし尿の処理施設	209
〔表〕 4-21-2	廃棄物収集運搬車両の調達先	210
〔表〕 4-23-1	各学校の代替予定施設	212
〔表〕 4-23-2	教材等の調達先	214
〔表〕 4-23-3	学校施設の状況	215
〔表〕 4-23-4	学校以外の教育施設の状況	217
〔表〕 5-6-1	危険物施設	218
〔表〕 5-6-2	石油類大量保有事業所	218
〔表〕 5-6-3	液化石油ガス製造施設	218
〔表〕 5-6-4	一般高圧ガス製造施設	218
〔表〕 5-6-5	火薬類貯蔵施設	218
〔表〕 5-6-6	毒物・劇物貯蔵取扱事業所	218
〔表〕 5-6-7	放射性同位元素等使用施設	218
〔図〕 3-17-1	岩木川水系岩木川浸水想定区域図	219
〔図〕 3-17-2	岩木川水系平川下流浸水想定区域図	222
〔図〕 3-17-3	岩木川水系平川上流浸水想定区域図	223
〔図〕 3-17-4	岩木川水系後長根川浸水想定区域図	224
〔図〕 3-17-5	岩木川水系腰巻川浸水想定区域図	225

【各種様式】

様式 1	被害実態調査票（個票）	226
様式 2	被害者名簿	227
様式 3	被害状況即報・確定報告	228
様式 4	被害状況調（人・住家の被害）	229
様式 5	救助の実施状況	230
様式 6	医療施設被害	231
様式 7	廃棄物処理施設・生活衛生施設・水道施設被害	232
様式 8	水稻被害（水害）	233
様式 9	水稻被害（潮風害、霜害、風害、冷害等）	234
様式 10	りんご、特産果樹被害（風害）	235
様式 11	りんご、特産果樹被害（風害以外）	236
様式 12	畑作、野菜、花き、桑樹被害	237
様式 13	畜産関係被害（家畜・畜産物等）	238
様式 14	畜産関係被害（牧草・飼料作物等）	239
様式 15	農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び同連合会所有のもの）	240
様式 16	農業関係共同利用施設被害（その他の所有のもの）	241

様式 17	農業関係非共同利用施設被害及び地方公共団体施設被害	242
様式 18	農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の在庫品被害	243
様式 19	農地及び農業用施設の被害	244
様式 20-1	林業関係被害（その１）〔速報・概況・確定報告〕	245
様式 20-2	林業関係被害（その２）〔速報・概況・確定報告〕	246
様式 21	水産業関係被害	247
様式 22	商工業・観光施設被害	248
様式 23	土木施設被害(国・県・市別)	249
様式 24	文教関係被害	250
様式 25	福祉施設被害	251
様式 26	その他の公共施設被害	252
様式 27	自衛隊災害派遣要請	253
様式 28	自衛隊災害派遣撤収要請	254
様式 29	青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書	255
様式 30	人的被害・住家被害	257
様式 31	避難状況・救護所開設状況	258
様式 32	公共施設被害	259

〔定〕 2－1－1 弘前市防災会議条例

平成18年2月27日
弘前市条例第215号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、弘前市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 弘前市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。
- （4） 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充て、その定数は、35名以内とする。
 - （1） 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - （2） 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （3） 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （4） 弘前地区消防事務組合消防長
 - （5） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （6） 弘前市教育委員会教育長
 - （7） 消防団長
 - （8） 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - （9） 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （10） その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、青森県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（庶務）

第5条 防災会議の庶務は、経営戦略部防災安全課において処理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成24年3月22日弘前市条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

〔定〕 2－2－1 弘前市災害対策本部条例

平成18年2月27日
弘前市条例第216号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、弘前市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔定〕 4－2－1 災害救助法の適用基準

(県健康福祉部健康福祉政策課)

① 災害救助法の適用基準の内容

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一原因の災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれ（（ア）、（イ））かに該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が、次のいずれ（A・B・C・D）かに該当する場合

A 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（災害救助法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号）

（令別表第 1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 2 に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 3 に示す数以上であること。

（令第 1 条第 1 項第 2 号）

（令別表第 2）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

（令別表第 3）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

（令別表第 4）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

- D 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

府令で定める特別な事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合（内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（以下「基準府令」という。）第1条）であり、具体的には次のような場合であること。

- a 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合
- c 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

- (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当する場合

(令第1条第1項第4号)

府令で定める基準とは以下のとおりである。

- A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（基準府令第2条第1号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- b 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

- B 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合（基準府令第2条第2号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- b 火山噴火、有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- c 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - ii) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
 - iii) 雪崩れ発生による人命及び住家被害発生

② 災害救助法適用基準市町村別一覧表（弘前市を抜粋）

市町村名	人 口 (平成 22.10.1 現在)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	青森県被害世帯数が 1,500 以上に達した場合 (滅失の世帯数)
弘 前 市	1 8 3, 4 7 3	1 0 0	2 0 0	3 0 0	5 0

③ 滅失世帯数算出基準

区 分	算定基準
全壊、全焼、流失	1 世帯
半壊、半焼	1/2 世帯
床上浸水、土砂堆積	1/3 世帯

④ 被害程度の認定基準

種 類	統 一 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治癒できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のも
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも
一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のも

⑤ 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。（災害救助法施行細則第1条の2）

○弘前市災害対策本部班別業務分担における主な救助関連業務の担当一覧

業 務 の 種 類	担 当 部 署
災害救助法（他の主管に属するものを除く。）に関すること。	福祉政策班
避難所の設置	生活福祉班
応急仮設住宅の供与	財産管理班
炊き出しその他による食品の給与	介護福祉班、人材育成班
飲料水の供与	上下水道班
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	子育て支援班
医療及び助産	健康づくり推進班、病院班
災害にかかった者の救出	消防班
災害にかかった住宅の応急修理	財産管理班
学用品の給与	学務健康班
埋葬	市民班
死体の搜索	市民班
死体の処理	市民班
障害物の除去	建設政策班、道路維持班、環境管理班
応急救助のための輸送	財産管理班
応急救助のための人夫	人材育成班

〔定〕 4－2－2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(青森県災害救助法施行細則 平成 26 年 3 月 19 日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間			備 考		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、及び受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 300 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において平常的に要すると認められる額を加算する。		災害発生の日から 7 日以内			1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金・職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 ㎡(9 坪)を基準とする 2 限度額 1 戸当たり 2,401,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)。		災害発生の日から 2 0 日以内着工			1 平均 1 戸当たり 29.7 ㎡、 2,401,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事できない者 3 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者	1 人 1 日当たり 1,010 円以内		1 災害発生の日から 7 日以内 2 一時的縁故地等へ避難する場合は 3 日以内			食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食は 1/3 日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7 日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊 (焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 (品目) 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料	1 夏季 (4 月～9 月)・冬季 (1 0 月～3 月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 1 0 日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。		
		区 分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増す ごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	17,200 円	22,200 円	32,700 円	39,200 円	49,700 円	7,300 円
			冬	28,500 円	36,900 円	51,400 円	60,200 円	75,700 円	10,400 円
		半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,400 円	2,400 円
			冬	9,100 円	12,000 円	16,800 円	19,900 円	25,300 円	3,300 円
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内		災害発生の日から 1 4 日以内			患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額		分べんした日から 7 日以内			妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 3 日以内			1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000 円以内	災害発生の日から 1 カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒（品目） 1 教科書 2 文房具 3 通学用品	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日から（教科書） 1 カ月以内 （文房具及び通学用品） 1 5 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 201,000 円以内 小人（12 歳未満） 160,800 円以内	災害発生の日から 1 0 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 1 0 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、消毒等 1 体当たり 3,300 円以内 ・一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 ・検索 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から 1 0 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から 1 0 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条 第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日あたり 医師、歯科医師 25,900 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、 歯科衛生士 16,000 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,900 円以内 救急救命士 14,700 円以内 土木技術者・建築技術者 16,600 円以内 大工、左官、とび職 17,600 円、17,800 円、16,500 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔定〕 4－2－3 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

1 目 的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

- (1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯数が次の世帯数以上に達したとき行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人 口	被災世帯数
2万人未満	20世帯以上
2万人以上 5万人未満	30世帯以上
5万人以上 10万人未満	40世帯以上
10万人以上	50世帯以上

- (2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与する事とし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40条）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

〔定〕 4-28-1 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と弘前管工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲と乙が相互に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の被害状況に応じ水道施設災害対策会議を主宰し、乙に対して会議への参加を要請するものとする。

2 甲は、前項の会議により、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

3 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により災害の状況、工事場所、工事内容、必要な人員、機材等について明示するものとする。

4 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、応援派遣を要請できるものとする。

（復旧活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧工事等に従事するものとする。

（報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとし、完了したときは、甲に完了報告書を提出しなければならない。

（費用負担）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧工事等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

（協議事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要があるときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業

弘前市長 相 馬 鋁 一

(乙) 弘前管工事業協同組合

理 事 長 赤 石 英 樹

〔定〕 4-28-2 災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と青森県管工機材商業協同組合代表理事（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の資機材提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲が実施する水道施設の応急復旧にあたり、乙の資機材提供の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、主宰する水道施設災害対策会議において、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して資機材提供の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により必要な資機材について明示するものとする。

3 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、資機材の提供を要請できるものとする。

（供給活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに資機材の提供を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から供給業者の選定、資機材の供給をし、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により供給する組合員は、甲の指示により応急復旧工事等に必要な資機材の納入にあたり、指定された場所で甲の職員による検収を受けるものとする。

（報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる供給業者、資機材の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、供給する資機材について、出庫伝票又は納入伝票により整理し、甲に報告するものとする。

（費用の支払い）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために提供した資機材の費用については、甲が定める単価により積算し、乙と協議のうえ支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が資機材の供給に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 資機材の運搬、納入時の事故等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達及び資機材の必要量の把握を適正に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

（協議事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要があるときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業

弘前市長 相 馬 鋁 一

(乙) 青森県管工機材商業協同組合

代表理事 出 戸 端 勉

〔定〕 4-28-3 災害時における医療救護活動に関する協定

1 災害時における医療救護活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と社団法人弘前市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により同法に基づく救助の対象となる災害における医療救護活動には、本協定は適用しない。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が弘前市内において発生した場合に、弘前市地域防災計画に基づき、甲が被災地等で行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班等の派遣）

第2条 甲は、弘前市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合、必要に応じて、乙に対し医師の派遣又は救護班の編成及び派遣を要請するものとする。この場合において、甲は、救護所その他の派遣場所（以下「救護所等」という。）並びに派遣する人数及び班数を指定するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに派遣する医師又は救護班（以下「救護班等」という。）を決定し、これらを派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、派遣する医師の選任、救護班を構成する者の選任、携行する医薬品及び器具（以下「医薬品等」という。）の準備その他医療救護活動の実施に関する医療救護計画を早急に策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班等の業務）

第4条 救護班等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班等に対する指揮命令等）

第5条 救護班等に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指揮命令者を指定した場合は、直ちに乙に通知するものとする。

（医薬品等の供給等）

第6条 乙が派遣する救護班等が使用する医薬品等は、当該救護班等が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

2 甲は、救護班等の輸送その他医療救護活動が円滑に実施できるために必要な措置を講ずるものとする。

（医療行為を受けた者の費用負担）

第7条 第2条の規定に基づき、甲が指定した救護所等において、乙が派遣した救護班等による医療行為を受けた者は、費用負担を要しないものとする。

（医療救護活動の終了）

第8条 甲は、救護所等における医療救護活動がなくなったときは、その旨を乙に連絡するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による連絡を受けたときは、派遣している救護班等に、医療救護活動の終了を指示するものとする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合において、次に掲げる経費は、甲が負担

するものとする。

(1) 救護班等の派遣に要する費用

(2) 救護班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医師又は救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
(紛争の解決)

第 10 条 救護班等が実施した業務について、甲及び乙以外の者と紛争が生じた場合は、 甲乙協議のうえ双方が誠意を持って紛争解決のために努力するものとする。

(防災訓練等)

第 11 条 甲及び乙は、協定に基づく医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜行うものとする。

(実施細目)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協 議)

第 13 条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から 1 年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 4 月 1 日

甲 弘前市大字上白銀町 1 番地 1

弘前市長 相 馬 鋁 一

乙 弘前市大字野田 2 丁目 7 番地 1

社団法人 弘前市医師会

会 長 田 村 瑞 穂

2 災害時における医療救護活動に関する協定実施細目

平成22年4月1日付けで締結した災害時における医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づく実施細目は、次のとおりとする。

（救護班の構成）

第1条 協定第2条の規定により社団法人弘前市医師会（以下「乙」という。）が編成する救護班は、別に弘前市（以下「甲」という。）から指示がない限り、次の掲げる者より構成するものとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 医 師 | 1 名 |
| (2) 保健師、助産師、看護師又は準看護師 | 3 名 |
| (3) 補助事務員 | 1 名 |

（医療救護活動の報告）

第2条 乙が、協定第2条の規定により救護班等を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班等ごとに、次に掲げる書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- | |
|----------------------|
| (1) 医療救護活動報告書（第1号様式） |
| (2) 救護班員名簿（第2号様式） |
| (3) 医薬品等使用報告書（第3号様式） |

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定により派遣した医師又は救護班員が、甲の指定した場所において従事した医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用については、乙がすべての医師又は救護班の費用を取りまとめ、費用弁償請求書（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償等の額）

第5条 協定第9条第1号の規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により算出した額と同額とする。

（支 払）

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに請求者に対し支払うものとする。

（実施日）

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相 馬 鋳 一

乙 弘前市大字野田2丁目7番地1
社団法人 弘前市医師会
会 長 田 村 瑞 穂

別 表 （第 5 条関係）

		医 師	保健師、助産師、看護 師又は准看護師	補助事務員
日 当 （午前 8 時 3 0 分 から午後 5 時まで の間において業務 に従事した場合の 報酬）		1 人 1 日 当 り 2 1 , 6 0 0 円 以 内	1 人 1 日 当 り 1 8 , 7 0 0 円 以 内	1 人 1 日 当 り 8 , 8 0 0 円 以 内
時間外勤務手当		1 人 1 時 間 当 り 「日 当」 に 定 め る 限 度 額 の 8 分 の 1 に 相 当 す る 額 に 1 0 0 分 の 1 2 5 （ 午 後 1 0 時 か ら 翌 日 の 午 前 5 時 ま で の 間 に 従 事 し た 場 合 に あ っ て は 1 0 0 分 の 1 5 0 ） を 乗 じ て 得 た 額 以 内 の 額		
旅 費	車 賃 旅行雑費 宿 泊 料	1 キ ロ メ ー ト ル 当 り 2 5 円 1 , 2 0 0 円 9 , 8 0 0 円		

第1号様式 (第2条関係)

医療救護活動報告書

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活 動 状 況	備 考
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	

第2号様式 （第2条関係）

救 護 班 員 名 簿

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所	従事期間

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

[illegible]

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける
災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので
報告します。

年 月 日

弘 前 市 長 殿

社団法人 弘前市医師会
会長

印

別 紙

事 故 傷 病 （ 死 亡 ） 者 概 要

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤務先		班 名	
傷病名				程 度	重傷・中等症・軽傷
外来・入院 （ 月 日）		医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日 時 分				
受傷（発病）場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 時 分				
死 亡 場 所					
受傷・発病・死亡時の状況					

第5号様式 （第4条第1項関係）

費 用 弁 償 請 求 書

年 月 日

弘 前 市 長 殿

住 所
氏 名

印

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日
までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額として

（ 費用弁償額請求明細書 別紙のとおり ）

第6号様式 (第4条第2項関係)

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

弘 前 市 長 殿

住 所
氏 名

印

災害時における医療救護活動に関する協定第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡した者の状況	氏 名		性 別	男・女	出生年月日	
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷病名		受傷・発病年月日			
	死亡原因		死 亡 年 月 日			
障害級別		療養開始年月日			治癒年月日	
休業日数	年 月 日 から 年 月 日 まで 日 間					
休業期間中における業務上の収入の有無						
扶助金支給基礎額						
扶助金支給申請額						
備 考						

注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明その他証明となりうるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。

2 扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を添付すること。

3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。

4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。

5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。

6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。

7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

〔定〕 4-28-4 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う応急対策業務を迅速かつ的確に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。

（2）「応急対策業務」とは、道路、河川等の公共土木施設及び公共的農業用施設の機能確保及び回復のため、障害物の除去及び施設の応急復旧に係る業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

（応急対策業務の実施）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

2 甲は、乙が応急対策業務を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策業務を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 応急対策業務のために要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、青森県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（災害補償）

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急対策業務に従事した者について、当該応急対策業務の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

（防災訓練等）

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋁一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9

弘前建設業協同組合
理事長 一戸 利光

2 災害時における応急対策業務の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務の協力に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(協力要請)

第3条 協定第3条に規定する書面は、応急対策業務協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急対策業務を必要とする場所
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) 応急対策業務の期間
- (5) その他応急対策業務の実施にあたり参考となる事項

(報告)

第4条 協定第5条に規定する書面は、応急対策業務実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所、実施期間、従事人員及び従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急対策業務の実施内容
- (3) 応急対策業務に従事した組合員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と応急対策業務について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては建設部長を、乙においては協同組合理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9

弘前建設業協同組合
理事長 一戸 利光

応 急 対 策 業 務 協 力 要 請 書

弘前建設業協同組合
理事長 様

弘 前 市 長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務の協力を要請します。

記

1 災害の状況	
2 応急対策業務を必要とする場所	
3 応急対策業務の内容	
4 応急対策業務の期間	
5 その他	
6 連絡責任者	
7 連絡先	電 話 番 号 : ファクス番号 :
	整理番号

応 急 対 策 業 務 実 施 報 告 書

弘 前 市 長 殿

弘前建設業協同組合
理事長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務を実施しましたので報告します。

記

1 応急対策業務を実施した場所			
2 応急対策業務の実施期間			
3 応急対策業務に従事した人員、車両、資機材の種類及び数			
4 応急対策業務の実施内容			
5 応急対策業務に従事した組合員名			
6 その他			
7 連絡責任者			
8 連絡先	電 話 番 号 : ファクス番号 :		
		整理番号	

〔定〕 4-28-5 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

1 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第4条の協力要請により解体撤去に従事した者について、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、会員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳 一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
青森県解体工事業協会
津軽支部長 小野 勝 行

2 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における建築物等の解体撤去に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要請)

第3条 協定第4条に規定する書面は、解体撤去協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 解体撤去を必要とする場所
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去の期間
- (5) その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

(解体撤去実施者)

第4条 協定第5条第1項の規定に基づき解体撤去を実施する者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 建築物等の解体を実施する者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けているものであること。
- (2) 災害廃棄物の運搬を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定による許可を受けているものであること。

(報告)

第5条 協定第6条に規定する書面は、解体撤去実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 解体撤去の実施内容
- (3) 解体撤去に従事した乙の会員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第6条 協定第7条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と解体撤去について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第7条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては企画課長を、乙においては支部長社代表取締役を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
青森県解体工事業協会
津軽支部長 小野 勝行

解体撤去協力要請書

青森県解体工事業協会
津軽支部長 様

弘 前 市 長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去の協力を要請します。

記

1 災害の状況			
2 解体撤去を必要とする場所			
3 解体撤去の内容			
4 解体撤去の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 その他			
6 連絡責任者			
7 連絡先	電 話 番 号 : ファクス番号 :		
		整理番号	

年 月 日

解体撤去実施報告書

弘 前 市 長 殿

青森県解体工事業協会
津軽支部長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去を実施しましたので報告します。

記

1 解体撤去を実施した場所			
2 解体撤去の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 解体撤去に従事した人員、車両、資機材等			
4 解体撤去の実施内容			
5 解体に従事した会員名			
6 その他			
7 連絡責任者			
8 連絡先	電 話 番 号 : ファクス番号 :		
		整理番号	

〔定〕 4-28-6 災害時における放送に関する協定

1 災害時等における放送に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とアップルウェーブ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して、これらに関する情報をコミュニティFM放送を通じて市民に提供することにより、災害に伴う被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とし、これに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

（1）「災害」とは、地震、台風、洪水、大規模火災、危険物の爆発、山崩れ、崖崩れ、放射性物質の大量放出、航空機の墜落等の災害対策基本法第2条第1項に定める災害及び人為的原因により生ずる被害とし、市民生活又は人命に重大な支障が予測できる状況をいう。

（2）「災害情報等」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、これらに関する情報をいう。

（災害情報等の提供）

第3条 甲は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、その放送を要請することができる。

2 乙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して災害情報等の速やかな提供を求めることができる。

（災害情報等の放送の実施）

第4条 乙は、災害情報等の放送について、甲の要請を踏まえ、乙の「非常災害時対策規定」に基づき、通常の番組に優先して放送するものとする。ただし、放送が実施できない状態にある場合は、直ちに甲へその旨を連絡するものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、災害情報等の放送目的のため甲から知り得た個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

（費用の負担）

第6条 災害情報等の放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

（1）乙は、原則として災害情報等の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、災害による被害が甚大であり、災害情報等の放送が相当な期間を要する場合は、甲乙の協議によるものとする。

（2）災害情報等の放送の実施により、予定していた提供番組、コマーシャル放送ができなかった場合は、乙と当該広告主との協議によりその解決を図るものとする。

（防災訓練等）

第7条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書に

よる意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘 前 市 長 相 馬 鋁 一

乙 弘前市大字土手町38番地

アップルウェーブ株式会社

代表取締役社長 清 藤 哲 夫

2 災害時等における放送に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における放送に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(放送要請の基準)

第3条 協定第3条の規定により甲が乙に対し放送を要請するときは、概ね次の基準により行う。

(1) 台風等により、気象警報が発令され市民に災害に対する備えが必要と思われる場合

(2) 災害による被害の軽減のため、市民及び職員に対し、防災情報の伝達が必要と思われる場合

(要請等の様式)

第4条 甲が乙に対して行う放送の要請は、放送要請書（様式第1号）により行うものとし、乙が甲に対して災害情報等の提供を求める場合は、情報提供依頼書（様式第2号）により行うものとする。

(要請等の方法)

第5条 放送の要請等は、原則としてファクシミリで行い、電話で確認するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては広報広聴課長、乙においては常務取締役とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳一

乙 弘前市大字土手町38番地

アップルウェーブ株式会社

代表取締役社長 清藤 哲夫

アップルウェーブ株式会社 殿

弘 前 市 長

放 送 要 請 書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第1項の規定により、下記のとおり放送を要請します。

記

災 害 等 の 名 称	
発 信 時 刻	年 月 日 時 分
放 送 内 容 等	
そ の 他	
連 絡 担 当 者	

弘 前 市 長 殿

アップルウェーブ株式会社

情 報 提 供 依 頼 書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第2項の規定により、下記のとおり災害情報等の提供を依頼します。

記

災 害 等 の 名 称	
発 信 時 刻	年 月 日 時 分
伝 達 内 容 等	
そ の 他	
連 絡 担 当 者	

〔定〕 4－28－7 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

1 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社弘前営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において大震災や台風、大雪などの災害が発生し、電力の復旧対策が必要となった場合に、甲の所有する施設を緊急的に乙が使用できること及び実際に乙が使用する際の手続きが円滑に行われることを目的とし、これらを遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 甲が所有し本協定で取扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

（適用条件）

第3条 この協定は、災害により乙の設備に大規模な被害が発生し、乙の復旧応援隊による大規模な復旧活動が行われる際に、乙から甲に対して対象施設の使用許可申請があり、甲が使用を許可した場合に適用するものとする。

（使用許可申請と使用許可）

第4条 乙は対象施設を使用する場合は、電話等により申請し、事後に書面を提出するものとする。

2 甲は、乙から使用許可申請を受けた場合は、特別の事情が無い限りこれを許可するものとし、事後に使用許可書を交付するものとする。

（用途指定）

第5条 乙は、対象施設を災害発生時における復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の受払基地及び宿泊場所など災害復旧全般の用に供するものとし、使用目的以外に使用してはならない。

（料金その他の費用負担）

第6条 乙は、対象施設の使用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の使用料を負担し、甲に対して支払うものとし、その金額については甲の申告にもとづき甲乙双方誠意をもって協議するものとする。

2 乙が対象施設を使用した後、敷地などの整備が必要となった場合は、乙の責任において、原状復帰することを原則とする。

（損害賠償）

第7条 乙が対象施設使用中に甲の施設を破損した場合は、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償するものとする。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

（使用の終了）

第8条 乙は第5条に定める用途での使用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

（効力）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期

間満了の日の30日前までに、甲又は乙からも相手方に対して書面により更新終了の意思が表示されないときは、この協定期間は、さらに1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

- 2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手に申入れを行い適宜協議する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相 馬 鋳 一

乙 弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社弘前営業所
所 長 小 坂 淳

別表（第2条関係）

[施設の表示]			
施 設 名	所 在 地	希望順位	備 考
弘前市運動公園	弘前市大字豊田2丁目3	第1位	西側駐車場 11,376m ²
堀越雪置き場	弘前市大字川合字岡本地内	第2位	駐車場 13,280m ²
小栗山農村交流公園	弘前市大字小栗山字沢辺220-1	第3位	駐車場・多目的広場 12,738m ²
その他甲が指定する施設			

2 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 協定第4条第1項に規定する書面は、弘前市公有財産規則（平成18年弘前市規則第53号。以下「財産規則」という。）第18条に規定する行政財産使用許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用箇所
- (2) 使用種目
- (3) 使用目的及び方法
- (4) 使用面積
- (5) 使用期間
- (6) 使用料金
- (7) その他

(使用許可)

第3条 協定第4条第2項に規定する使用許可書は、財産規則第19条に規定する行政財産使用許可書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用箇所
- (2) 使用種目
- (3) 使用面積
- (4) 使用目的
- (5) 使用期間
- (6) 使用料金
- (7) その他

(条件)

第4条 乙は、協定第2条に規定する施設の使用にあたって、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 協定第5条に規定する用途以外に使用しないこと。
- (2) 施設使用にあたって必要となる除雪、仮設トイレ等の設置、ゴミ・雑排水等の処分等は乙が行うこと。
- (3) 周囲の安全確保に十分留意すること。

(使用料)

第5条 協定第2条に規定する施設の使用料は無料とする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては企画課長、乙においては総務課長とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相 馬 鋳 一

乙 弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社弘前営業所
所 長 小 坂 淳

年 月 日

弘 前 市 長 様

弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社 弘前営業所
所長

行政財産使用許可申請書

弘前市公有財産規則第18条の規定に基づき下記のとおり使用したいので、同規則その他の許可条件等を厳重に守りますから許可くださるよう申請します。

記

- 1 使用箇所
- 2 使用種目
- 3 使用目的及び方法 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」
第5条に規定する用途として使用する。
- 4 使用面積 m^2
- 5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 使用料金
- 7 市において必要を生じたときは、使用期間中でも、これを返還いたします。

備考

- 1 申請者が法人その他団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 担当者の氏名及び連絡先を下部に記載してください。
- 3 この申請書には、使用箇所の平面図及び計画説明書を添付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当者所属・氏名

電 話 ()

F A X ()

年 月 日

弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社 弘前営業所
所長 様

弘 前 市 長

行政財産使用許可書

平成 年 月 日付け（ 第 号）で申請の については、下記のとおり許可
します。

記

- 1 使用箇所
- 2 使用種目
- 3 使用面積 m^2
- 4 使用目的 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」
第5条に規定する用途として使用する。
- 5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 使用料金
- 7 市で必要を生じたとき、又は公共のために必要があると認めたときは使用期間中でもこれを返還させることがある。この場合、使用者が損害を受けても市は賠償の責を負わない。
- 8 許可なくして使用の目的を変更し、又は他人に転貸し若しくは工作物を設置することができない。これに違反したときはこの許可を取り消す。
- 9 前項の取消処分があった場合で、借受者が原状回復に必要な期間が過ぎても履行する見込みのないとき、又はその履行が不完全であったときは、市で執行し、又は第三者に執行させてその費用はすべて使用者の負担とする。

〔定〕 4-28-8 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

1 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備等の応急復旧活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う電気設備等の応急復旧活動を迅速かつ的確に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応急復旧活動）

第2条 甲が乙に対して要請することができる電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）とは、次に掲げる事項とする。

- （1）避難所、公共施設及び防災拠点施設等の電気設備等の機能確保及び回復のための応急復旧に関すること。
- （2）市内における電気に係る事故の防止に関すること。
- （3）活動中に二次災害等を発見した場合における、関係機関への通報に関すること。
- （4）その他災害発生時における復旧に関すること。

2 甲は、前項に定めのない事項については、乙と協議のうえ協力を要請することができるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、応急復旧活動を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（応急復旧活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じ、速やかに応急復旧活動を実施するものとする。

2 乙は、応急復旧活動を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、乙が応急復旧活動を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定により応急復旧活動を実施したときは、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により実施した応急復旧活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の額は、災害発生直前の実勢価格を基礎として甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急復旧活動に従事した者について、当該活動の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急復旧活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳 一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3

弘前地区電気工事業協同組合

理事長 相馬 憲 保

2 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）が締結する災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定第3条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動協力要請書（様式第1号）」とし、電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）の実施に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急復旧活動を必要とする場所
- (3) 応急復旧活動の内容
- (4) 応急復旧活動の期間
- (5) その他応急復旧活動の実施にあたり必要な事項

(応急復旧活動実施者)

第3条 協定第4条第1項の規定に基づき応急復旧活動を実施する者は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年5月23日法律第96号）第3条の規定による登録を受けている者でなければならない。

(報告)

第4条 協定第5条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動実施報告書（様式第2号）」とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急復旧活動の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急復旧活動の実施内容
- (3) 応急復旧活動に従事した乙の組合員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の組合員と応急復旧活動について締結した契約に基づき、当該組合員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 応急復旧活動に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては企画課長を、乙においては理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 鋳 一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3
弘前地区電気工事業協同組合
理事長 相馬 憲 保

電気設備等の応急復旧活動協力要請書

弘前地区電気工事業協同組合
理事長 様

弘 前 市 長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動の協力を要請します。

記

1 災害の状況			
2 電気設備等の応急復旧活動を必要とする場所			
3 電気設備等の応急復旧活動の内容			
4 電気設備等の応急復旧活動の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 その他			
6 連絡責任者			
7 連絡先	電 話 番 号 : ファクス番号 :		
		整理番号	

年 月 日

電気設備等の応急復旧活動実施報告書

弘 前 市 長 殿

弘前地区電気工事業協同組合
理事長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第5条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動を実施したので報告します。

記

1 電気設備等の応急復旧活動を実施した場所			
2 電気設備等の応急復旧活動の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 電気設備等の応急復旧活動に従事した人員、車両、資機材等			
4 電気設備等の応急復旧活動の内容			
5 電気設備等の応急復旧活動に従事した組合員名			
6 その他			
7 連絡責任者			
8 連絡先	電 話 番 号 : ファクス番号 :		
		整理番号	

〔定〕 4-28-9 災害時における物資の供給に関する協定

1 災害時における物資の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、物資の供給に関する文書をもって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達・製造可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（実 施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、物資の供給を実施した場合は、甲に対し、文書をもって、実施報告を行うものとする。

（物資の運搬、引渡）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費負担）

第6条 甲が乙に対し物資の供給を要請した場合において、乙が甲に対して供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き取った物資の代金及び当該運搬に係る費用については、甲は乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した、甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、提携している広域的な団体・企業等がある場合は、広域的な支援が円滑に実施されるよう体制の整備に努めるものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、あらかじめ取り決めておくものとする。

2 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について相互に情報提供を行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛 西 憲 之

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀 井 淳

2 災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）第1条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要 請)

第3条 協定第1条第2項に規定する文書は、物資の供給に関する要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請事由
- (3) 要請する物資等（品名、数量、引渡日時、引渡場所）
- (4) その他物資の供給に関し必要な事項

(報 告)

第4条 協定第3条第2項に規定する文書は、物資供給実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 引渡日時、引渡場所
- (2) 引渡物資品名、数量
- (3) 引渡時立会・確認者職氏名
- (4) その他必要な事項

(支 払)

第5条 協定第6条に規定する費用は、同条第2項に基づく決定等により、甲が乙に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 協定第9条に規定する緊急連絡先は、弘前市商工観光部商工労政課及び株式会社イトーヨーカ堂弘前店とし、甲においては商工労政課長を、乙においては弘前店総務マネージャーを、それぞれ連絡責任者とする。

(調査票の提出)

第7条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日及び10月1日現在の物資の保有、提供可能数量に係る調査票（様式第3号）を甲に対して提出するものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘 前 市 長 葛 西 憲 之

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀 井 淳

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 様

弘前市長

「災害時における物資の供給に関する協定」の第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

引 渡 日 時	引 渡 場 所	品 目	規格・寸法	数 量

3 その他

物資の供給実施報告書

平成 年 月 日

弘前市長 様

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名、規格・寸法及び数量

(3) 立会い確認者

2 その他

年 月 日

弘前市長 様

株式会社イトーヨーカ堂弘前店

災害時における物資提供可能数量調査票

品 名	種 類	規 格 等	在 庫 数	災害時提供可能数

年 月 日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

〔定〕 4－28－10 災害時における飲料水の供給に関する協定

災害時における飲料水の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、弘前市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、弘前市内での大規模な地震、台風等による災害発生に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関する手続等について定め、もって、円滑な災害応急対策及び災害復旧対策に資することを目的とする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料水を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料水の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料水の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、緊急物資供給要請書（様式第1号）により、飲料水の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において緊急物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び引渡し）

第4条 飲料水の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料水受領書（様式第2号）により数量等を確認のうえ、飲料水を引き取るものとする。

（経費等の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料水の代金、運搬等に要した費用等、その他飲料水の供給に要した費用（以下「経費等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 経費等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費等の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料水の納入が完了したときは、前条の価格による経費等について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの経費等の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（情報交換及び提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上下水道部総務課長、乙においては弘前営業所長とする。

（調査票等の提出）

第10条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票（様式第3号その1）及び災害時飲料水提供可能数量票（様式第3号その2）を甲に

対して提出するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協 議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日

甲 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
弘 前 市 長 葛 西 憲 之

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第 1 地割 2 7 9 番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷 村 邦 久

年 月 日

緊急物資供給要請書

様

弘前市長

印

災害時における飲料水の供給に関する協定第 3 条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
2 納 入 希 望 日	年 月 日 () 時 分
3 納 入 場 所	
4 飲料水の種類・数量	
5 備考	

【担当者】

部署名：

担当者職氏名：

年 月 日

飲料水受領書

様

受領確認者

職氏名

印

次のとおり受領しました。

記

1 受領場所

2 飲料水の種類及び数量等

品 名	規 格	数 量	備 考

※ 受領場所、飲料水の種類、規格、数量などは運搬時にあらかじめ記載しておくこと。

※ 受領者の確認印については、必要に応じ省略することができる。

年 月 日

調 査 票

■基本事項

商号又は名称			
住 所			
代 表 者 氏 名		F A X 番 号	
電 話 番 号		E - mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名	
所 在 地	
位 置 図	

災害時飲料水提供可能数量票

■ 事業所名

■ 品目／数量等 年 月 日現在

品 名	種 類	規 格		提供可能数量 (本)
		パッケージ	1箱あたり本数	
			合 計	

〔定〕 4-28-11 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）及び弘前市職員労働組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に被災住民に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。
（災害救援ベンダーの位置）

第3条 災害用救援ベンダーの位置は次の場所とし、その手続き等については、第5条に規定する自動販売機フルサービス協定書による。

（1）所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

（2）設置場所 弘前市役所 1階

（3）台数 1台

（災害救援ベンダーの使用）

第4条 市内に震度5以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、甲に災害対策警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合は、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。

3 災害救援専用キーは、乙が甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

【専用キー管理先】

青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 企画部 企画課

（設置及び管理）

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、乙と丙が別に締結する自動販売機フルサービス協定書によるものとする。

（期 間）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から効力を有し、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲が丙に対して行う、行政財産の使用に係る許可がなされなかった場合は、本協定の協力を失うものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字山下 1 7 番地 6
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
弘前営業所長 藤 田 重 聡

丙 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
弘前市職員労働組合連合会
中央執行委員長 柴 田 弘 毅

〔定〕 4-28-12 災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第10条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災

害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工観光部商工労政課長、乙においては、NPO法人コメリ災害対策センター事務局長とする。

(調査票等の提出)

第13条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票(様式第3号その1)及び災害時物資提供可能数量票(様式第3号その2)により甲に報告するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月26日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

災害時における緊急対応可能な物資

分 類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割りばし、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋、バケツ、モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、紙おむつ（大人用含む）、生理用品、粉ミルク、哺乳びん、離乳食
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	ミニトイレ

年 月 日

様

弘前市長

印

物資供給要請書

災害時における物資供給に関する協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要請日時	年 月 日 () 時 分	
2 引渡日時	年 月 日 () 時 分	
3 引渡場所		
4 要請物資		
品 目	数 量	規格・寸法
5 備考		

【担当者】

部署名：

職氏名

年 月 日

弘前市長 様

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

物資供給実施報告書

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

（1）引渡品名、数量、規格・寸法

（2）引渡日時及び場所

（3）立会者職氏名

2 その他

年 月 日

弘前市長 様

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

調 査 票

■基本事項

名 称			
住 所			
代表者氏名		FAX 番号	
電話番号		E-mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名	
所 在 地	
位 置 図	

年 月 日

弘前市長 様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

災害時における物資提供可能数量調査票

品 名	種 類	規格等	在庫数	災害時提供可能数

年 月 日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

※概ね青森、秋田、岩手県に所在する店舗における状況を記入すること。

〔定〕 4-28-13 災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定

災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県石油商業組合中弘南支部（以下「乙」という。）は、災害時における市有施設等への燃料の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して市有施設等への燃料の優先供給を要する際の手続等について定め、もって災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（優先供給の要請）

第2条 甲は、災害時において燃料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し燃料の優先供給を要請できるものとする。

（優先供給の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し燃料の優先供給を実施するものとする。

（燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給を要請する燃料は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) L P ガス
- (6) その他甲が指定する燃料であつて、乙が供給可能なもの

（要請の方法）

第5条 甲は、燃料の優先供給を受けようとするときは、燃料優先供給要請書（別記様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に対して、口頭による要請を行い、事後に要請書を提出するものとする。

（燃料の引渡）

第6条 燃料の引渡場所は、甲が指定するものとする。この場合において、当該場所に甲の職員が立会い、納品書を確認のうえ、燃料を受け取るものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が優先供給をした燃料の対価及び運搬に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲と青森県石油商業協同組合が締結している物件売買単価契約書に記載されている契約単価とする。ただし、これにより難い理由がある場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定により甲が負担する費用に係る請求があつたときは、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場

合は、甲乙協議のうえ、支払い方法等について決定するものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時における情報伝達を円滑に行うことができるよう連絡体制を整備するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工観光部商工労政課長、乙においては青森県石油商業組合中弘南支部事務局長とする。

(情報交換及び提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

(平時からの備え)

第12条 乙は、災害時の燃料優先供給に備え、平常時より燃料の備蓄・確保に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者や公共交通機関等への供給支援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月17日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 青森県弘前市大字撫牛子四丁目4番地14

青森県石油商業組合中弘南支部

執行役員代表 三浦 勝正

第 年 月 号
 年 月 日

青森県石油商業組合中弘南支部
 様

弘前市長

燃 料 優 先 供 給 要 請 書

災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定第5条の規定に基づき、以下の燃料の優先供給を要請します。

種類・数量	種 類	数 量
	ガソリン	
	軽 油	
	灯 油	
	重 油 (特A・A、B、C)	
	L P ガス	
	その他 ()	
納 入 日 時	年 月 日 () 時 分	
納 入 場 所		
そ の 他		

【担当】所 属 :
 職氏名 :
 連絡先 :

〔定〕 4－28－14 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、弘前市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 弘前市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 弘前市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 2月15日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男

乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

〔定〕 4-28-15 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定

災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに弘前市地域防災計画に基づく災害復旧における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、弘前市及びその周辺において地震及び台風・雪害等による災害（以下「災害等」という。）の発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するように努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故荘等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するように努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等が発生、又は発生のおそれがあり、それに伴い甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に乙の社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等の発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下「ドコモグループ」という。）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するように努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、ドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、又は支障をきたすおそれのある場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害等の発生時において、ドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に対して、その確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を現状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が現状に回復する必要があると認めるときは、乙は資材置場施設を現状に回復することを要しないものとする。

（損害賠償）

第8条 ドコモグループが、甲が確保した資材置場等の利用中にドコモグループの故意又は過失によって当該資材置場等を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他ドコモグループの責に因らない場合は、ドコモグループの損害賠償義務は免責される。

（災害訓練時の協力）

第9条 ドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月24日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

乙 青森県青森市中央3丁目19番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
東北支社青森支店 支店長 吉澤 啓介

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：弘前市

市民環境部 防災安全課 防災担当

電話 0172-40-7100

乙：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社青森支店

正 技術サービス担当課長

電話 017-774-8002

副 法人営業担当課長

電話 017-774-6001

〔定〕 4－28－16 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

1 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第4条の協力要請により解体撤去に従事した者について、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、会員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日からその協力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月3日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 青森市大字大野字若宮33番地16
一般社団法人 青森県解体工事業協会
会長 大矢 進

2 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における建築物等の解体撤去に関する協定（以下「協定」という。）

第10条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要請)

第3条 協定第4条に規定する書面は、解体撤去協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 解体撤去を必要とする場所
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去の期間
- (5) その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

(解体撤去実施者)

第4条 協定第5条第1項の規定に基づき解体撤去を実施する者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 建築物等の解体を実施する者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けているものであること。
- (2) 災害廃棄物の運搬を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の規定による許可を受けているものであること。

(報告)

第5条 協定第6条に規定する書面は、解体撤去実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 解体撤去の実施内容
- (3) 解体撤去に従事した乙の会員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第6条 協定第7条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と解体撤去について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第7条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては防災安全課長を、乙においては津軽支部長を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成24年7月3日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西 憲之

乙 青森市大字大野字若宮33番地16
一般社団法人青森県解体工事業協会
会長 大矢 進

年 月 日

解 体 撤 去 協 力 要 請 書

一般社団法人青森県解体工事業協会
会 長 様

弘 前 市 長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去の協力を要請します。

記

1 災害の状況			
2 解体撤去を必要とする場所			
3 解体撤去の内容			
4 解体撤去の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 その他			
6 連絡責任者			
7 連絡先	電 話 番 号 : ファクス番号 :		
		整 理 番 号	

年 月 日

解 体 撤 去 実 施 報 告 書

弘 前 市 長 殿

一般社団法人青森県解体工事業協会
会 長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去を実施しましたので報告します。

記

1 解体撤去を実施した場所			
2 解体撤去の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 解体撤去に従事した人員、車両、資機材等			
4 解体撤去の実施内容			
5 解体に従事した会員名			
6 その他			
7 連絡責任者			
8 連絡先	電 話 番 号 : ファクス番号 :		
		整 理 番 号	

〔定〕 4-28-17 災害時における食料供給に関する協定

災害時における食料供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前仕出し商組合（以下「乙」という。）との間で、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な食料の調達及び供給（以下「供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、食料の供給等の必要が生じたときは、乙に対して、その保有する食料の供給等を要請することができる。

(1) 弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 弘前市外の災害等について、青森県又は他の市町村から食料の供給等のあつせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対して次の各号に掲げる事項を記載した食料の供給等に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害等の状況

(2) 要請事由

(3) 供給の内容（品名・数量）

(4) 引渡日時及び場所

(5) その他必要事項

（実 施）

第2条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、原材料、設備機器及び労務を提供し、食料の供給等を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により食料の供給等を実施した場合は、甲に対し、食料の供給等に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬、引渡し）

第3条 食料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの食料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 食料の引渡しの際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

3 甲は前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第4条 甲は、乙が食料を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が供給した食料の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 受け取った食料の代金及び運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ定め、それぞれに報告しておくものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては介護保険課長、乙にあつては、事務局長とする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、

その者の責に帰することができない理由により死亡し、又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成１８年弘前市条例第２２０号）の定めるところにより、その損害を補償する。

（有効期間）

第８条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協 議）

第９条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１１月９日

甲 弘前市大字上白銀町１番地１
弘前市長 葛 西 憲 之

乙 弘前市大字和徳町１４２番地
弘前仕出し商組合
組 合 長 小 林 忠 則

年 月 日

弘前仕出し商組合
組合長 様

弘 前 市 長

食料の供給等に関する要請書

災害時における食料供給に関する協定第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等の状況及び要請事由

2 要請する食料等

要 請 品 名	数 量	引渡日時	引 渡 場 所

3 その他

担当者職氏名
連 絡 先

年 月 日

弘 前 市 長 様

弘前仕出し商組合
組合長

食料の供給等に関する報告書

下記のとおり要請食料を供給しましたので、災害時における食料供給に関する協定第2条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者職氏名

2 その他

〔定〕 4－28－18 災害時における飲料品の供給に関する協定

災害時における飲料品の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社東北第二営業部（以下「乙」という。）及び株式会社菊池商店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣 旨）

第1条 この協定は、弘前市内で地震、風水害その他大規模災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な飲料品の供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙及び丙に対して協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の事業所その他関係する事業所に保有する飲料品の供給
- (2) その他災害時における応急対策に必要と認められる事項

（要 請）

第3条 前条の規定による要請は、甲から乙又は丙に対して次の各号に掲げる事項を記載した飲料品供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 要請事由
- (3) 供給の内容（品名・数量）
- (4) 引渡日時及び場所
- (5) その他必要事項

（実 施）

第4条 前項の規定により、甲から要請を受けた場合、乙又は丙は可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により飲料品の供給を実施した場合は、甲に対して飲料品の供給に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬・引渡し）

第5条 飲料品の引渡日時及び場所については、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの運搬は原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 乙と丙は、甲からの要請に対しての、運搬及び供給に係る手順等についてあらかじめ調整しておくものとする。

3 飲料品の引渡の際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ受け取るものとする。

4 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙又は丙が飲料品を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙又は丙が供給した飲料品の対価及び引渡場所までの運搬に係る実費経費は、甲が負担するものとする。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙丙協議して決定するものとする。

2 受け取った飲料品の代金及び運搬の経費は、乙又は丙からの請求後、速やかに乙又は丙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙及び丙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者、連絡体制・方法等を協議のうえ、

あらかじめ定め、それぞれに報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては市民環境部防災安全課長、乙にあつては、東北第二営業部開発担当参事、丙にあつては株式会社菊池商店営業課長とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙及び丙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(調査票等の提出)

第10条 乙及び丙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び飲料品の保有数量等について、調査票（様式第3号）及び災害時飲料品提供可能数量票（様式第3号の2）を甲に対して提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協 議)

第12条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月25日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

乙 青森市大字第二間屋町二丁目7番19号
ダイードリンク株式会社
東北第二営業部
営業部長 野口 光春

丙 弘前市大字新里字東里見113番地1
株式会社菊池商店
代表取締役社長 樽澤 憲雄

年 月 日

飲料品供給要請書

様

弘 前 市 長

災害時における飲料品の供給に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する飲料品

要 請 品 名	数 量	引渡日時	引 渡 場 所

3 その他

【担当者】

部署名：

担当者職氏名：

連絡先：

年 月 日

弘 前 市 長 様

（ダイードリンコ株式会社・株式会社菊池商店）

飲料品の供給に関する報告書

下記のとおり要請飲料品を供給しましたので、災害時における飲料品の供給に関する協定第4条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

（1）引渡日時及び場所

（2）引渡品名及び数量

（3）立会い確認者職氏名

2 その他

年 月 日

調 査 票

■基本事項

商号又は名称			
住 所			
代 表 者 氏 名		F A X 番 号	
電 話 番 号		E - mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名			
所 在 地			
位 置 図			

〔定〕 4－28－19 福祉避難所の確保に関する協定

福祉避難所の確保に関する協定書

弘前市（以下（甲）という。）と〇〇〇〇（事業所名）（以下「乙」という。）は、弘前市内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、要援護者を福祉避難所に受け入れる場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は次のとおりとする。

施設名	所在地	受け入れ数

（要援護者の受入等）

第3条 甲は、要援護者の受け入れの必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所への当該要援護者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受け入れの可否を速やかに判断し、受け入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の判断をするにあたり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、要援護者の受け入れにあたり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

5 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を乙の判断により第2条に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第1項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受け入れ期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく要援護者の受け入れ期間は、受け入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内に延長することができるものとし、更に受け入れ期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙はこの協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 受け入れた要援護者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は、乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (2) 乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

2 甲又は乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により通知するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

弘前市大字上白銀町1-1
(甲) 弘前市長 葛西 憲之

所在地
(乙) 事業所名
代表者名

〔定〕 4-28-20 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、弘前市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（報 告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

（1）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量

（2）調達を実施した日時及び場所

（3）その他必要な事項

（事故報告）

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

（情報収集 報告及び周知）

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、弘前市防災安全課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 青森市本町二丁目4番10号
一般社団法人青森県エルピーガス協会
会長 黒澤吉典

別 紙（第2条関係）

中 核 充 填 所

No.	地 区	事 業 所 名
①	東 青	E N E O S グローブエナジー(株)青森東充填所 青森市大字野内字浦島 84-1 【対象市町村】 青森市〔浪岡除く〕、外ヶ浜町、平内町、今別町、蓬田村
②	中弘南	日通商事(株)青森支店浪岡充填所 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 12-17 【対象市町村】 青森市浪岡、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村
③	三 八	カメイ物流サービス(株)八戸ガスターミナル 八戸市豊洲 2-38 【対象市町村】 八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町 新郷村
④	西北五	東北アストモスガス(株)青森充填所 青森市浪岡大字大釈迦字前田 76-1 【対象市町村】 五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、板柳町、深浦町、鯨ヶ沢町
⑤	上十三	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株) 上北郡おいらせ町青葉五丁目 50-1727 【対象市町村】 十和田市、三沢市、野辺地町、東北町、六戸町、七戸町、おいらせ町
⑥	下 北	(有)下北ガス むつ市南赤川町 10-27 【対象市町村】 むつ市、大間町、横浜町、 東通村、六ヶ所村、風間浦村、佐井村

様式（第3条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

平成 年 月 日

一般社団法人青森県エルピーガス協会

弘 前 市 長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

実施日時 月 日 時頃	実施場所	要請品名	数量

3 その他

様式（第5条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

平成 年 月 日

弘 前 市 長 殿

一般社団法人青森県エルピーガス協会

下記のとおり要請を受けた液化石油ガスを供給しましたので、「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第5条に基づき、報告します。

記

1 報告事項

（1）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

（2）調達を実施した日時及び場所

（3）立会い確認者名

2 その他

〔定〕 4-28-21 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）、サントリービバレッジサービス株式会社東北営業本部弘前支店（以下「乙」という。）及び弘前市職員労働組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に被災住民に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。

（災害救援ベンダーの位置）

第3条 災害用救援ベンダーの位置は次の場所とし、その手続き等については、第5条に規定する自動販売機フルサービス協定書による。

（1）所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

（2）設置場所 弘前市役所 1階

（3）台数 1台

（災害救援ベンダーの使用）

第4条 市内に震度5以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、甲に災害対策警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合は、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。

3 災害救援専用キーは、乙が甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

【専用キー管理先】

青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 経営戦略部 防災安全課

（設置及び管理）

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、乙と丙が別に締結する自動販売機フルサービス協定書によるものとする。

（期間）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から効力を有し、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲が丙に対して行う、行政財産の使用に係る許可がなされなかった場合は、本協定の協力を失うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年4月21日

- 甲 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
弘 前 市 長 葛 西 憲 之
- 乙 青森県平川市松崎西田 4 1 番 1 5
サントリービバレッジ株式会社東北営業本部
弘前支店長 中 屋 敷 圭 祐
- 丙 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
弘前市職員労働組合連合会
中央執行委員長 柴 田 弘 毅

〔定〕 4-28-22 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）、みちのくキャンティーン株式会社弘前営業所（以下「乙」という。）及び弘前市職員労働組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に被災住民に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。

（災害救援ベンダーの位置）

第3条 災害用救援ベンダーの位置は次の場所とし、その手続き等については、第5条に規定する自動販売機フルサービス協定書による。

（1） 所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

（2） 設置場所 弘前市役所 1階

（3） 台数 1台

（災害救援ベンダーの使用）

第4条 市内に震度5以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、甲に災害対策警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合は、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。

3 災害救援専用キーは、乙が甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

【専用キー管理先】

青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 経営戦略部 防災安全課

（設置及び管理）

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、乙と丙が別に締結する自動販売機フルサービス協定書によるものとする。

（期間）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から効力を有し、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲が丙に対して行う、行政財産の使用に係る許可がなされなかった場合は、本協定の協力を失うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年4月21日

- 甲 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
弘 前 市 長 葛 西 憲 之
- 乙 青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋 5 0 番地 2
みちのくキャンティーン株式会社
弘前営業所長 鳴海 透
- 丙 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
弘前市職員労働組合連合会
中央執行委員長 柴 田 弘 毅

〔表〕 1－6－1 河川一覧

(建設政策課 平成25年4月)

名 称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域（上流より）
岩 木 川	一 級 河 川	国土交通省管理区間 下湯口 → 三和 青森県管理区間 番館
山 田 川	〃	青森県管理区間 普通河川長前川下流端（十腰内） → 新小戸六ダム合流点（十腰内）
新 和 川	〃	青森県管理区間 小友 → 一級河川岩木川合流点（三和）
宇多野川	〃	青森県管理区間 小友 → 一級河川新和川合流点（三和）
旧大蜂川	〃	国土交通省管理区間 小友（小友橋下流端） → 一級河川岩木川合流点（三和） 青森県管理区間 高杉 → 小友（小友橋下流端）
大 石 川	〃	青森県管理区間 普通河川大石川下流端（貝沢） → 一級河川旧大蜂川合流点（小友）
前 菰 川	〃	青森県管理区間 普通河川前菰川下流端（鬼沢） → 一級河川旧大蜂川合流点（小友）
大 蜂 川	〃	青森県管理区間 普通河川大蜂川下流端（折笠） → 一級河川岩木川合流点（青女子）
多 沢 川	〃	青森県管理区間 普通河川多沢川下流端（中別所） → 一級河川大蜂川合流点（高杉）
鶏 川	〃	青森県管理区間 普通河川鶏川下流端（中別所） → 一級河川大蜂川合流点（宮館）
平 川	〃	国土交通省管理区間 撫牛子（ＪＲ奥羽本線平川第一鉄橋） → 津賀野 青森県管理区間 小金崎 → 撫牛子（ＪＲ奥羽本線平川第一鉄橋）
加 藤 川	〃	青森県管理区間 準用河川加藤川下流端（向外瀬） → 清野袋
加 藤 川	準用河川	弘前市管理区間 青山一丁目 → 一級河川加藤川上流端（向外瀬）
土 淵 川	一 級 河 川	国土交通省管理区間 撫牛子四丁目（大久保橋下流端） → 一級河川平川合流点（大久保） 坂元（農道橋下流端） → 撫牛子四丁目（大久保橋下流端）
腰 巻 川	準用河川	弘前市管理区間 高崎 → 一級河川土淵川合流点（撫牛子二丁目）
長四郎川	〃	弘前市管理区間 城東中央三丁目 → 準用河川腰巻川合流点（和泉二丁目）
寺 沢 川	一 級 河 川	青森県管理区間 小沢 → 一級河川土淵川合流点（銅屋町）
童子森川	〃	青森県管理区間 普通河川童子森川下流端（自由ヶ丘四丁目） → 一級河川寺沢川合流点（樹木三丁目）
清 水 川	〃	青森県管理区間 清水富田 → 一級河川寺沢川合流点（清水富田）
腰 巻 川	〃	青森県管理区間 普通河川三岳川合流点（南大町一丁目） → 一級河川平川合流点（境関）

名 称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域（上流より）	
境 関 川	準 用 河 川	弘前市管理区間	福村 → 一級河川境関川上流端（福村一丁目）
高 崎 川	一 級 河 川	青森県管理区間	普通河川高崎川下流端（高田） → 一級河川腰巻川合流点（高田三丁目）
万 助 川	〃	青森県管理区間	準用河川万助川下流端（門外一丁目） → 一級河川腰巻川合流点（豊田三丁目）
万 助 川	準 用 河 川	弘前市管理区間	大清水三丁目 → 一級河川万助川上流端（門外一丁目）
洞 喰 川	〃	弘前市管理区間	松原東三丁目 → 一級河川腰巻川合流点（城東五丁目）
森 川	〃	弘前市管理区間	大清水一丁目 → 準用河川洞喰川合流点（川先一丁目）
大和沢川	一 級 河 川	青森県管理区間	一野渡 → 一級河川平川合流点（川合）
前 川	〃	青森県管理区間	準用河川大沢合流点（大沢） → 一級河川平川合流点（川合）
大 沢 川	準 用 河 川	弘前市管理区間	大沢 → 一級河川前川合流点（大沢）
前 川	〃	弘前市管理区間	普通河川前川下流端（松木平） → 準用河川大沢川合流点（大沢）
稲刈沢川	〃	弘前市管理区間	普通河川稲刈沢川下流端（小栗山） → 準用河川前川合流点（大沢）
後長根川	〃	青森県管理区間	普通河川後長根川下流端（新法師） → 一級河川岩木川合流点（三世寺）
羽 黒 川	〃	弘前市管理区間	宮地 → 一級河川後長根川合流点（宮地）
さだご川	〃	弘前市管理区間	普通河川四ッ谷川合流点（葛野） → 一級河川後長根川合流点（葛原）
二階堰川	〃	弘前市管理区間	一級河川岩木川（五所） → 一級河川岩木川（栄町四丁目）
さくら川	〃	弘前市管理区間	準用河川二階堰川合流地点（下白銀町） → 下白銀町
新土淵川	一 級 河 川	青森県管理区間	一級河川土淵川分派店 → 一級河川岩木川合流点（樋の口町）
栩 内 川	〃	青森県管理区間	普通河川栩内川下流端（湯口） → 一級河川岩木川合流点（下湯口）
相 馬 川	〃	青森県管理区間	西股沢合流点 → 一級河川岩木川合流点（紙漉沢）
作 沢 川	〃	青森県管理区間	舟打沢合流点 → 一級河川相馬川合流点（藤沢）
嶋ヶ沢川	〃	青森県管理区間	普通河川嶋ヶ沢川下流端（相馬） → 一級河川相馬川合流点（相馬）
蔵助沢川	〃	青森県管理区間	百沢 → 一級河川岩木川合流点（国吉）
冷 田 川	準 用 河 川	弘前市管理区間	普通河川石切沢川合流点Ⅰ（百沢） → 一級河川蔵助沢川合流点（百沢）
大 秋 川	一 級 河 川	青森県管理区間	黒沢の合流点 → 一級河川岩木川合流点（国吉）
平 沢 川	準 用 河 川	弘前市管理区間	百沢 → 一級河川大秋川合流点（百沢）

名 称	河川法上の種別	管理区間のうち関係する市域（上流より）	
中 村 川	二 級 河 川	青森県管理区間	普通河川湯段川合流点（常盤野） → 常盤野
井戸ノ沢	〃	青森県管理区間	常盤野 → 二級河川中村川合流点（常盤野）

〔表〕 1－6－2 湖沼一覧

（農村整備課 平成25年6月）

名 称	満水面積 (ha)	利 用 目 的	所 在 地	関係河川名
砂沢ため池（上）	35.7	かんがい用水	三和字下池神	岩木川
砂沢ため池（下）	6.2	〃	〃	〃
新ため池（権左エ門）	1.3	〃	三和字下恋塚	大石川
中畑ため池	2.0	〃	〃	〃
奈良寛ため池	7.1	〃	鬼沢字猿沢	前菰川
手代森ため池	1.4	〃	高杉字尾上山	〃
櫛の木ため池（3）	2.7	〃	櫛木字牧野	大峰川
神原ため池	2.1	〃	高杉字神原	旧大峰川
松の木ため池	1.0	〃	高杉字神原	〃
堰戸池	1.2	〃	高杉字神原	多沢川
高野ため池	2.5	〃	高野字山越	岩木川
大開ため池	1.5	〃	悪戸字後沢	土淵川
鶴の子沢ため池	2.3	〃	小沢字鶴子沢	〃
小館ため池	1.4	〃	小沢字根子屋沢	〃
鍋川ため池	1.4	〃	十腰内字猿沢	鳴沢川
七平ため池	2.0	〃	中別所字向野	多沢川
後山ため池	1.0	〃	坂元字山元	土淵川
牛沢ため池	1.0	〃	松木平字松元	前川
芹沢ため池	1.0	〃	小栗山字芹沢	稲刈沢川
長坂貯水池	1.4	〃	五代字従弟沢	後長根川

〔表〕 1－6－3 市道の状況

（建設政策課 平成25年4月）

市 道	
実 延 長	舗 装 率
1,427.6 km	70.6 %

〔表〕 1－6－4 土地の利用状況

(資産税課 平成26年1月)

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
田	5,311	10.13
畑	11,423	21.80
宅 地	3,681	7.02
池 沼	180	0.34
山 林	10,895	20.79
原 野	3,010	5.74
雑種地	931	1.78
その他	16,981	32.40
合 計	52,412	100.00

〔表〕 2－1－1 弘前市防災会議委員名簿

(防災安全課 平成26年6月)

弘前市防災会議条例第3条による区分	機 関 名	職 名
1号 指定地方行政機関の職員	青森地方気象台	次 長
	東北地方整備局青森河川国道事務所	所 長
	東北農政局青森地域センター	次 長
	津軽森林管理署	署 長
2号 青森県知事の部内職員	中南地域県民局地域整備部	部 長
3号 青森県警察の警察官	弘前警察署	署 長
4号 消防長	弘前地区消防事務組合	消防長
5号 市部内職員	弘前市	副市長
6号 教育長	弘前市教育委員会	教育長
7号 消防団長	弘前市消防団	団 長
8号 指定公共機関または 指定地方公共機関の職員	東日本電信電話株式会社	弘前支店長
	東日本旅客鉄道株式会社	津軽地区長
	東北電力株式会社	弘前営業所長
	日本放送協会青森放送局	局 長
	青森放送株式会社	弘前支社長
	株式会社青森テレビ	弘前支社長
	青森朝日放送株式会社	弘前支社長
	弘前ガス株式会社	取締役社長
	青森県トラック協会	弘前支部長
9号 その他市長が必要と認めた者	陸上自衛隊弘前駐屯地第39普通科連隊	連隊長
	弘前市町会連合会	会 長
	弘前市民生委員児童委員協議会	副会長
	弘前市議会	総務常任委員長
	弘前市議会	厚生常任委員長
	弘前市議会	経済文教常任委員長
	弘前市議会	建設常任委員長
	弘前市農業委員会	会 長
	一般社団法人弘前市医師会	理 事
	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会 長
	弘前市連合婦人会	副会長
	弘前市赤十字奉仕団	委員長
	弘前建設業協会	協会長
	弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会	監 事
	株式会社エフエム青森	弘前支局長
	アップルウェーブ株式会社	専務取締役

〔表〕 2－3－1 動員可能数

(人材育成課 平成26年4月)

区分 所属	人員			事務系		技能労務職		医療職	
	計	男	女	男	女	男	女	男	女
経営戦略部	91	74	17	74	16				1
財務部	140	106	34	97	34	9			
市民文化スポーツ部	67	30	37	30	37				
健康福祉部	219	114	105	114	76		1		28
農林部	57	50	7	50	7				
商工振興部	25	21	4	21	4				
観光振興部	20	15	5	15	5				
建設部	94	90	4	61	4	29			
都市環境部	91	81	10	61	10	20			
岩木総合支所	19	15	4	15	4				
相馬総合支所	16	13	3	13	3				
市立病院	233	58	175	15	6			43	169
上下水道部	116	102	14	88	14	14			
教育委員会	161	120	41	85	30	35	11		
東目屋出張所	3	2	1	2	1				
船沢出張所	3	2	1	2	1				
高杉出張所	2		2		2				
裾野出張所	3	3		3					
新和出張所	3	3		3					
石川出張所	3	2	1	2	1				
会計課	10	7	3	7	3				
議会事務局	11	9	2	9	2				
選挙管理委員会事務局	4	4		4					
監査委員事務局	5	5		5					
農業委員会事務局	13	9	4	9	4				
計	1,409	935	474	785	264	107	12	43	198

〔表〕 3－2－1 地震観測施設（弘前市周辺を含む主なもの）

①弘前大学理工学部附属地震火山観測所地震観測システム

（防災安全課 平成26年3月）

観測点	緯度	経度	標高	備考
弘前	40°35'08.0"N	140°28'36.7"E	50m	
岩崎	40°28'34.0"N	139°57'37.4"E	110m	
三厩	41°09'31.1"N	140°24'49.1"E	90m	
泊	41°05'53.6"N	141°23'15.5"E	130m	
百沢	40°37'02.4"N	140°19'36.5"E	290m	
浜横沢	40°42'57.5"N	140°14'13.9"E	70m	
梵珠山	40°47'31.7"N	140°34'25.5"E	240m	
岳	40°37'49.3"N	140°16'20.8"E	500m	青森県より委託
易国間	41°29'45.6"N	140°59'12.8"E	35m	〃
沖揚平	40°37'37.2"N	140°48'9.0"E	805m	〃
宇樽部	40°26'23.6"N	140°57'15.8"E	340m	〃
三本木	40°38'18.2"N	141°16'34.3"E	-230m	〃
名久井岳	40°23'31.9"N	141°17'45.2"E	92m	〃

備考 1 宇樽部、三本木、名久井岳については、地震計埋設地点の標高である。

2 宇樽部・名久井岳は地下100m、三本木は地下300mに地震計を設置

3 弘前大学理工学部附属地震火山観測所 電話（直通） 39-3652
FAX（直通） 34-5325

②防災科学技術研究所設置の地震観測用観測施設

（防災安全課 平成26年3月）

観測点	緯度	経度	標高	備考
AOM 016（弘前）	40°60'18"N	140°49'00"E	28m	強震計
所在地地番	弘前市大字城東中央五丁目6-1 市立東小学校内			

備考 独立行政法人 防災科学技術研究所 地震研究部地震観測データセンター強震観測管理室

電話 029-854-4940

FAX 029-854-4941

③気象庁計測震度観測点

（防災安全課 平成26年3月）

地域コード	地域名称	市町村コード	市町村名	観測点コード	震度発表名称	観測点所在地	緯度(度分)	経度(度分)
201	青森県津軽南部 アオモリケンツカガールナンブ	20100	弘前市 ヒロサキシ	2010000	弘前市和田町 ヒロサキシワダチョウ	弘前市大字和田町 6-2	40°37'	140°28'
		20100	弘前市 ヒロサキシ	2010001	弘前市弥生 ヒロサキシヤヨイ	弘前市大字百沢字 東岩木山2524-1	40°39'	140°22'
		20102	鯹ヶ沢町 アジカサワマチ	2010200	鯹ヶ沢町本町 アジカサワマチホンチョウ	西津軽郡鯹ヶ沢町 本町 209-2	40°47'	140°13'
		20103	深浦町 フカウラマチ	2010302	深浦町深浦 フカウラマチフカウラ	西津軽郡深浦町大字 深浦字岡町 210-3	40°39'	139°56'
		20103	深浦町 フカウラマチ	2010301	深浦町長慶平 フカウラマチチョウケイタイ	西津軽郡深浦町大字 長慶平字仁瀬 4-1	40°36'	140°00'

備考 青森地方気象台 電話 017-741-7411

〔表〕 3－2－2 その他の気象観測施設

(防災安全課 平成25年4月)

種 別	観測所名	所 在 地	設 置 者	連 絡 先
気温、降水量、風、日照時間、積雪、震度	弘 前 (岩木川)	弘前市大字和田町 6-2	青森地方気象台	017-741-7411 技術課
降水量	大 鰐 (平 川)	大鰐町大字早瀬野字小金沢 117	〃	〃
降水量	岳 (湯 沢)	弘前市大字常盤野字湯の沢 45-4 常盤野小中学校	〃	〃
気温、降水量、風、日照時間、積雪	碓ヶ関 (平 川)	平川市碓ヶ関字河原 23-2	〃	〃
降水量	温 川 (浅瀬石川)	平川市切明字津根川森 1-39 温川多目的集会所付近	〃	〃
気温、降水量、風、日照時間	黒 石 (浅瀬石川)	黒石市大字馬場尻南 170-16	〃	〃
降水量	弘 前 県土整備	弘前市大字蔵主町 4 番地 中南地域県民局	青 森 県	34-1284 中南河川砂防施設課
降水量	目屋ダム (岩木川)	西目屋村大字藤川字瀬の上 181-29 目屋ダム管理所	〃	85-2212 目屋ダム管理所 85-3020 FAX 兼用
降水量	八 方 (岩木川)	西目屋村大字大川沢 国有林 6 1 林班区	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	弁 天 (岩木川)	西目屋村大字尾太 国有林 2 8 林班区	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	鬼 川 辺 (岩木川)	西目屋村大字鬼川辺 国有林 1 7 8 林班区	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	暗 門 (岩木川)	西目屋村大字川原平字暗門 沢国有林 1 6 2 林班	〃	〃
降水量	遠部ダム (遠部沢)	平川市碓ヶ関字西碓ヶ関山神堂 碓ヶ関国有林	〃	34-1284 中南河川砂防施設課
降水量	西碓ヶ関 (遠部沢)	平川市碓ヶ関字西碓ヶ関山 碓ヶ関国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	久吉ダム (津刈川)	平川市碓ヶ関東碓ヶ関山	〃	〃
降水量	鍋 倉 (津刈川)	平川市碓ヶ関東碓ヶ関山 碓ヶ関国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	土淵川上流 (土淵川)	弘前市大字坂元字山下 46 地先 県道上流左岸河川敷	〃	34-1284 中南河川砂防施設課
降水量	三ツ目内 (三ツ目内川)	大鰐町大字居士字花岡 21-22 河川敷	〃	〃
降水量	関ヶ平 (相馬川)	弘前市大字藍内字富田 94-7 河川敷	〃	〃
降水量	堰 口 (岩木川)	弘前市大字番館字長田 118-12 河川敷	〃	〃
降水量	高 杉 (大峰川)	弘前市大字前坂字赤井 96-1 河川敷	〃	〃
降水量	石 川 (平 川)	弘前市大字石川字春仕内 50-4 地先河川敷	〃	〃
降水量	中 野 川 (中野川)	黒石市大字板留字落合野 3-4 地先河川敷	〃	〃
降水量	大 石 (大石川)	弘前市大字大森字勝山 1095-1 河川敷	〃	〃
降水量	長 峰 (平 川)	大鰐町大字長峰字前田 307-1 国有林	〃	〃
降水量	百 沢 (蔵助沢川)	弘前市大字百沢字岩木山 3166 市有地	〃	〃
降水量	尾 崎 (浅井川)	平川市大字尾崎字川合 33-1 平賀東小学校 (借地)	〃	〃
降水量	岩 木 山 (岩木川)	弘前市大字百沢字岩木山 国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止

種 別	観測所名	所 在 地	設 置 者	連 絡 先
降水量	毛 無 (浅瀬石川)	黒石市大字沖浦字青荷沢 1-738 畑地内	国土交通省	54-8782 浅瀬石川ダム管理所
降水量	黒 石 (浅瀬石川)	黒石市東町 50 情報連絡所	〃	〃
降水量	滝 の 森 (浅瀬石川)	平川市大字切明字滝の森 1-1 国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	滝 の 沢 (浅瀬石川)	平川市大字切明字津根川森 169 牧場地内	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	平 賀 (浅瀬石川)	平川市大字平賀町字小国字 深沢 21-121 白毛山放牧場	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	青 荷 沢 (浅瀬石川)	黒石市大字沖浦字青荷沢 1-1 国有林	〃	〃 ※冬期間観測休止
降水量	浅瀬石川ダム (浅瀬石川)	黒石市大字板留字杉ノ沢 2 番地ダムサイト	〃	〃
降水量	相 馬 (相馬川)	弘前市大字紙漉沢字山越 25	〃	017-734-4521 青森河川国道事務所
降水量	弥 生 (大峰川)	弘前市大字弥生字弥生平 581 (旧弥生小学校)	〃	〃
降水量	早 瀬 野 (虹貝川)	大鰐町大字早瀬野字小金沢 117	〃	〃
降水量	深 山 沢 (大和沢川)	弘前市大字大和沢字上岸田 165-234	〃	〃
降水量	相馬ダム	弘前市大字沢田字園村 63-24 相馬ダム管理所	農林水産省 及び青森県	84-3320 相馬ダム管理所
降水量	洪水森	弘前市大字相馬字萱范 国有林 388 林班に小班	〃	〃 ※冬期間観測休止
水位、流量	上岩木橋 (岩木川)	弘前市大字下湯口字青柳	国土交通省	017-734-4521 青森河川国道事務所
水 位	幡 龍 橋 (岩木川)	板柳町大字板柳字土井	〃	〃
水位、流量	百 田 (平川)	弘前市大字百田字宮崎 平川橋	〃	〃
水位、流量	温 湯 (浅瀬石川)	黒石市大字袋字村元 2-11	〃	54-8782 浅瀬石川ダム管理所
水位、流量	葛 川 (浅瀬石川)	平川市大字葛川字折戸 5-2	〃	〃
水位、流量	朝 日 橋 (浅瀬石川)	田舎館村大字川部字下川原 10-3	〃	〃
水位、流量	大 曲 (浅瀬石川)	田舎館村大字大曲字船橋 240-1	〃	〃
水 位	三 世 寺 (岩木川)	弘前市大字三世寺字鳴瀬	〃	017-734-4521 青森河川国道事務所
水 位	石 川 (平川)	弘前市大字石川	〃	〃
水 位	豊 平 橋 (平川)	田舎館村大字豊蒔字川崎 2-1	〃	〃
水 位	下 十 川	藤崎町大字福島字富田 62-1 地先	青 森 県	34-1284 中南河川砂防施設課
水 位	高 杉 (大峰川)	弘前市大字前坂字赤井 84-4	〃	〃
水 位	独 狐 (後長根川)	弘前市大字町田字沖田 86-3	〃	〃
水 位	堰 口 (岩木川)	弘前市大字番館字長田 118-12	〃	〃
水 位	平川合流点 (加藤川)	弘前市大字津賀野字瀬ノ上 143-28	〃	〃
水 位	土淵川分流 (新土淵川)	弘前市大字桜ヶ丘	〃	〃

種 別	観測所名	所 在 地	設 置 者	連 絡 先
水 位	寺沢川合流 (新土淵川)	弘前市大字樹木	青 森 県	34-1284 中南河川砂防施設課
水 位	土淵川開水路 (新土淵川)	弘前市大字樋の口	〃	〃
水 位	杉 館 (引座川)	平川市大字館山字下扇田 61-1 地先	〃	〃
水 位	大 和 沢 (大和沢川)	弘前市大字小栗山字川合 119-15 地先	〃	〃
水 位	三ツ目内 (三ツ目内川)	大鰐町大字居士字花岡 21-22	〃	〃
水 位	虹 貝 (虹貝川)	大鰐町大字虹貝字清川 141-5	〃	〃
水 位	旧大蜂川 (旧大蜂川)	弘前市大字檜木字富岡 1-2	〃	〃
水 位	相 馬 (相馬川)	弘前市大字水木在家字桜井 25	〃	〃
水 位	大 秋 川 (大秋川)	西目屋村大字大秋字開野 58-2	〃	〃
水 位	腰 巻 (腰巻川)	弘前市大字高田 2 丁目 101-18	〃	〃
水 位	中 野 川 (中野川)	黒石市大字板留字落合野 3-4 地先	〃	〃
水 位	国 吉 (岩木川)	弘前市大字国吉字目屋川 20-1	〃	85-2212 目屋ダム管理所
水 位	村 市 (岩木川)	西目屋村大字村市字生田 48-1	〃	〃
水 位	目屋ダム (岩木川)	西目屋村大字藤川字瀬の上 181-29	〃	〃
水 位	大 川 (岩木川)	西目屋村大字川原平字大川添 99-1	〃	〃
水 位	湯 ノ 沢 (湯ノ沢川)	西目屋村大字砂子瀬尾太 国有林内	〃	〃
水 位	平川第一 頭 首 工	大鰐町大字宿川原字川崎	〃	34-1284 中南河川砂防施設課
水 位	大 鰐 (平 川)	大鰐町大字大鰐字川辺 18-1	〃	〃
水 位	遠部ダム (遠部沢)	平川市碓ヶ関字西碓ヶ関山禪堂 87-7 国有林	〃	〃
水 位	久吉ダム (津刈川)	平川市碓ヶ関字東碓ヶ関山 国有林	〃	〃
水 位	舟 打 (作沢川)	弘前市大字相馬字萱菴 30	〃	84-3320 相馬ダム管理所
水 位	藤 沢 (作沢川)	弘前市大字藤沢字野田 64-6	〃	〃
積雪量	百 沢	弘前市大字百沢字笹平 8-16	〃	32-0800 中南道路施設課
積雪量	大 石	弘前市大字十腰内字猿沢	〃	〃

(注) 観測所名欄のカッコ書きは、河川名

〔表〕 3－2－3 消防施設等の現況

(消防本部、防災安全課 平成26年3月)

区 分	消防吏員・団員数(人)	普通ポンプ自動車(台)	水槽付ポンプ自動車(台)	小型動力ポンプ付水槽車(台)	はしご車(台)	救助工作車(台)	救急車(台)	化学車(台)	小型動力ポンプ付積載車(台)	指揮車・警備車(台)	司令車(台)	広報連絡車(台)	資材搬送車(台)	燃料補給車(台)
弘前消防本部	51										1	4		
弘前消防署	40		1		1	1	2			1		1		
藤代分署	20		1				1						1	
西北分署	12		1				1					1		1
西 分 署	20	1	2				1						1	
目屋分署	12		1				1					1		
東 消 防 署	39		1		1	1	2	1		1			1	
枡形分署	25	1	1	1			1							
小 計	219	2	7	1	2	2	9	1		2	1	7	3	1
団 本 部	39										1			
東 地 区 団	53	2								1				
西 地 区 団	63	2								2				
南 地 区 団	79	2							2	1				
北 地 区 団	45	2								2				
清水地区団	69	2							2					
和徳地区団	98	2							4					
豊田地区団	54	2							1					
堀越地区団	82	2							2	1				
千年地区団	140	4							3	1				
石川地区団	83	2							3					
藤代地区団	138	2							7					
東目屋地区団	61	2							2					
船沢地区団	143	2							7					
高杉地区団	94	2							4					
裾野地区団	118	3							4					
新和地区団	117	2							5					
岩木南地区団	99	3							2					
岩木東地区団	118	4							1					
岩木西地区団	152	6							2					
相馬地区団	123	4												
小 計	1,968	52							51	8	1			
合 計	2,187	54	7	1	2	2	9	1	51	10	2	7	3	1

〔表〕 3－2－4 消防ポンプ自動車等、消防水利整備計画

①消防ポンプ自動車等整備計画

(消防本部、防災安全課 平成26年3月)

区 分	消 防 本 部					消 防 団				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
普通消防ポンプ自動車						1				
水槽付消防ポンプ自動車										
小型動力ポンプ付積載車	1					1	4	5	5	5
はしご車				1						
救助工作車										
救急車					1					
化学車			1							
小型動力ポンプ付積載車										
指揮車・警備車							2			
司令車				1						
広報連絡車		1								
資材搬送車		1								
燃料補給車										

②消防水利整備計画

(防災安全課 平成26年3月)

区 分		現 有 数	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
消火栓	公 設	2, 4 3 7	1	1	1	1	1
	私 設	7					
防火水槽	40m ³ 未満	3 3					
	40m ³ 以上100m ³ 未満	7 0 6					
	100m ³ 以上	1 0					
	私 設	8					
その他の消防水利							
計		3, 2 0 1	1	1	1	1	1

〔表〕 3－2－5 市防災行政無線（同報系）

（防災安全課 平成26年6月）

（1）市有無線設備

①アナログ式

所 属	局種別	呼 出 名 称 (識別信号)	電波の型式、周波数、空中線電力			設置場所
			型式	周波数	電力	
弘 前 市	①固定局	ぼうさいひろさきいわきこうほう	F3E	68.595MHZ	10W	岩木総合支所総務課
	②固定局	じえいえいつがるひろさきいわきこうほう	F3E	68.595MHZ	10W	つがる弘前農協岩木支店
	③固定局	ぼうさいひろさきそうまこうほう	F3E	69.750MHZ	10W	相馬総合支所総務課
	④固定局	そうまのうきょうこうほう	F3E	69.750MHZ	10W	相馬村農協本店

※①及び②は平成26年度中、③及び④は平成27年度中にデジタル式へ更新予定

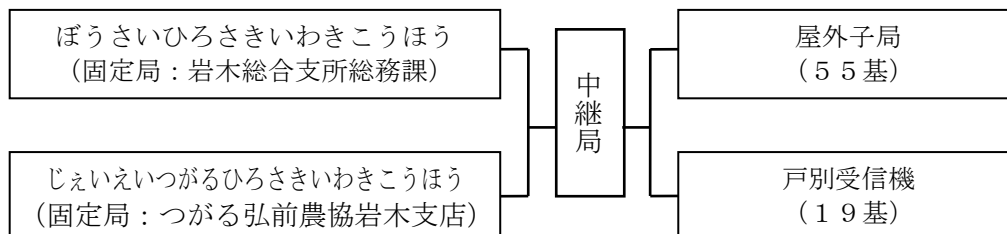
②デジタル式（平成26年度～）

所 属	局種別	呼 出 名 称 (識別信号)	電波の型式、周波数、空中線電力			設置場所
			型式	周波数	電力	
弘 前 市	固定局	ぼうさいひろさきしやくしよ こうほう	15K0D7W	59.225MHZ	10W	弘前市役所 防災無線室

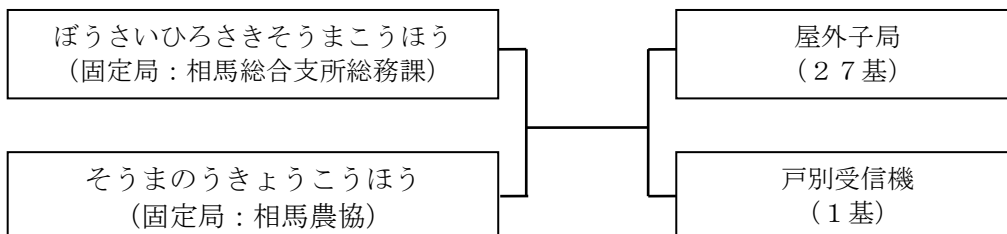
（2）通信系統図

①アナログ式

a ぼうさいひろさきいわき



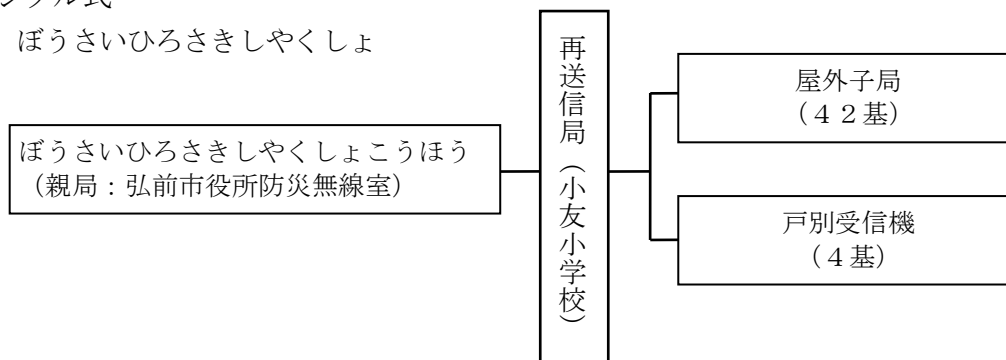
b ぼうさいひろさきそうま



※ 「じえいえいつがるひろさきいわきこうほう」と「そうまのうきょうこうほう」は、遠隔制御局である。

②デジタル式

a ぼうさいひろさきしやくしょ



(3) 受信設備の設置場所 (同報系)

①アナログ式

a ぼうさいひろさきいわきこうほう

No	局 名	個別番号	設 置 場 所
0	支所	100	賀田一丁目1-1
1	駒越1	101	駒越字高田2-8
2	駒越2	102	駒越字村元93
3	熊嶋	103	熊嶋字亀田116-3
4	高屋1	104	横町字豊田565-3
5	高屋2	105	高屋字豊田102-1
6	八幡	106	八幡字北原43-1
7	深山	107	一町田字早稲田702先
8	二本木	108	一町田字浅井461-1
9	五代	109	五代字沼田41-3
10	真土	110	真土字刈田59-1
11	龍ノ口	111	龍ノ口字村元番外地
12	馬子橋	112	宮地字沢田30-6
13	宮地	113	宮地字宮本150-6
14	蔵王	114	五代字山本714-1
15	兼平	115	兼平字富田72
16	高館	116	五代字従弟沢1030-150
17	大清水	117	鳥井野字長田167-3
18	鳥井野	118	鳥井野字長田50-8
19	如来瀬	119	如来瀬字種本53-4
20	大久保	120	如来瀬字大久保平78
21	新法師	121	新法師字稔172-4
22	奥新法師	122	新法師字泉150-3
23	高岡	123	高岡字獅子沢48-2
24	百沢	124	百沢字寺沢88-2
25	小松野	125	百沢字笹平8-44
26	三本柳	126	百沢字三本柳57-3
27	小森山	127	百沢字東岩木山1846-4
28	常盤野入口	128	百沢字裾野431-2
29	常盤野	129	常盤野字湯の沢127-4
30	瑞穂	130	常盤野字上黒沢150-1
31	湯段	131	常盤野字湯段菴13-1
32	枯木平1	132	常盤野字黒沢25-73

No	局 名	個別番号	設 置 場 所
33	鼻和	133	鼻和字西田22-3
34	植田	134	愛宕字山下42-1
35	新岡1	135	新岡字山本15-1
36	葛原	136	葛原字大柳179-10
37	上弥生1	137	百沢字東岩木山876-1
38	杉山1	138	百沢字東岩木山141-4
39	高館2	139	五代字従弟沢874-3
40	兼平山	140	兼平字石山添174-225
41	奥新法師2	141	新法師字泉256
42	根の山	142	百沢字山田17-5
43	総合公園	143	百沢字裾野195-1
44	地藏茶屋	144	百沢字裾野499
45	枯木平2	145	常盤野字上黒沢29-180
46	森山	146	百沢字裾野1-1777
47	茂山	147	新岡字薬師245-4
48	新岡2	148	新岡字片付1-4
49	新岡3	149	新岡字片付42-1
50	東岩木山	150	百沢字東岩木山246-1
51	高岡2	151	百沢字東岩木山1281-3
52	平和	152	百沢字東岩木山141-1
53	杉山2	153	百沢字東岩木山2723-2
54	上弥生2	154	百沢字東岩木山809-5

※平成26年度中にデジタル式へ更新予定

b ぼうさいひろさきそうまこうほう

No	局 名	個別番号	設 置 場 所
0	支所	100	五所字野沢41-1
1	湯口	101	湯口字一ノ安田21-3
2	黒滝	102	黒滝字一ノ川瀬17
3	水木在家	103	水木在家字桜井81-1
4	桜井	104	水木在家字桜井161-1
5	前相馬	105	相馬字夏川17地先
6	桐ノ木沢1	106	相馬字薬師堂下34-4
7	桐ノ木沢2	107	相馬字羽根山36-1
8	立石	108	藍内字立石31
9	藍内	109	藍内字富田70-4
10	相馬	110	相馬字一丁木58
11	山田	111	相馬字山田42
12	大助	112	大助字野田21
13	沢田	113	沢田字園村18-2
14	藤沢	114	藤沢字野田47-1
15	坂市	115	坂市字亀田102-2地先
16	紙漉沢1	116	紙漉沢字山越164-2
17	紙漉沢2	117	紙漉沢字山越19-1
18	果樹1	118	湯口字一ノ下り山156
19	果樹2	119	湯口字一ノ下り山87-436
20	果樹3	120	相馬字野脇114-586

No	局 名	個別番号	設 置 場 所
21	果樹4	121	相馬字竜ヶ平276-1
22	果樹5	122	相馬字竜ヶ平214-88
23	果樹6	123	藤沢字野田204-24
24	果樹7	124	坂市字坂市沢292-3
25	果樹8	125	紙漉沢字山越417-5
26	果樹9	126	水木在家字岩浪沢4-79

※平成27年度中にデジタル式へ更新予定

②デジタル式（平成26年度～）

a ぼうさいひろさきしやくしょうほう

No	局 名	個別番号	設 置 場 所	備 考
0	弘前市役所	100	上白銀町1-1	市役所
1	修斉小学校	101	十面沢字赤坂1-1	修斉小学校
2	三和小学校	102	三和字川合251-2	三和小学校
3	裾野中学校	103	十面沢字湯ヶ森40	裾野中学校
4	草薙小学校	104	大森字田浦12-1	草薙小学校
5	小友小学校	105	小友字宇多野1140	小友小学校
6	新和中学校	106	種市字小島57-2	新和中学校
7	新和小学校	107	青女子字桜菊292-4	新和小学校
8	自得小学校	108	鬼沢字菖蒲沢109-4	自得小学校
9	北辰中学校	109	高杉字五反田191	北辰中学校
10	弥生小学校	110	弥生字弥生平580	旧弥生小学校
11	高杉小学校	111	高杉字神原7-1	高杉小学校
12	三省小学校	112	中崎字野脇142-2	三省小学校
13	船沢小学校	113	細越字早稲田42	船沢小学校
14	城東小学校	114	大久保字西田105-40	城東小学校
15	致遠小学校	115	浜の町北一丁目7-1	致遠小学校
16	北小学校	116	青山三丁目15-1	北小学校
17	時敏小学校	117	宮園一丁目5-1	時敏小学校
18	城西小学校	118	新町236-1	城西小学校
19	第一中学校	119	和徳町363-13	第一中学校
20	福村小学校	120	福村一丁目1-1	福村小学校
21	和徳小学校	121	代官町107-3	和徳小学校
22	東中学校	122	末広三丁目2-1	東中学校
23	東小学校	123	城東中央五丁目6-1	東小学校
24	西小学校	124	茜町三丁目2-1	西小学校
25	朝陽小学校	125	在府町36	朝陽小学校
26	大成小学校	126	御幸町13-1	大成小学校
27	豊田小学校	127	豊田一丁目4-1	豊田小学校
28	桔梗野小学校	128	桔梗野二丁目21	桔梗野小学校
29	青柳小学校	129	悪戸字村元7-2	青柳小学校
30	東目屋小学校	130	桜庭字清水流39	東目屋小学校
31	第四中学校	131	樹木五丁目2-6	第四中学校
32	第三大成小学校	132	富田町47	第三大成小学校
33	第五中学校	133	川先二丁目4-1	第五中学校
34	文京小学校	134	中野一丁目1-1	文京小学校
35	堀越小学校	135	門外一丁目3-3	堀越小学校

No	局 名	個別番号	設 置 場 所	備 考
36	松原小学校	136	松原東二丁目5-1	松原小学校
37	小沢小学校	137	大開二丁目5-1	小沢小学校
38	千年小学校	138	小栗山字川合119-7	千年小学校
39	南中学校	139	原ヶ平字山中20-13	南中学校
40	大和沢小学校	140	狼森字天王12-1	大和沢小学校
41	石川小学校	141	石川字庄司川添19-1	石川小学校

(4) 戸別受信機の設置場所

①アナログ式

a ぼうさいひろさきいわきこうほう

No	局 名	個別番号	台数	備 考
1	岩木庁舎 2 階	—	1	モニター受信機
2	岩木庁舎 1 階	—	1	モニター受信機
3	中央公民館岩木館	102	1	
4	保健福祉センター	103	1	
5	いわき荘	104	1	
6	岩木山総合公園	105	1	
7	岩木 B & G 海洋センター	106	1	
8	岩木小	107	1	
9	百沢小	108	1	
10	常盤野小中	109	1	
11	津軽中	110	1	
12	岩木高校	111	1	
13	真土保育園	113	1	
14	鳥井野保育所	114	1	
15	大浦保育所	115	1	
16	岳陽保育園	116	1	
17	百沢保育所	117	1	
18	常盤野保育所	118	1	

※平成 26 年度中のデジタル式への移行に伴い、設置場所を見直す予定

b ぼうさいひろさきそうまこうほう

No	局 名	個別番号	台数	備 考
1	ロマンピア	—	1	星と森のロマンピア

※平成 27 年度中のデジタル式への移行に伴い、設置場所を見直す予定

②デジタル式

a ぼうさいひろさきしやくしょこうほう

No	局 名	個別番号	台数	備 考
1	市役所1	001	1	モニター受信機
2	消防本部	003	1	
3	和徳幼稚園	004	1	
4	アップルウェーブ	006	1	

〔表〕 3－2－6 市防災行政無線（移動系（ML））

（防災安全課 平成26年6月）

（1）市有無線設備

デジタル式（平成26年度～）

所 属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）		設置（配備）場所
弘 前 市	統制局 （基地局）	1 基	1 0 W	ぼうさいひろさき		市役所防災無線室
	半固定局	2 2 基	5 W	ぼうさいひろさき	2 0 0	防災安全課
				ぼうさいひろさき	2 0 1	農村整備課
				ぼうさいひろさき	2 0 2	環境管理課
				ぼうさいひろさき	2 0 3	建設政策課
				ぼうさいひろさき	2 0 4	福祉総務課
				ぼうさいひろさき	2 0 5	生活福祉課
				ぼうさいひろさき	2 0 6	道路維持課
				ぼうさいひろさき	2 0 7	岩木総合支所
				ぼうさいひろさき	2 0 8	相馬総合支所
				ぼうさいひろさき	2 0 9	教育政策課
				ぼうさいひろさき	2 1 0	新和出張所
				ぼうさいひろさき	2 1 1	東目屋出張所
				ぼうさいひろさき	2 1 2	石川出張所
				ぼうさいひろさき	2 1 3	船沢出張所
				ぼうさいひろさき	2 1 4	高杉出張所
				ぼうさいひろさき	2 1 5	上下水道部総務課
				ぼうさいひろさき	2 1 6	消防本部
				ぼうさいひろさき	2 1 7	市立病院
				ぼうさいひろさき	2 1 8	市民課城東分室
				ぼうさいひろさき	2 1 9	健康づくり推進課
				ぼうさいひろさき	2 2 0	介護福祉課
				ぼうさいひろさき	2 9 4	裾野出張所
	車載局	4 6 基	5 W	ぼうさいひろさき	3 0 0	財産管理課
				ぼうさいひろさき	3 0 1	財産管理課
				ぼうさいひろさき	3 0 2	環境事業所
				ぼうさいひろさき	3 0 3	環境管理課
				ぼうさいひろさき	3 0 4	市民協働政策課
				ぼうさいひろさき	3 0 5	福祉政策課
				ぼうさいひろさき	3 0 6	福祉政策課
				ぼうさいひろさき	3 0 7	建設政策課
				ぼうさいひろさき	3 0 8	建設政策課
				ぼうさいひろさき	3 0 9	建設政策課
				ぼうさいひろさき	3 1 0	建設政策課
				ぼうさいひろさき	3 1 1	建設政策課
				ぼうさいひろさき	3 1 2	道路維持課
				ぼうさいひろさき	3 1 3	道路維持課
				ぼうさいひろさき	3 1 4	道路維持課
				ぼうさいひろさき	3 1 5	道路維持課
				ぼうさいひろさき	3 1 6	道路維持課
				ぼうさいひろさき	3 1 7	道路維持課
				ぼうさいひろさき	3 1 8	道路維持課
				ぼうさいひろさき	3 1 9	道路維持課
				ぼうさいひろさき	3 2 0	道路維持課

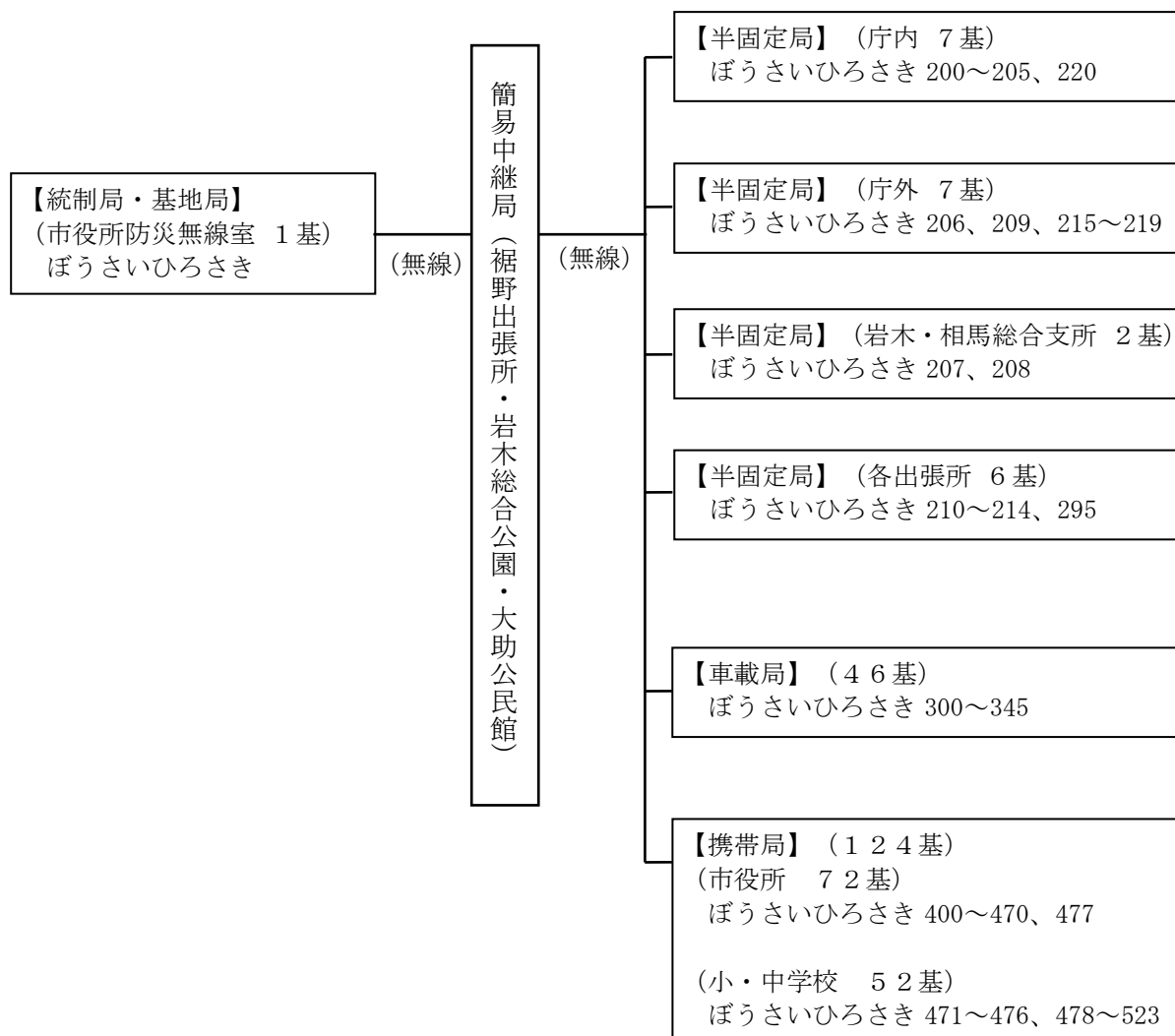
所属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配置）部署
弘 前 市	(車載局)			ぼうさいひろさき 3 2 1	道路維持課
				ぼうさいひろさき 3 2 2	農村整備課
				ぼうさいひろさき 3 2 3	農村整備課
				ぼうさいひろさき 3 2 4	岩木総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 3 2 5	岩木総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 3 2 6	相馬総合支所総務課
				ぼうさいひろさき 3 2 7	相馬総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 3 2 8	生涯学習課
				ぼうさいひろさき 3 2 9	防災安全課
				ぼうさいひろさき 3 3 0	防災安全課
				ぼうさいひろさき 3 3 1	防災安全課
				ぼうさいひろさき 3 3 2	農業委員会
				ぼうさいひろさき 3 3 3	建築指導課
				ぼうさいひろさき 3 3 4	りんご課
				ぼうさいひろさき 3 3 5	農業政策課
				ぼうさいひろさき 3 3 6	東目屋出張所
				ぼうさいひろさき 3 3 7	船沢出張所
				ぼうさいひろさき 3 3 8	高杉出張所
				ぼうさいひろさき 3 3 9	裾野出張所
				ぼうさいひろさき 3 4 0	新和出張所
				ぼうさいひろさき 3 4 1	石川出張所
				ぼうさいひろさき 3 4 2	上下水道部営業課
				ぼうさいひろさき 3 4 3	上下水道部工務課
				ぼうさいひろさき 3 4 4	上下水道部上水道施設課
				ぼうさいひろさき 3 4 5	上下水道部下水道施設課
	携帯局	1 2 4 基	2 W	ぼうさいひろさき 4 0 0	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 1	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 2	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 3	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 4	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 5	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 6	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 7	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 8	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 0 9	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 0	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 1	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 2	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 3	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 4	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 1 5	政策推進課
				ぼうさいひろさき 4 1 6	広聴広報課
				ぼうさいひろさき 4 1 7	財務政策課
				ぼうさいひろさき 4 1 8	財産管理課
				ぼうさいひろさき 4 1 9	情報システム課
				ぼうさいひろさき 4 2 0	市民協働政策課
				ぼうさいひろさき 4 2 1	福祉政策課
				ぼうさいひろさき 4 2 2	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 3	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 4	生活福祉課

所属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配置）部署
弘 前 市	(携帯局)			ぼうさいひろさき 4 2 5	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 6	生活福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 7	介護福祉課
				ぼうさいひろさき 4 2 8	子育て支援課
				ぼうさいひろさき 4 2 9	健康づくり推進課
				ぼうさいひろさき 4 3 0	健康づくり推進課
				ぼうさいひろさき 4 3 1	農業政策課
				ぼうさいひろさき 4 3 2	りんご課
				ぼうさいひろさき 4 3 3	りんご課
				ぼうさいひろさき 4 3 4	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 5	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 6	農村整備課
				ぼうさいひろさき 4 3 7	商工政策課
				ぼうさいひろさき 4 3 8	建設政策課
				ぼうさいひろさき 4 3 9	建設政策課
				ぼうさいひろさき 4 4 0	建設政策課
				ぼうさいひろさき 4 4 1	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 2	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 3	道路維持課
				ぼうさいひろさき 4 4 4	建築指導課
				ぼうさいひろさき 4 4 5	建築指導課
				ぼうさいひろさき 4 4 6	都市政策課
				ぼうさいひろさき 4 4 7	区画整理課
				ぼうさいひろさき 4 4 8	公園緑地課
				ぼうさいひろさき 4 4 9	公園緑地課
				ぼうさいひろさき 4 5 0	環境管理課
				ぼうさいひろさき 4 5 1	環境事業所
				ぼうさいひろさき 4 5 2	市立病院事務局総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 3	市立病院事務局総務課
				ぼうさいひろさき 4 5 4	教育政策課
				ぼうさいひろさき 4 5 5	学校企画課
				ぼうさいひろさき 4 5 6	学務健康課
				ぼうさいひろさき 4 5 7	生涯学習課
				ぼうさいひろさき 4 5 8	農業委員会
				ぼうさいひろさき 4 5 9	岩木総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 4 6 0	岩木総合支所民生課
				ぼうさいひろさき 4 6 1	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 2	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 3	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 4	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 5	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 6	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 7	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 8	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 6 9	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 7 0	上下水道部
				ぼうさいひろさき 4 7 1	修斉小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 2	三和小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 3	草薙小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 4	小友小学校

所属	局種別	基数	出力	呼出名称（識別信号）	設置（配置）部署
弘 前 市	(携帯局)			ぼうさいひろさき 4 7 5	自得小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 6	新和小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 7	防災安全課
				ぼうさいひろさき 4 7 8	高杉小学校
				ぼうさいひろさき 4 7 9	三省小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 0	船沢小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 1	城東小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 2	致遠小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 3	北小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 4	時敏小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 5	東小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 6	西小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 7	城西小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 8	福村小学校
				ぼうさいひろさき 4 8 9	和徳小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 0	朝陽小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 1	大成小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 2	文京小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 3	豊田小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 4	桔梗野小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 5	青柳小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 6	第三大成小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 7	堀越小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 8	千年小学校
				ぼうさいひろさき 4 9 9	松原小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 0	小沢小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 1	石川小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 2	大和沢小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 3	常盤野小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 4	百沢小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 5	岩木小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 6	東目屋小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 7	相馬小学校
				ぼうさいひろさき 5 0 8	裾野中学校
				ぼうさいひろさき 5 0 9	新和小学校
				ぼうさいひろさき 5 1 0	北辰中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 1	船沢中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 2	第二中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 3	第一中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 4	東中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 5	第四中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 6	第五中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 7	第三中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 8	南中学校
				ぼうさいひろさき 5 1 9	石川中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 0	津軽中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 1	常盤野中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 2	東目屋中学校
				ぼうさいひろさき 5 2 3	相馬中学校

(2) 通信系統図

デジタル式（平成 26 年度～）



〔表〕 3－2－7 消防無線

(消防本部 平成26年3月)

①消防無線設備

局種別	設置基数	設置・保管場所	出力			
			携帯移動局		消防移動局	
			1 W	5 W	1 0 W	1 0 W
基地局	3 基	消防本部通信指令課				
基地局 及 び 固定局	1 基	弘前消防署藤代分署				
	1 基	弘前消防署西北分署				
	1 基	弘前消防署西分署				
	1 基	弘前消防署目屋分署				
	1 基	東消防署				
	1 基	東消防署枅形分署				
携 帯 移動局 消 防 移動局	1 0 8 基	消防本部通信指令課		2 0 基	1 1 基	5 基
		弘前消防署	2 基	6 基	1 基	6 基
		弘前消防署藤代分署	1 基	3 基		2 基
		弘前消防署西北分署	2 基	3 基		3 基
		弘前消防署西分署	1 基	4 基		4 基
		弘前消防署目屋分署	3 基	2 基		2 基
		東消防署	3 基	7 基	1 基	5 基
		東消防署枅形分署	2 基	3 基		3 基
		弘前市消防団		1 基		1 基
		弘前市役所		1 基		
			1 4 基	5 0 基	1 3 基	3 1 基

局種別	設置基数	設置・保管場所	救急携帯移動局			救 急 移動局
			1 W	5 W	1 0 W	
救急携帯 移動局 救 急 移動局	1 1 基	消防本部通信指令課	1 基		1 基	
		弘前消防署				2 基
		弘前消防署藤代分署				2 基
		弘前消防署西北分署				1 基
		弘前消防署西分署				1 基
		弘前消防署目屋分署				1 基
		東消防署				1 基
		東消防署枅形分署				1 基
			1 基		1 基	9 基

②通信系統図



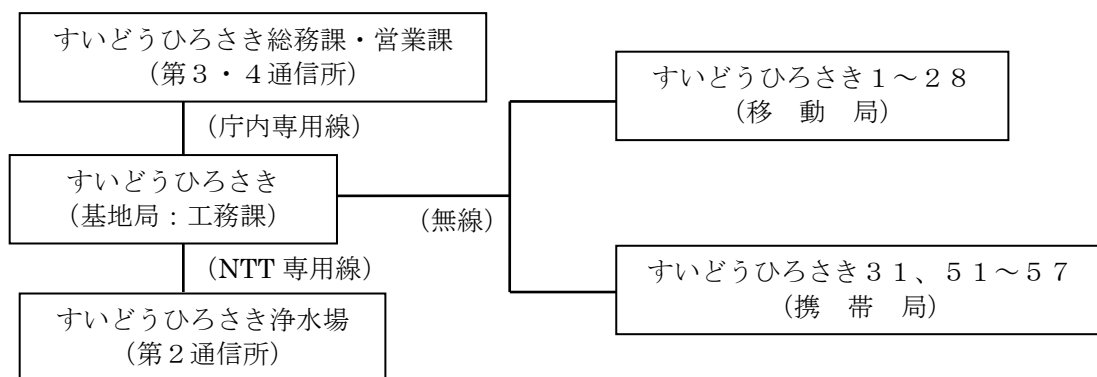
〔表〕 3－2－8 水道無線

(上下水道部 平成26年3月)

①水道無線設備

局種別	設置基数	出力	呼 出 名 称	課・係	搭載車両
基 地 局	1基	10W	すいどうひろさき	工 務 課	
第2通信所 第3通信所 第4通信所	3基	10W 有線 有線	すいどうひろさき 浄水場 すいどうひろさき 総務課 すいどうひろさき 営業課	上水道施設課 総 務 課 営 業 課	
移 動 局	28基	10W	すいどうひろさき 1	総 務 係	レガシー 5613
			すいどうひろさき 2	修 繕 係	タウンエース 3162
			すいどうひろさき 3	修 繕 係	エルフ 2790
			すいどうひろさき 4	修 繕 係	アトラス 477
			すいどうひろさき 5	給 排 水 係	フォレスター 1791
			すいどうひろさき 6	修 繕 係	インプレッサ 7550
			すいどうひろさき 7	上水道施設課	ボンゴ 6863
			すいどうひろさき 8	修 繕 係	バネット 4297
			すいどうひろさき 9	収 納 係	タウンボックス 4837
			すいどうひろさき 10	修 繕 係	コンプ載 8827
			すいどうひろさき 11	修 繕 係	BH載 7876
			すいどうひろさき 12	給 排 水 係	ムーヴ 397
			すいどうひろさき 13	上水道建設係	エクシーガ 7017
			すいどうひろさき 14	上水道施設課	フォレスター 5919
			すいどうひろさき 15	給 排 水 係	ウイングロード 1730
			すいどうひろさき 16	修 繕 係	マツダ特装 3910
			すいどうひろさき 17	上水道施設課	トラック 9451
			すいどうひろさき 18	給 排 水 係	ステラ 8357
			すいどうひろさき 19	修 繕 係	カリブ 8873
			すいどうひろさき 20	上水道建設係	エクストレイル 4251
			すいどうひろさき 21	給 排 水 係	プレオ 4860
			すいどうひろさき 22	上水道施設課	フォレスター 719
			すいどうひろさき 23	上水道建設係	タウンボックス 4838
			すいどうひろさき 24	営 業 係	ステラ 8356
			すいどうひろさき 25	営 業 係	ウイングロード 8495
			すいどうひろさき 26	収 納 係	アヴェニール 2176
			すいどうひろさき 27	上水道施設課	RAV4 6016
			すいどうひろさき 28	修 繕 係	ダイナ 6888
携 帯 局	8基	5W	すいどうひろさき 31	上水道施設課	
			すいどうひろさき 51	修 繕 係	
			すいどうひろさき 52	修 繕 係	
			すいどうひろさき 53	上水道施設課	
			すいどうひろさき 54	修 繕 係	
			すいどうひろさき 55	修 繕 係	
			すいどうひろさき 56	修 繕 係	
			すいどうひろさき 57	修 繕 係	

②通信系統図



〔表〕 3－2－9 各水防倉庫の資機材の備蓄状況

(防災安全課 平成26年3月)

倉庫名		種市	新里	石川	一野渡	水防資材センター	岩木	相馬
倉庫所在地		種市字高瀬 89-5	新里字東里 見59-1	石川字石川 114-1	一野渡字岡 本17-1	茜町 2-5-3	賀田一丁目 1-1	五所字野沢 41-1
規模 (㎡)		32.40	29.87	33.17	14.91	185.49	25.00	20.00
機 材	スコップ	10丁	10丁	10丁	10丁	45丁	8丁	20丁
	掛矢	3丁	3丁	3丁	3丁	10丁	2丁	2丁
	たこ鎚	1丁	1丁	1丁	1丁	9丁		
	唐鍬	3丁	3丁	3丁	3丁	12丁		2丁
	ペンチ	3丁	3丁	3丁	3丁	5丁	3丁	10丁
	斧	3丁	3丁	3丁	3丁	5丁		1丁
	鋸	3丁	3丁	3丁	3丁	6丁	2丁	5丁
	鎌	5丁	5丁	5丁	5丁	20丁		10丁
	照明具	3個	3個	3個	3個	10個		
	ハンマー					9丁	2丁	3丁
	ツルハシ					15丁	3丁	5丁
	一輪車					12台		
	胴長					5着		
	発電機					2台		2台
	投光器					2台	3台	3台
	安定器					2台		
	救命胴衣					20着		
	救助用ボート	1台				3台		
	船外機					1台		
資 材	丸太3.5m	28本	85本	32本	20本			
	丸太2.5m	24本	30本	31本	30本	527本		
	丸太2.0m	67本	97本	54本	50本			
	ビニル土のう	5,200袋	5,200袋	5,200袋	5,200袋	22,000袋	1,500袋	500袋
	むしろ	350枚	70枚	78枚	75枚	268枚		
	縄	29丸	35丸	36丸	17丸	79丸		
	鉄線	20kg	20kg	20kg	20kg	2kg		30kg
	かます			30枚	30枚			
	鉄杭	189本	175本	160本	180本	226本	40本	
	ワイヤーロープ						20m	
	ビニルシート	20枚	20枚	22枚	20枚	117枚	45枚	30枚
	ロープ					900m	250m	100m
	白ロープ						250m	
	なた						1丁	3丁
	麻俵							
毛布等	毛布					142枚	80枚	50枚
	ロウソク							30本
	懐中電灯							10個
資機材管理者		防災安全課長				道路維持課長	総務課長	総務課長
鍵 保 管 者	職 名	新和地区団 第2分団長	豊田地区団 第1分団長	石川出張所 所 長	千年地区団 第1分団長	道路維持課長	総務課長	総務課長
	電 話	防災安全課 40-7117	防災安全課 40-7117	出張所 92-2112	防災安全課 40-7117	道路維持課 32-8555	総務課 82-3111	総務課 84-2111
設 置 年 建 築 年		昭和50年 昭和50年	昭和44年 平成4年	昭和42年 昭和42年	昭和55年 平成元年	昭和53年 昭和53年	昭和55年 昭和55年	昭和60年 昭和60年

土のう用土砂備蓄状況

種 類	数 量	備 蓄 場 所	管 理 者
白 砂	50.0m ³	道路維持課構内	道路維持課長

〔表〕 3－2－10 平成26年度青森県水防計画書に定める基準

(平成26年度青森県水防計画書)

資 機 材 名		単位	数 量
機 材	スコップ	丁	10
	掛 矢	丁	3
	たこ鎚	丁	1
	唐 鋏	丁	3
	ペンチ	丁	3
	お の	丁	3
	のこぎり	丁	3
	鎌	丁	5
	照明具	個	3
資 材	丸 太 (3.5m)	本	20
	丸 太 (2.5m)	本	30
	丸 太 (2.0m)	本	50
	ビニール袋または麻袋	袋	5,000
	縄	丸	20
	鉄 線	kg	20
	ビニールシート	枚	10

- 備考
- 1 竹林、その他水防工法上必要な資機材若干量をも備蓄しておくこと。
 - 2 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体においては適当な土砂を備蓄すること。
 - 3 ビニールシートは、弘前市水防計画で追加したもの。

〔表〕 3－2－11 水防資材センターの備蓄基準

資 器 材 名		単位	数 量
機 材	スコップ	丁	3 0
	掛 矢	丁	5
	たこ槌	丁	4
	唐 鋏	丁	1 2
	ペンチ	丁	5
	斧	丁	6
	鋸	丁	6
	鎌	丁	5
	照明灯	個	1 0
	ハンマー	丁	5
	ツルハシ	丁	5
	一輪車	台	5
	発電機	台	2
	投光機	個	2
資 材	丸太（4. 0 m×9 cm）	本	8 0
	丸太（3. 0 m×7. 5 cm）	本	1 5 0
	丸太（2. 0 m×7. 5 cm）	本	3 0 0
	フルコン（7 0 cm×4 8 cm）	袋	6, 0 0 0
	フルコン（8 7 cm×4 8 cm）	袋	5, 0 0 0
	むしろ	枚	3 0 0
	縄	丸	1 0 0
	鉄 線	kg	1 0 0
	白 砂	%o	1 0 0
	切り込み碎石	%o	1 0 0
	ビニールシート	枚	1 0

〔表〕 3－2－12 救助資機材等の整備状況

(消防本部 平成25年4月)

区分	一般救助器具							重量物排除用器具				切断用器具					
	かぎ付きはしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェンソー	鉄線カッター	空気鋸
数量	10	10	5	3	4	10	8	2	3	9	4	2	11	2	9	7	2

区分	破壊用器具				測定用器具				隊員保護用器具							
	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	化学防護服(陽圧式)
数量	7	7	2	2	7	2	7	6	31	9	9	9	4	8	6	8

区分	水難救護用器具							呼吸保護用器具				山岳救助用		その他の救助用器具					
	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	登山器具	バケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機
数量	6	45	4	14	4	1	1	71	5	2	2	10	3	8	12	32	10	2	4

〔表〕 3－2－13 河川等災害対策施設・設備等の整備状況

(消防本部、環境管理課 平成25年4月)

区 分	油 吸 着 剤 (kg)	油吸着マット (枚)	オイルフェンス (m)
消防本部	200	500	
弘 前 市		100	2m×20

〔表〕 3－2－14 その他施設・設備等の整備状況

(道路維持課 平成26年4月)

機 材 名	バ ッ ク ホ ー ※1	ダ ン プ ト ラ ッ ク ※2	シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー	モ ー タ ー グ レ ー ダ ー	作 業 車 (キャブ タイプ)	道 路 清 掃 車	ロ ー タ リ 除 雪 車
台 数	1	13	11	5	2	2	11

※1 小型バックホー

※2 ダンプトラック13台のうち、クレーン付き1台

〔表〕 3－4－1 山腹崩壊危険地区

(青森県農林水産部林政課 平成26年4月)

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
202	S0001	中 野	小三島	0	0	市道
	S0002	桜庭	狼ノ平	17	1	県道
	S0003	桜庭	外山	56	2	県道
	S0004	黒土	山裾	0	0	農道
	S0005	国吉	耕田	0	0	県道
	S0006	平山	赤沢	18	1	市道
	S0007	高野	突山	0	0	農道
	S0008	坂元	山元	6	0	県道
	S0009	十面沢	轡	20	0	県道
	S0010	十面沢	轡	40	1	県道
	S0011	大沢	堂ヶ平	0	0	林道
	S0012	一野渡	山下	0	0	市道
	S0013	如来瀬	大久保平	0	0	県道
	S0014	如来瀬	山田	0	0	県道
	S0015	如来瀬	山田	0	0	県道
	S0016	宮地	宮本	9	0	市道
	S0017	新法師	泉	21	0	市道
	S0018	百沢	東岩木山	10	0	市道
	S0019	常盤野	上黒沢	0	0	県道
	S0020	紙漉沢	堰根	0	1	市道
	S0021	紙漉沢	堰根	23	0	市道
	S0022	紙漉沢	山越	52	0	県道
	S0023	紙漉沢	山越	17	0	市道
	S0024	坂市	亀田	5	0	県道
	S0025	坂市	亀田	21	0	県道
	S0026	藤沢	野田	2	0	県道
	S0027	藤沢	野田	10	0	県道
	S0028	大助	野田	22	1	市道
	S0029	相馬	竜ヶ平	0	0	市道
	S0030	相馬	笹九枚	0	0	市道
	S0031	相馬	笹九枚	0	0	市道
	S0032	相馬	野脇	2	0	市道
	S0033	相馬	野脇	11	0	市道
	S0034	相馬	薬師平	20	1	県道
	S0035	藍内	立石	0	0	県道
	S0036	藍内	立石	7	0	県道
	S0037	藍内	富田	1	0	県道
	S0038	藍内	富田	11	2	県道
	S0039	藍内	富田	0	0	林道
	S0040	藍内	関ヶ平	0	0	林道
	S0041	水木在家	清水沢	0	0	林道
	S0042	沢田	園村	12	2	市道
	S0043	坂市	坂市沢	0	0	市道
	S0044	相馬	鳴ヶ沢	0	0	農道
	S0045	湯口	三ノ細川	0	0	農道

〔表〕 3－4－2 崩壊土砂流出危険地区

①国有林

(東北森林管理局津軽森林管理署 平成26年4月)

位 置		直 接 保 全 対 象 施 設		
大 字	字 (林班)	人 家	公 共 施 設	道 路
一野渡	鷲ノ巣 (316～321)	0	0	市道200m
一野渡	鷲ノ巣 (313・315)	0	0	市道200m
常盤野	黒森 (25)	14	0	県道300m
常盤野	黒森 (25・26)	7	0	県道500m
百沢	東岩木山 (27)	32	0	県道400m
百沢	東岩木山 (28)	15	0	県道200m
百沢	東岩木山 (28・29)	0	0	県道300m
百沢	東岩木山 (29・30)	1	0	県道300m
百沢	東岩木山 (30・31)	1	0	県道200m
百沢	東岩木山 (31)	3	0	県道300m
百沢	東岩木山 (32)	7	0	県道200m
百沢	東岩木山 (〃)	15	0	県道200m
百沢	東岩木山 (32・33)	0	0	市道200m
百沢	東岩木山 (33)	6	0	県道400m・市道300m
百沢	東岩木山 (37・38)	60	0	市道200m
百沢	東岩木山 (41・42)	0	0	市道300m
百沢	東岩木山 (44・45)	6	0	県道200m
相馬	萱范 (398～407)	0	0	市道400m
相馬	萱范 (391)	0	ダム1箇所	林道70m
藍内	関ヶ平 (358～374・380～384)	0	0	併用林道3100m
藍内	関ヶ平 (356)	0	0	市道200m
湯口	湯口山 (348～350)	0	0	市道200m
湯口	湯口山 (341～347・351～355)	1	0	市道400m

②民有林

(青森県農林水産部林政課 平成26年4月)

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
202	H0001	中畑	外山	0	0	県道
	H0002	中野	小三島	18	3	県道
	H0003	番館	山腰	0	0	農道
	H0004	番館	山腰	0	0	農道
	H0005	番館	山腰	10	0	市道
	H0006	吉川	山下	10	0	農道
	H0007	高野	オツカ沢	6	0	市道
	H0008	館後	新田	0	0	県道
	H0009	国吉	耕田	1	1	県道
	H0010	悪戸	後沢	0	0	農道
	H0011	坂元	山元	20	0	県道
	H0012	坂元	山元	20	1	県道
	H0013	小沢	大畑沢	0	0	県道

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
202	H0014	一野渡	野 尻	10	0	市 道
	H0015	一野渡	野 尻	0	0	農 道
	H0016	一野渡	山 下	0	0	農 道
	H0017	一野渡	山 下	0	0	農 道
	H0018	一野渡	西平山	15	0	市 道
	H0019	一野渡	西平山	15	0	市 道
	H0020	大和沢	鷺ノ巣	0	0	市 道
	H0021	大和沢	鷺ノ巣	0	0	農 道
	H0022	小栗山	小松ヶ沢	60	2	県 道
	H0023	小栗山	鷺ノ巣	60	2	県 道
	H0024	松木平	鷺ノ巣	60	2	県 道
	H0025	大 沢	寺ヶ沢	60	3	県 道
	H0026	大 沢	次郎ヶ沢	60	3	県 道
	H0027	大 沢	梨子平	70	3	県 道
	H0028	大 沢	南ヶ沢	60	3	県 道
	H0029	大 沢	南ヶ沢	100	3	県 道
	H0030	石 川	西ノ沢	100	3	県 道
	H0031	石 川	西ノ沢	100	3	県 道
	H0032	石 川	西ノ沢	100	3	県 道
	H0033	石 川	外ネブコ	100	3	県 道
	H0034	乳 井	沢 田	30	3	国 道
	H0035	薬師堂	銭神石	30	3	国 道
	H0036	番 館	山 腰	1	0	農 道
	H0037	番 館	山 腰	0	0	農 道
	H0038	米ヶ袋	岡 部	0	0	農 道
	H0039	米ヶ袋	岡 部	0	0	農 道
	H0040	米ヶ袋	岡 部	0	0	農 道
	H0041	大和沢	鷺ノ巣	0	0	林 道
	H0042	如来瀬	大久保平	0	0	県 道
	H0043	如来瀬	山 田	0	0	県 道
	H0044	如来瀬	山 田	0	1	市 道
	H0045	兼 平	山下林添	17	0	市 道
	H0046	兼 平	山下林添	5	0	市 道
	H0047	五 代	山 本	15	0	市 道
	H0048	宮 地	宮 本	45	2	市 道
	H0049	宮 地	宮 本	30	1	市 道
	H0050	宮 地	宮 本	50	2	県 道
	H0051	常盤野	上黒沢	20	1	県 道
	H0052	兼 平	林元林添	30	0	市 道
	H0053	百 沢	東岩木山	3	0	県 道
	H0054	相 馬	野 脇	0	0	市 道
	H0055	相 馬	野 脇	2	1	市 道
	H0056	相 馬	野 脇	11	0	市 道
	H0057	相 馬	野 脇	0	0	市 道
	H0058	相 馬	羽根山	5	0	市 道
	H0059	相 馬	鳴ヶ沢	0	0	市 道
	H0060	相 馬	竜ヶ平	0	0	市 道
	H0061	相 馬	鳴ヶ沢	0	0	市 道

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
202	H0062	相 馬	竜ヶ平	7	0	市 道
	H0063	相 馬	竜ヶ平	0	0	市 道
	H0064	相 馬	竜ヶ平	0	0	市 道
	H0065	相 馬	相 馬	0	0	県 道
	H0066	相 馬	筥九枚	0	0	県 道
	H0067	相 馬	筥九枚	0	0	県 道
	H0068	沢 田	鉢呑沢	0	0	県 道
	H0069	沢 田	園 村	13	3	市 道
	H0070	沢 田	園 村	13	2	市 道
	H0071	沢 田	シモミ沢	0	0	県 道
	H0072	沢 田	園 村	13	2	市 道
	H0073	沢 田	園 村	0	0	市 道
	H0074	相 馬	筥九枚	0	0	市 道
	H0075	相 馬	筥九枚	0	0	市 道
	H0076	相 馬	筥九枚	0	0	市 道
	H0077	相 馬	筥九枚	0	0	市 道
	H0078	相 馬	筥九枚	0	0	市 道
	H0079	相 馬	筥九枚	0	0	市 道
	H0080	藍 内	立 石	6	0	県 道
	H0081	藍 内	立 石	6	0	県 道
	H0082	藍 内	立 石	6	0	県 道
	H0083	藍 内	立 石	7	0	県 道
	H0084	藍 内	立 石	7	0	県 道
	H0085	藍 内	富 田	7	1	農 道
	H0086	藍 内	関ヶ平	20	2	県 道
	H0087	藍 内	富 田	1	1	国 道
	H0088	藍 内	富 田	5	1	市 道
	H0089	水木在家	桜 井	15	1	市 道
	H0090	水木在家	桜 井	13	1	市 道
	H0091	五 所	野 沢	14	0	市 道
	H0092	五 所	野 沢	60	2	県 道
	H0093	湯 口	一ノ下り山	0	0	市 道
	H0094	湯 口	一ノ下り山	0	0	市 道
	H0095	湯 口	一ノ下り山	0	0	市 道
	H0096	紙漉沢	堰 根	0	0	市 道
	H0097	紙漉沢	山 越	30	0	市 道
	H0098	湯 口	一ノ下り山	0	0	林 道
	H0099	水木在家	清水沢	0	0	市 道

〔表〕 3－4－3 地すべり危険地区（治山関連）

（青森県農林水産部林政課 平成26年4月）

危険地区番号		位 置		地区名	直 接 保 全 対 象		
		大 字	字		人 家	公 共 施 設	
						種 類	数 量
202	G0001	一野渡 藍 内	中平山 立 石	中泊沢 立 石	0	市 道 県 道	500m
	G0002				0		1,300m

〔表〕 3－4－4 小規模山地崩壊危険地

（青森県農林水産部林政課 平成26年4月）

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
202	小0001	黒土 湯口 藍内 相馬 相馬	鎧田	3	0	農道
	小0002		三ノ細川	0	0	農道
	小0003		富田	0	0	農道
	小0004		山田	3	0	—
	小0005		一丁木	3	0	市道

〔表〕 3－4－5 なだれ危険箇所（治山関連）

（青森県農林水産部林政課 平成26年4月）

危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	字	人 家	公共施設	道 路
202	な0001	国吉 十面沢 如来瀬 常盤野 坂市 沢田 沢田 藤沢	耕田	0	0	県道
	な0002		沢田	10	0	県道
	な0003		大久保平	0	0	県道
	な0004		上黒沢	5	0	県道
	な0005		亀田	19	0	県道
	な0006		鉢呑沢	0	0	県道
	な0007		園村	4	1	市道
	な0008		野田	8	0	県道

〔表〕 3－4－6 土石流危険溪流

(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

溪 流 名			所在地	保 全 対 象	
水系名	河 川 名	溪 流 名	字	人 家	災害時要援護者関連施設 (その他公共的建物)
岩木川	平 川	外の沢	村 元	3 5	
岩木川	平 川	東大沢	村 元	1 6	
岩木川	平 川	中大沢	山 元	5	
岩木川	平 川	久渡寺沢	山 元	1 6	
岩木川	平 川	羽黒沢	山 元	1 6	(その他の建物2) (集会施設1)
岩木川	平 川	北羽黒沢	坂元字山下	5	(その他の建物2)
岩木川	平 川	北久渡寺南沢	山 下	3	(坂元第二共防組合) (小沢第三増圧ポンプ場)
岩木川	平 川	北久渡寺沢	山 越	4	(小沢龍神温泉)
岩木川	岩 木 川	堰口沢	西 田	8	
岩木川	岩 木 川	北八幡沢	沢 辺	2 1	
岩木川	大 秋 川	湯ノ沢	湯の沢	1 0	(その他の建物1) (郵便局1) (宿泊施設5)
岩木川	大 秋 川	戸上沢	裾 野	1 3	
岩木川	大 秋 川	柴柄沢川	裾 野		(岩木山総合公園体育館) (みちのくスポーツ愛ランド)
岩木川	大 秋 川	平沢川	裾 野		(岩木山総合公園体育館) (みちのくスポーツ愛ランド)
岩木川	大 秋 川	滝ノ沢	小松野		(岩木山総合公園体育館)
岩木川	蔵助沢川	石切沢	高 田	3 2	特別養護老人ホーム松山荘 松山荘ディケアセンター 松山荘在宅介護支援センター 養護(盲)老人ホーム津軽ひかり荘 (自治体保養所1) (民間保養所4)
岩木川	蔵助沢川	百 沢	高 田	4 8	(百沢担い手センター) (百沢簡易水道) (民間保養所2) (宿泊温泉施設2)
岩木川	蔵助沢川	蔵助沢	田 川	2 9	(宿泊施設6)
岩木川	蔵助沢川	頭無沢	百 沢	2 7	(官公署1) (宿泊施設1)
岩木川	後長根川	後長根沢	上黒沢		(百沢小学校)
中村川	黒 沢	枯木平沢	上黒沢	5	
中村川	黒 沢	東常盤野沢	上黒沢	1 0	(宿泊施設3)

溪 流 名			所在地	保 全 対 象	
水系名	河 川 名	溪 流 名	字	人 家	災 害 時 要 援 護 者 関 連 施 設 (そ の 他 公 共 的 建 物)
中村川	黒 沢	常盤野沢	上黒沢	4	(民宿じょっぱり) (富士建設㈱保養所)
中村川	黒 沢	西常盤野沢	裾 野	6	
岩木川	相 馬 川	五所沢	川 袋	9	
岩木川	相 馬 川	東水木在家沢	桜 井	1 0	
岩木川	相 馬 川	西水木在家沢	桜 井	7	
岩木川	相 馬 川	藍内沢	関ヶ平	1 0	
岩木川	作 沢 川	鳴ヶ沢	山 田	4	(山田集落センター)
岩木川	作 沢 川	竜ヶ平沢	山 田	1 1	
岩木川	作 沢 川	沢田沢	園 村	5	
岩木川	相 馬 川	坂市沢	坂市沢	7	
岩木川	相 馬 川	紙漣沢	山 越	2 4	
岩木川	相 馬 川	堰根沢	堰 根	1 7	
岩木川	旧大峰川	大石川	山 平	1	
岩木川	大 秋 川	毒蛇沢	上黒沢	2	
中村川	黒 沢	黒森沢	上黒沢	1	
中村川	黒 沢	小倉沢	上黒沢	4	
中村川	黒 沢	下小倉沢	上黒沢	3	
中村川	黒 沢	下湯段沢	上黒沢	4	
中村川	黒 沢	湯段沢	黒 森	2	
岩木川	相 馬 川	向山沢	松ノ木	2	
岩木川	相 馬 川	羽根山沢	羽根山	4	
岩木川	相 馬 川	松倉沢	関ヶ平	3	
岩木川	相 馬 川	上立石沢	立 石	4	
岩木川	相 馬 川	下立石沢	立 石	3	
岩木川	大 秋 川	柴柄西沢	裾 野	0	
岩木川	岩 木 川	上如来瀬沢	山下林添	0	
岩木川	岩 木 川	下如来瀬沢	山下林添	0	
岩木川	岩 木 川	天満の沢	林元林添	0	
岩木川	岩 木 川	兼平沢	山 本	0	
岩木川	岩 木 川	蔵王沢	官 地	0	
岩木川	岩 木 川	大山祇沢	東岩木山	0	

〔表〕 3－4－7 砂防指定地

(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

番 号	告示年月日	告 示 番 号	溪 流 名	所 在 地		延 長 (m)	面 積 (ha)	摘 要
				大 字	字			
1	昭 11. 11. 19	604	股 鬼 沢	一野渡	鷲ノ巣	2,600×210	54.600	大和沢川
2	11. 11. 19	604	尾 神 沢	一野渡	鷲ノ巣	3,060×210	64.260	〃
3	15. 10. 21	554	大和沢川	一野渡	岡本外5字	1,240×40	4.960	〃
4	19. 12. 20	604	大和沢川	一野渡	東平山外2字	450×40	1.800	〃
5	26. 11. 13	963	深 山 沢	一野渡	深山沢	30×10	0.030	〃
6	26. 11. 13	963	深 山 沢	一野渡	深山沢	2,500×160	40.000	〃
7	27. 9. 11	1,206	大和沢川	一野渡	下岸田川合	2,670×80	21.360	〃
8	27. 9. 11	1,206	大和沢川	一野渡	下岸田川合	2,900×80	23.200	〃
9	27. 9. 11	1,206	藍 内 川	藍 内	見継山外2字	1,200×20	2.400	相 馬 川
10	27. 9. 11	1,206	藍 内 川	藍 内	見継山外2字	1,200×80	9.600	〃
11	28. 11. 10	1,410	相 馬 川	相 馬	向山外12字	1,000×50 2,300×70	21.100	〃
12	28. 11. 10	1,410	相 馬 川	相 馬	向山外12字	1,000×60 2,300×100	29.000	〃
13	28. 11. 10	1,410	棚 内 川	湯 口	一ノ下り山	300×10	0.300	棚 内 川
14	28. 11. 10	1,410	棚 内 川	湯 口	一ノ下り山	300×40	1.200	〃
15	30. 5. 10	629	棚 内 川	湯 口	一ノ下り山	2,740×8	2.192	〃
16	30. 9. 7	1,176	中 止 沢	一野渡	中平山岡本	740×40	2.960	大和沢川
17	30. 9. 7	1,176	中 止 沢	一野渡	中平山岡本	0×0	0.800	〃
18	31. 4. 16	722	湯の沢川	常盤野	黒森山	1,100×30	3.300	大 秋 川
19	34. 3. 30	602	藍 内 川	藍 内	関ヶ平	400×30	1.200	相 馬 川
20	36. 3. 7	318	藍 内 川	藍 内	関ヶ平	450×40	1.800	〃
21	36. 8. 2	1,579	大和沢川	一野渡	野尻山下	2,120×40	8.480	平 川
22	38. 10. 14	2,612	棚 内 川	湯 口	湯口山	800×100	7.760	棚 内 川
23	41. 6. 10	1,854	藍 内 川	藍 内	関ヶ平	2,000×80	14.800	相 馬 川
24	41. 6. 10	1,854	蔵 助 沢	百 沢	東岩木山国有林	1,700×20	3.400	岩 木 川
25	42. 3. 31	1,159	作 沢 川	藤 沢 沢 田	野田・園村	4,935×60	29.610	相 馬 川
26	42. 11. 30	3,935	作 沢 川	沢 田	萱蒔	4,233×60	25.400	〃
27	42. 11. 30	3,935	藤 倉 川	相 馬	萱蒔	2,540×60	15.240	〃
28	45. 3. 5	242	湯 ノ 沢	常盤野	湯の沢	1,100×30	3.300	大 秋 川
29	46. 2. 13	160	深 山 沢	一野渡	深山沢	2,300×40	9.200	大和沢川
30	47. 8. 4	1,353	土 淵 川	小 沢	大畑沢	400×60	2.400	土 淵 川
31	47. 8. 4	1,353	相 馬 川	藍 内	関ヶ平国有林	450×60	2.700	相 馬 川
32	48. 2. 1	221	棚 内 川	湯 口	一ノ下り山国有林 湯口山国有林	820×80	6.560	棚 内 川
33	49. 1. 18	49	後長根川	百 沢	東岩木山	400×100	4.000	後長根川

番 号	告示年月日	告 示 番 号	溪 流 名	所 在 地		延 長 (m)	面 積 (ha)	摘 要
				大 字	字			
3 4	49.12. 5	1,443	後長根川	宮 地 百 沢	富田・大柳 等	2,900× 40	11.600	後長根川
3 5	50. 9.29	1,306	蔵 助 沢	百 沢	寺沢・高田 等	3,900×130	31.040	岩 木 川
3 6	51. 2. 9	111	大深山沢	大和沢	上岸田	200×	0.372	大深山沢
3 7	51. 2. 9	111	ネゴヤ沢	小栗山 大和沢	鷲ノ巣・上岸田	80×	0.211	〃
3 8	51. 2. 9	111	後長根川	宮 地 百 沢	富田・大柳・稔	2,500× 70	17.500	後長根川
3 9	52. 1.24	55	石 切 沢	百 沢	東岩木山国有林	200×	0.638	蔵 助 沢
4 0	52. 1.24	55	後長根川	百 沢	東岩木山国有林	600×	1.620	後長根川
4 1	52. 8.16	1,137	蔵 助 沢	百 沢	田川・高田・寺沢	130×	0.240	蔵 助 沢
4 2	54. 1.30	101	大 秋 川	中 畑 百 沢	外山・山田	552×	3.930	大 秋 川
4 3	55. 4.23	911	中 泊 沢	一野渡	鷲ノ巣	300×	0.988	大和沢川
4 4	56. 4.22	928	姥 ノ 沢	百 沢	東岩木山	100×	0.293	蔵 助 沢
4 5	56. 4.22	928	石 切 沢	百 沢	東岩木山	180×	0.486	蔵 助 沢
4 6	59. 1.30	97	滝 ノ 沢	湯 口	湯口山一番国有林	336×	1.036	棚 内 川
4 7	61. 7.24	1,345	後長根川	百 沢	東岩木山	333×	1.160	後長根川
4 8	62.10.25	1,764	金 ヶ 沢	湯 口	湯口山国有林	279×	0.820	棚 内 川
4 9	63.11. 8	2,157	一本木沢	百 沢	東岩木山	254×	1.530	大 蜂 川
5 0	平 1.8. 4	1,384	後長根川	百 沢	東岩木山	285×	0.710	後長根川
5 1	1.10. 6	1,691	湯 ノ 沢	百 沢	東岩木山国有林	279×	0.650	湯 ノ 沢
5 2	4. 3.13	626	湯 ノ 沢	百 沢	裾野	791×	7.860	大 秋 川
5 3	5.11. 2	2,091	鳴ヶ沢川	相 馬	鳴ヶ沢・竜ヶ沢	850×	2.860	鳴ヶ沢川
5 4	7. 2.13	216	湯 ノ 沢	百 沢	裾野	959×	7.300	大 秋 川
5 5	8. 2. 5	156	戸 上 沢	百 沢	東岩木山国有林	288×	1.270	戸 上 沢
5 6	10. 7.16	1,467	湯 ノ 沢	常盤野	湯の沢・黒森	160.3×	0.370	大 秋 川
5 7	12. 5.10	1,272	湯 ノ 沢	百 沢	東岩木山国有林	630×	0.640	大 秋 川
5 8	13. 3.16	219	蔵 助 沢	百 沢	東岩木山国有林	155.6×	0.200	岩 木 川
5 9	14. 3. 7	140	石 切 沢	百 沢	東岩木山	735×	14.840	蔵助沢川
6 0	15. 3.14	214	戸 上 沢	イ 常盤野 百 沢 百 沢 ロ 常盤野 百 沢	湯の沢 裾野 東岩木山 黒森国有林 東岩木山国有林	693×	4.910	大 秋 川
6 1	15. 3.14	214	外 の 沢	乳 井	外ノ沢	310×	2.790	平 川
6 2	16. 3.17	276	頭 無 沢	百 沢	寺沢・東岩木山	838.1×	17.969	蔵助沢川
6 3	18. 2. 9	214	頭 無 沢	百 沢	寺沢	536×	6.1412	蔵助沢川
6 4	19. 5.18	629	堰 口 沢	番 館	山越	141.2×	0.3696	岩 木 川

番 号	告示年月日	告 示 番 号	溪 流 名	所 在 地		延 長 (m)	面 積 (ha)	摘 要
				大 字	字			
6 5	21. 7. 29	813	石 切 沢	百 沢	東岩木山国有林	277. 6×	9. 833	蔵助沢川
6 6	22. 3. 5	148	東 大 沢	大 沢	戸谷・大菰・杉久保	1009. 6×	2. 501	平 川
6 7	23. 3. 7	248	中 大 沢	大 沢	大菰	200×	0. 7735	平 川
6 8	24. 5. 23	622	中 大 沢	大 沢	大菰・梨子平	386. 7×	1. 8832	前 川
6 9	25. 11. 26	1, 142	後長根沢 2 号	百 沢	寺沢	403. 4×	1. 2376	後長根川

〔表〕 3－4－8 地すべり危険地区

(青森県農林水産部林政課、農村整備課 平成 2 6 年 4 月)

地区番号・名	位 置	面 積 (ha)	保 全 対 象			
			人家(戸)	耕地(ha)	その他(ha)	主な施設等
202-G0001	大字一野渡	－	0	－	－	市道 500m
兼 平	大字兼平	37. 0	0	29. 0	8. 0	農 道
大 助	大字大助	45. 0	10	36. 0	9. 0	農 道
202-G0002	大字藍内	－	0	－	－	県道 1, 300m

〔表〕 3－4－9 地すべり危険箇所

(青森県県土整備部河川砂防課 平成 2 6 年 6 月)

地区名	位 置	面 積 (ha)	河川名	区域内の保全対象				公共施設 等	摘 要 (指定状況)
				人 家 (戸)	耕 地 (ha)	公 共 的 建 物			
						災害時要援 護者施設等	左記以外の 公共的建物		
坂 市	大字坂市	11.5	相馬川	20	6.0	長慶苑	—	県道 450m	—
富 田	大字藍内	21.9	相馬川	7	2.9	—	—	県道 700m	—
関ヶ平	大字藍内	50.7	相馬川	—	2.2	—	—	県道 300m	S43.3.30 関ヶ平

〔表〕 3－4－10 地すべり防止区域

(地すべり等防止法(昭和 3 3 年法律第 3 0 号)による指定箇所)

(青森県農林水産部農村整備課、県土整備部河川砂防課 平成 2 6 年 4 月)

地域名	位 置	土 地			家 屋	公 共 施 設	
		田 畑	山 林	その他	その他	道 路	その他
中 野	弘前市大字中野 西目屋村大字杉ヶ沢	54. 8ha	23. 3ha	10. 3ha	神社 1	農道 6, 070m	水路 3, 508m
告 示		平成 4 年 8 月 27 日、告示 945 号					
備 考		地すべり対策事業完了(平成 13 年度)					

地域名	位 置	土 地			家 屋	公 共 施 設	
		田 畑	山 林	その他	その他	道 路	その他
園 村	弘前市大字沢田字甚沢	－	27. 47ha	2. 36ha	－	－	－
告 示		平成 19 年 1 月 30 日、告示 102 号					
備 考		地すべり対策事業実施中(平成 19 年度～)					

地域名	位 置	土 地			家 屋	公 共 施 設	
		田 畑	山 林	その他	その他	道 路	その他
大久保	弘前市大字如来瀬字大久保平	9.65ha	4.3ha	0.35ha	-	農道 520m	-
告 示		平成 12 年 4 月 5 日、告示 563 号					
備 考		地すべり対策事業完了(平成 17 年度)					

地域名	位 置	土 地			家 屋	公 共 施 設	
		田 畑	山 林	その他	その他	道 路	その他
関ヶ平	弘前市大字藍内字関ヶ平	2.2ha	19.7ha	6.1ha	-	県道 3,000m 橋梁 4 橋	砂防 2 基 頭首工 2 基
告 示		昭和 43 年 3 月 30 日、告示 1040 号					
備 考		地すべり対策事業完了(昭和 46 年度)・(平成 17 年度)					

〔表〕 3－4－11 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域

(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

箇所名	位置	地 形			保全対象区域の現況		摘 要
		角 度 (度)	延 長 (m)	高 さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設名	危険区域名 (指定年月日)
宇 田 野	小友字神原	65	101	15	6	—	—
鶴 喰 1 号	鬼沢字菖蒲沢	55	220	8	9	市道	H17. 12. 28 鶴喰1号
茂 森 町 2 号	西茂森一丁目	45	80	10	8	市道老人福祉センター	H22. 2. 24 茂森町2号
茂 森 新 町	西茂森一丁目	60	155	15	5	河川	H26. 6. 16 茂森新町
桜 庭 3 号	桜庭字外山	35	270	20	13	市道	S61. 1. 23 桜庭
桜 庭 1 号	桜庭字久保	30	200	20	5	県道	—
米ヶ袋 1 号	桜庭字西田	45	160	13	6	河川	—
中 畑	中畑字旭岡・日暮	50	350	13	10	市道	H 4. 3. 27 中畑
番 館	番館字長田	60	170	10	5	河川	—
米ヶ袋 2 号	中野字岩井	45	300	15	5	県道、河川	—
平 山	平山字平山	30	170	30	5	—	—
桜ヶ丘四丁目1号	大原一丁目	60	60	6	10	—	—
山 元 3 号	坂元字山元	30	94	45	1	久渡寺	—
石 川	石川字大仏	60	290	15	10	市道、公園	S63. 3. 26他 石川
乳 井 3 号	乳井字乳井	40	140	5	7	—	H 5. 3. 19 乳井3号
乳 井 1 号	乳井字乳井	50	150	7	5	県道、公民館	S62. 2. 21 乳井
乳 井 2 号	乳井字乳井	32	300	40	10	市道	S63. 3. 26 乳井2号
宮 川 3 号	折笠字宮川	40	130	5	0	中学校、公民館、集会所	—
茂 森 町	茂森町	50	80	10	8	老人福祉センター	—
館 後	館後字館後	35	150	10	5	—	—
国 吉	国吉字坂本	50	410	10	16	市道、稲荷神社	H 1. 3. 18 国吉
桜 庭 2 号	桜庭字鳴瀬	40	240	9	0	小学校、中学校	—
番 館 2 号	番館字長田	65	70	6	5	—	H12. 9. 20 番館2号
一 野 渡	一野渡字岡本	45	650	6	36	市道	H14. 3. 25 一野渡他
大 沢 5 号	大沢字大范	42	30	12	16	—	H22. 2. 24 大沢5号
大 仏	石川字大仏	36	30	7	1	老人福祉センター	—
乳 井 4 号	乳井字乳井	45	54	5	5	—	H16. 7. 9 乳井4号
愛 宕 (植 田)	愛宕字山下	30	150	15	6	市道	S54. 1. 23 植田
山 下	愛宕字山下	30	150	20	15	市道	S56. 12. 24 山下
富 田 4 号	宮地字富田	40	150	5	5	—	—
宮 地	宮地字諏訪林	30	180	20	6	市道、神社	—
堰 根	紙漉沢字堰根	34	30	40	0	岩木川第二発電所	—
坂 市	坂市字亀田	40	230	15	11	県道、神社	S62. 2. 21 坂市
里 見 4 号	五所字里見	40	85	7	1	老人福祉センター、宿泊施設、事業所	—
沢 田	沢田字園村	55	500	50	11	県道、神社、集会施設	S51. 3. 18他 沢田
大 助	大助字野田	35	200	30	6	県道	H 3. 3. 11 大助
山 田 5 号	相馬字山田	40	120	15	6	市道	S55. 3. 29他 山田2号
山 田 4 号	相馬字山田	40	40	15	6	—	S51. 3. 18他 山田
山 田 3 号	相馬字山田	40	150	15	6	—	S51. 3. 18他 山田
山 田 2 号	相馬字山田	45	110	13	5	市道	S51. 3. 18他 山田
藤 沢 1 号	藤沢字野田	35	160	15	13	—	—
山 田 1 号	相馬字山田	45	110	13	5	簡易水道配水池	—
南 川 端 町	南川端町、銅屋町	40	220	5	14	市道	H13. 2. 26 銅屋町
桔梗野一丁目	桔梗野一丁目	60	110	8	8	市道	—
吉 川	吉川字山下	30	220	10	5	市道	—

備考

- 1 急傾斜地崩壊危険箇所については、被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館等がある場合を含む。）の自然斜面箇所を掲載。このほか、被害想定区域内に人家5戸未満の自然斜面箇所と人工斜面箇所があるが、青森県地域防災計画資料編を参照。
- 2 表中「植田」は、合併後に「愛宕」へ町名改正している。

〔表〕 3－4－12 なだれ危険箇所（砂防関連）

（青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月）

番 号	箇 所 名	位置（大字等）	人家戸数	備 考
1	国 吉	国 吉	23	市 道
2	石 川	石 川	10	市 道
3	桜庭1号	桜 庭	38	県道、市道
4	平 山	平 山	13	市 道
5	吉 川	吉 川	13	市 道
6	大和沢	上岸田	15	市 道
7	久渡寺	久渡寺	11	市 道
8	南川端町	大和沢上岸田	14	－
9	十面沢	十面沢	11	県 道
10	乳 井	乳 井	24	県 道
11	高 野	高 野	7	市 道
12	乳井2号	乳 井	11	県道、市道
13	宇田野	貝沢小友	10	－
14	山 元	坂本山本	5	県 道
15	大 沢	大沢梨小平	36	市 道
16	愛 宕	愛 宕	20	市 道
17	宮地1号	宮 地	17	市 道
18	新 岡	新 岡	12	市 道
19	枯木平	枯木平	7	県 道
20	湯 段	湯 段	14	市 道
21	宮地2号	宮 地	8	県道、市道
22	愛宕2号	愛 宕	12	市 道
23	沢 田	沢 田	11	市道、河川
24	山 田	相 馬	28	市 道
25	坂 市	坂 市	13	市 道
26	堰 根	堰 根	10	市 道
27	紙漉沢	紙漉沢	14	市 道
28	山 越	山 越	18	県道、市道
29	藤 沢	藤 沢	13	県道、市道
30	大 助	大 助	7	市 道
31	藍 内	藍 内	7	県 道
32	桜 井	桜 井	22	市 道
33	向 山	向 山	8	市 道
34	薬師平2号	薬師堂下	12	県道、市道
35	立石1号	相馬立石	6	県道、河川

備考 なだれ危険箇所については、なだれ危険区域内に人家5戸以上の箇所を掲載している。このほか、なだれ危険区域内に人家5戸未満の箇所があるが、青森県地域防災計画資料編を参照

〔表〕 3－4－13 河川表

(建設政策課 平成26年4月)

水 系	河 川 名	水 源 地 (上 流 端)	流路延長 (km)	市域延長 (指定延長) (km)	管 理 者
(一級河川) 岩 木 川	岩 木 川	中津軽郡西目屋村	101.6	34.0	国土交通省・青森県
	旧大峰川	弘前市大字高杉	7.2	7.2	〃
	平 川	平川市碓ヶ関	40.6	18.0	〃
	土 淵 川	弘前市大字坂元	14.7	14.6	〃
	山 田 川	西津軽郡鰺ヶ沢町	34.6	1.6	青 森 県
	新 和 川	弘前市大字小友	3.2	3.2	〃
	宇田野川	〃	1.1	1.1	〃
	大 石 川	百 沢	9.8	2.2	〃
	前 范 川	〃	7.4	6.1	〃
	大 峰 川	〃	14.4	7.7	〃
	多 沢 川	〃	5.1	3.0	〃
	鶏 川	〃	6.4	2.1	〃
	加 藤 川	田町三丁目	4.7	3.1	〃
	寺 沢 川	小 沢	6.1	4.7	〃
	童子森川	〃	1.3	0.4	〃
	清 水 川	悪 戸	0.3	0.2	〃
	腰 巻 川	大和沢	7.7	4.2	〃
	境 関 川	新 里	2.3	0.7	〃
	高 崎 川	石 川	3.8	0.5	〃
	万 助 川	一 野 渡	3.9	1.6	〃
	大和沢川	〃	15.1	7.9	〃
	前 川	松木平	9.0	2.0	〃
	後長根川	百 沢	17.9	12.4	〃
	新土淵川	小 沢	—	3.2	〃
	棚 内 川	湯 口	11.1	3.0	〃
	相 馬 川	藍 内	12.4	9.9	〃
	作 沢 川	沢 田	17.2	10.7	〃
	嶋ヶ沢川	相 馬	3.7	1.8	〃
	蔵助沢川	百 沢	5.0	5.0	〃
	大 秋 川	中津軽郡西目屋村	19.6	6.2	〃
(二級河川) 中 村 川	中 村 川	弘前市大字常盤野	44.9	6.6	青 森 県
	井戸ノ沢	〃	1.0	0.7	〃

水 系	河 川 名	水 源 地 (上 流 端)	流路延長 (km)	市域延長 (指定延長) (km)	管 理 者
(準用河川) 岩 木 川	加 藤 川	弘 前 市 大 字 田 町 三 丁 目	4.7	1.3	弘 前 市
	腰 巻 川	外 崎 五 丁 目	3.2	1.3	〃
	長四郎川	土 手 町	2.2	1.3	〃
	境 関 川	新 里	2.3	0.6	〃
	万 助 川	一 野 渡	3.9	0.4	〃
	洞 喰 川	大 和 沢	3.7	3.4	〃
	森 川	松原西三丁目	1.9	0.7	〃
	大 沢 川	大 沢	3.7	3.4	〃
	前 川	松 木 平	9.0	2.2	〃
	稲刈沢川	小 栗 山	7.4	3.2	〃
	羽 黒 川	百 沢	1.8	0.9	〃
	さだご川	新 岡	2.5	0.9	〃
	二階堰川	五 所	9.2	3.0	〃
	さくら川	下 白 銀 町	2.1	2.1	〃
	冷 田 川	百 沢	1.9	1.9	〃
	平 沢 川	〃	4.5	3.5	〃
(普通河川等) 岩 木 川	上 の 川	弘 前 市 大 字 十 面 沢	6.2	6.2	弘 前 市
	元 宮 川	〃	1.4	1.4	〃
	はらい川	〃	0.9	0.9	〃
	長 前 川	西 津 軽 郡 鯨 ヶ 沢 町	4.2	4.2	〃
	白 狐 川	弘 前 市 大 字 大 森	3.8	3.8	〃
	轡 川	〃	3.0	3.0	〃
	大 森 川	〃	5.2	5.2	〃
	大 石 川	百 沢	9.8	7.6	〃
	前 菰 川	〃	7.4	1.3	〃
	大黒沢川	中 別 所	1.6	1.6	〃
	多 沢 川	百 沢	5.1	2.1	〃
	鶏 川	〃	6.4	4.3	〃
	大 蜂 川	〃	14.4	6.7	〃
	釜 菰 川	一 野 渡	9.3	9.3	〃
	茂 森 川	茂森新町四丁目	0.4	0.4	〃
	童子森川	小 沢	1.3	0.9	〃
	刈 間 川	悪 戸	2.1	2.1	〃
	後 山 川	坂 元	0.7	0.7	〃
	高 崎 川	石 川	3.8	0.4	〃
	三 岳 川	大 和 沢	3.5	3.5	〃
	稲刈沢川	小 栗 山	7.4	4.2	〃
	前 川	松 木 平	9.0	4.8	〃
	梨子平川	大 沢	0.8	0.8	〃

水 系	河 川 名	水 源 地 (上 流 端)	流路延長 (km)	市域延長 (指定延長) (km)	管 理 者
(普通河川等) 岩 木 川	大 薮 川	大 沢	0.4	0.4	〃
	銭神石川	薬師堂	2.6	2.6	〃
	沢 田 川	乳 井	2.1	2.1	〃
	四ッ谷川	百 沢	1.8	1.8	〃
	葛 原 川	〃	0.8	0.8	〃
	後長根川	〃	17.9	5.5	〃
	樋の口川	茜町三丁目	1.3	1.3	〃
	棚 内 川	湯 口	11.1	8.1	〃
	安 田 川	〃	0.3	0.3	〃
	地 形 川	紙漉沢	0.1	0.1	〃
	野 沢 川	五 所	0.1	0.1	〃
	水 木 川	水木在家	0.5	0.5	〃
	派 立 川	紙漉沢	1.3	1.3	〃
	大 石 川	〃	0.3	0.3	〃
	桜 井 川	水木在家	0.5	0.5	〃
	小清水川	〃	0.4	0.4	〃
	清水沢川	〃	2.7	2.7	〃
	岩 浪 川	〃	1.5	1.5	〃
	坂 市 川	坂 市	1.2	1.2	〃
	竜ヶ平川	相 馬	0.2	0.2	〃
	山田上沢川	〃	0.1	0.1	〃
	笹九枚川	〃	0.8	0.8	〃
	菰 沢 川	沢 田	1.7	1.7	〃
	鉢 吞 川	〃	1.2	1.2	〃
	淋 代 川	相 馬	0.4	0.4	〃
	野 脇 川	〃	0.4	0.4	〃
	鳴ヶ沢川	〃	3.7	1.9	〃
	立 石 川	藍 内	0.1	0.1	〃
	雨 池 川	〃	0.2	0.2	〃
	小藍内川	〃	0.7	0.7	〃
	中 村 川	紙漉沢	0.2	0.2	〃
	石切沢川	百 沢	1.3	1.3	〃
	毒蛇沢川	〃	1.9	1.9	〃
	滝ノ沢川	〃	0.5	0.5	〃
	柴柄沢川	〃	2.3	2.3	〃
	湯ノ沢川	常盤野	5.6	5.6	〃
	大久保堰	紺屋町	5.0		弘前市和徳土地改良区
	撫牛子堰	北横町	4.0		弘前市和徳土地改良区

水 系	河 川 名	水 源 地 (上 流 端)	流路延長 (km)	市域延長 (指定延長) (km)	管 理 者
(普通河川等) 岩 木 川	釜 范 堰	一 野 渡	9.6		弘 前 市
	駐屯地排水路 (土淵川ル-ト)		2.9		〃
	駐屯地排水路 (大和沢川ル-ト) 他	〃	2.0		〃
(普通河川等) 中 村 川	湯 段 川	弘前市大字常盤野	4.9	4.9	弘 前 市

〔表〕 3－4－14 ため池分布状況

①農業用ため池

(農村整備課 平成25年6月)

地域区分	ため池数	緊急度別の内訳			
		緊急度1	緊急度2	緊急度3	緊急度4
清 水	20	6	8	3	3
千 年	6	5			1
東 目	5		1		4
船 沢	4		1		3
高 杉	9		1		8
裾 野	41	1	13		27
新 和	9		3		6
石 川	7		6		1
岩 木	24	3	5	1	15
相 馬	9	2		7	
計	134	17	38	11	68

②その他のため池

(農村整備課 平成25年6月)

地域区分	ため池数	緊急度別の内訳			
		緊急度1	緊急度2	緊急度3	緊急度4
藤 代	2		2		
船 沢	2		1		1
新 和	1		1		
計	5		4		1

【緊急度ランクの判定基準】

緊急度1 ため池の設置点が沢で鉄砲水の恐れがあり、下流に人家、市街地がある。

緊急度2 ため池の設置点が台地等で鉄砲水の恐れはないが、下流に人家、市街地がある。

緊急度3 ため池の設置点が沢で鉄砲水の恐れがあるが、下流は農地である。

緊急度4 ため池の設置点が台地等で鉄砲水の恐れがなく、下流は農地である。

③要整備ため池一覧

(農村整備課 平成25年6月)

番 号	た め 池 名	所 在 地	貯 水 量 (千m ³)	緊 急 度
1	悪戸堤	悪戸字中野	10.0	1
2	後山ため池	坂元字山元	30.0	1
3	上茂兵衛堤	小沢字大開	3.0	2
4	小館堤	小沢字根子屋沢	5.0	2
5	井沢堤	小沢字広野	5.6	2
6	石山堤	悪戸字後沢	2.8	4
7	よご沢堤	小沢字山崎	2.7	4
8	新田堤(1)	〃 (井沢)	1.3	4
9	新田堤(2)	〃 (井沢)	1.9	4
10	稲刈沢の上	小栗山字鷺ノ巣(稲刈沢)	6.7	2
11	下堤	平山字赤沢	1.1	4
12	金次郎堤	〃 坂市沢	1.4	4
13	太七堤	〃	0.8	4
14	安衛門ため池	中別所字向野	0.6	2
15	長兵衛堤	〃 平山	3.2	4

番 号	た め 池 名	所 在 地	貯 水 量 (千m ³)	緊 急 度
16	手代森堤	高杉字尾上山	45.0	4
17	藤田堤	高杉字神原	2.0	4
18	長内堤	十腰内字猿沢	3.2	2
19	平田森堤	十面沢字轡	1.7	2
20	仁田堤	〃	3.0	2
21	高田堤	十腰内字猿沢	4.0	2
22	下ため池(大開3)	貝沢字沢辺	1.5	2
23	金山3号堤	鬼沢字山ノ越	5.0	2
24	金山2号堤	〃	3.0	2
25	金山1号堤	〃	5.0	2
26	猿沢ため池	〃	4.0	2
27	中村堤	十腰内字猿沢	1.7	4
28	丸岡堤	〃	2.6	4
29	和島堤	〃	4.7	4
30	轡堤	〃	3.5	4
31	湯湧場堤	貝沢字沢辺	8.0	4
32	小山内堤	鬼沢字猿沢	6.0	4
33	佐藤堤	〃	2.4	4
34	子之助堤	〃	3.2	4
35	義武堤	〃	6.7	4
36	木村堤	〃	0.6	4
37	今堤下堤	〃	3.7	4
38	下堤	大森字田浦	1.5	4
39	弥八ため池(大開2)	貝沢字沢辺	1.4	4
40	新ため池(大開1)	〃	3.3	4
41	中畑ため池	三和字下恋塚	13.0	4
42	権左エ門ため池	〃	6.0	4
43	背鍋ため池	小友字神原	14.0	4
44	寺ヶ沢1号ため池	大沢字寺ヶ沢	1.1	2
45	寺ヶ沢2号ため池	〃	2.0	2
46	堤ヶ沢堤(上)	大沢字寺ヶ沢	3.3	2
47	堤ヶ沢堤(下)	〃	4.8	2
48	熊の沢池	薬師堂字南熊沢	8.0	2
49	朝鮮溜池	常盤野字黒沢	8.0	1
50	高岡溜池	高岡	12.2	2
51	下堤	葛原	8.0	2
52	源治堤	常盤野字湯段	3.5	4
53	小杉沢2号	百沢字東岩木山	14.1	4
54	葛西堤	百沢字東岩木山	17.5	4
55	長谷川堤	〃	4.0	4
56	中野堤	常盤野字黒沢	2.2	4
57	よね堤	〃	0.8	4
58	越善谷堤	常盤野字湯段	1.5	4
59	鍋倉堤	百沢字東岩木山	10.0	4
60	大畑溜池	坂市字坂市沢	4.0	1
61	太平森堤	紙漉沢	5.4	1
62	大森堤	水木在家字桜井	4.2	3

〔表〕 3－4－15 道路注意箇所（一般国道、主要地方道、一般県道、市道）

①一般国道

（青森県県土整備部道路課 平成26年4月）

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所在地	評価ランク
地吹雪	国道102号	有	未指定	2,540	大字福村	カルテ監視

②主要地方道

（青森県県土整備部道路課 平成26年4月）

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所在地	評価ランク
地吹雪	弘前岳ヶ沢線	有	未指定	460	大字熊嶋字亀田	カルテ監視
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	100	大字宮地字富田	カルテ監視
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	80	大字常盤野字湯段菰	カルテ監視
落石・崩壊	岩崎西目屋弘前線	無	指定	70	大字国吉字耕田 37-4	要対策
地吹雪	岩木山環状線	無	未指定	1,800	大字十腰内字猿沢	要対策
地吹雪	岩木山環状線	有	未指定	400	大字大森字勝山	要対策
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	220	大字独狐字島田	カルテ監視
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	100	大字鬼沢字山ノ越	カルテ監視
地吹雪	弘前鰯ヶ沢線	有	未指定	180	大字大森字勝森	カルテ監視
地吹雪	五所川原岩木線	無	未指定	1,660	大字青女子字吉野	カルテ監視
地吹雪	五所川原岩木線	無	未指定	380	大字高杉字山下	カルテ監視
地吹雪	弘前環状線	有	未指定	500	大字元薬師堂字元薬師堂	カルテ監視

③一般県道

（青森県県土整備部道路課 平成26年4月）

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所在地	評価ランク
地吹雪	石川土手町線	無	未指定	400	大字大沢字荒田	カルテ監視
地吹雪	石川土手町線	無	未指定	520	大字大沢字西前田	カルテ監視
落石・崩壊	関ヶ平五代線	有	未指定	120	大字藤沢字野田	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	37	大字大助字野田 240-29	要対策
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	130	大字大助字野田 240-29	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	指定	50	大字大助字竜ノ口	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	60	大字大助字竜ノ口 78-35	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	121	大字大助字竜ノ口 123-1	要対策
雪崩	相馬常盤野線	無	指定	40	大字大助字竜ノ口	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	33	大字沢田字園村 174-4	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	指定	40	大字沢田字園村	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	35	大字沢田字甚沢 50-8	カルテ監視
落石・崩壊	相馬常盤野線	有	指定	135	大字沢田字甚沢 50-21	カルテ監視
雪崩	相馬常盤野線	無	未指定	80	大字中畑字外山	カルテ監視
地吹雪	石川百田線	有	未指定	1,080	大字石川字外坪	カルテ監視

④市 道

(建設政策課 平成26年4月)

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所 在 地	評価ランク
落石・崩壊	長坂線	あり	未指定	84	大字下湯口字扇田	カルテ監視
落石・崩壊	大沢・堂ヶ平線	あり	未指定	98	大字大沢字上山ヶ田	カルテ監視
落石・崩壊	向山五所線	あり	未指定	548	大字相馬字野脇	要対策
落石・崩壊	向山五所線	あり	未指定	130	大字相馬字野脇	要対策
落石・崩壊	堰根線	あり	未指定	282	大字紙漣沢字堰根	要対策
落石・崩壊	大石線	あり	未指定	50	大字紙漣沢字山越	要対策
落石・崩壊	山田線	あり	未指定	60	大字相馬字竜ヶ平	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	260	大字相馬字篭九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	130	大字相馬字篭九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	73	大字相馬字篭九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	19	大字相馬字篭九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	127	大字相馬字篭九枚	要対策
落石・崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	28	大字相馬字篭九枚	要対策
落石・崩壊	茶臼線	あり	未指定	89	大字湯口字一ノ安田	要対策
落石・崩壊	茶臼線	あり	未指定	43	大字湯口字一ノ下り山	要対策
落石・崩壊	茶臼線	あり	未指定	44	大字湯口字一ノ下り山	要対策
落石・崩壊	竜ヶ平線	あり	未指定	123	大字相馬字篭九枚	要対策
岩石崩壊	薬師道沢田1号	あり	未指定	25	大字薬師堂字沢田	カルテ監視
岩石崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	75	大字相馬字篭九枚	要対策
岩石崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	120	大字相馬字篭九枚	要対策
岩石崩壊	舟打沢田線	なし	未指定	20	大字沢田字園村	要対策
岩石崩壊	竜ヶ平線	あり	未指定	125	大字相馬字篭九枚	カルテ監視
雪崩	大助平山線	あり	未指定	55	大字大助字野田	カルテ監視
雪崩	舟打沢田線	なし	未指定	90	大字沢田字鉢吞沢	カルテ監視
雪崩	舟打沢田線	なし	未指定	25	大字沢田字園村	要対策
盛土	大森三和線	あり	未指定	42	大字三和字下恋塚	カルテ監視
盛土	大森三和線	あり	未指定	88	大字三和字下恋塚	カルテ監視
盛土	大森三和線	あり	未指定	115	大字三和字下恋塚	カルテ監視
盛土	十面沢笹館線	あり	未指定	240	大字笹館字福山	カルテ監視
盛土	十面沢笹館線	あり	未指定	185	大字笹館字福山	カルテ監視
盛土	檜木用田4号線	あり	未指定	65	大字鬼沢字山ノ越	カルテ監視
盛土	檜木用田4号線	あり	未指定	60	大字鬼沢字二千苺	カルテ監視
盛土	桜ヶ丘12号線	あり	未指定	90	大字小沢字山崎	カルテ監視
擁壁	大森三和線	あり	未指定	33	大字三和字下恋塚	要対策
擁壁	十面沢笹館線	あり	未指定	37.3	大字十面沢字沢田	カルテ監視

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長 (m)	所 在 地	評価ランク
擁壁	悪戸小沢線	あり	未指定	39.7	大字悪戸字中野	カルテ監視
擁壁	悪戸小沢線	あり	未指定	125	大字悪戸字中野	カルテ監視
擁壁	悪戸小沢線	あり	未指定	78	大字悪戸字中野	カルテ監視
擁壁	中野座頭石線	あり	未指定	175	大字一野渡字西平山	カルテ監視
擁壁	常源寺線	あり	未指定	14	大字西茂森一丁目	カルテ監視
擁壁	悪戸中野 1 号線	あり	未指定	52	大字悪戸字中野	要 対 策
擁壁	向山五所線	あり	未指定	59	大字五所字野沢	要 対 策
擁壁	向山五所線	あり	未指定	71	大字五所字野沢	要 対 策
擁壁	山越地形線	あり	未指定	66	大字紙漣沢字山越	要 対 策
擁壁	堰根線	あり	未指定	65	大字紙漣沢字堰根	要 対 策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	32	大字坂市字坂市沢	要 対 策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	90	大字坂市字坂市沢	要 対 策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	67	大字坂市字坂市沢	要 対 策
擁壁	坂市沢枝線	あり	未指定	33	大字坂市字坂市沢	要 対 策
擁壁	藤沢大助線	あり	未指定	16	大字藤沢字野田	要 対 策
擁壁	舟打沢田線	なし	未指定	21	大字沢田字園村	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	山越地形線	あり	未指定	61	大字紙漣沢字地形	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	舟打沢田線	なし	未指定	63	大字沢田字園村	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	湯口東線	あり	未指定	42	大字湯口字一ノ細川	カルテ監視
地吹雪	大森・大石線	あり	未指定	550	大字大森	カルテ監視
地吹雪	小友・笹館線	あり	未指定	350	大字小友	カルテ監視
地吹雪	青女子・糠坪線	あり	未指定	1450	大字青女子	カルテ監視
地吹雪	中崎・小山線	あり	未指定	450	大字中崎	カルテ監視
地吹雪	平山線	あり	未指定	180	大字平山	カルテ監視
地吹雪	駒越・土堂線	あり	未指定	900	大字藤代	カルテ監視
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要 対 策
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要 対 策
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要 対 策
地吹雪	岳・湯段・瑞穂線	あり	未指定	200	大字常盤野字湯段范	要 対 策

〔表〕 3－5－1 自主防災組織一覧

(防災安全課 平成26年1月)

	自主防災組織の名称	結 成 日
1	和徳大通り町会	平成元年4月1日
2	大清水町会	平成10年11月9日
3	早稲田中央町会	平成17年11月1日
4	岩木地区婦人防火クラブ	－
5	相馬地区婦人防火クラブ	－
6	常盤野町会自主防災組織	平成23年7月26日
7	槌子町会自主防災会	平成23年10月28日
8	沢田町会自主防災会	平成23年12月5日
9	藍内町会自主防災会	平成23年12月2日
10	石渡町会自主防災会	平成24年4月13日
11	葛原町会自主防災会	平成24年7月19日
12	土堂町会自主防災会	平成24年12月5日
13	相馬町会自主防災会	平成25年1月18日
14	昴町会自主防災会	平成25年1月18日
15	湯口町会自主防災会	平成25年1月18日
16	山田町会自主防災会	平成25年1月18日
17	大助町会自主防災会	平成25年1月18日
18	桐ノ木沢町会自主防災会	平成25年1月18日
19	黒滝町会自主防災会	平成25年1月18日
20	水木在家町会自主防災会	平成25年1月18日
21	前相馬町会自主防災会	平成25年1月18日
22	坂市町会自主防災会	平成25年1月24日
23	藤沢町会自主防災会	平成25年1月24日
24	安田町会自主防災会	平成25年1月25日
25	紙漉沢町会自主防災会	平成25年1月25日
26	五所町会自主防災会	平成25年1月25日
27	松森町自主防災会	平成25年2月5日
28	十面沢自主防災会	平成25年4月1日
29	小金崎町会自主防災会	平成25年7月1日
30	船水町会自主防災会	平成25年8月1日
31	四ツ谷町会自主防災会	平成25年8月10日
32	乳井町会自主防災会	平成25年9月1日
33	上弥生町会自主防災会	平成25年9月1日
34	二ツ屋町会自主防災会	平成25年9月22日
35	石川町会自主防災会	平成25年11月1日
計		

〔表〕 3-12-1 重要文化財指定建造物防災施設等整備状況

(文化財課 平成26年4月)

文化財名称	所有者	消火器		自動火災 報知設備	消火栓 設備	避雷針 設備
		所要単位	能力単位			
最勝院五重塔	最勝院	1	2	有	有	有
岩木山神社本殿ほか (6棟)	岩木山神社	12	10	有	有	有
八幡宮唐門・本殿	弘前八幡宮	9	7	有	有	有
長勝寺三門 長勝寺本堂・庫裏 長勝寺御影堂 津軽家霊屋(5棟)	長勝寺	1 19 5	3 21 1 15	有 有 有 有	有 有 有 有	有 — — —
弘前城城内建造物	弘前市					
天守		5	12	有	有	有
二の丸辰巳櫓		3	6	有	有	有
二の丸末申櫓		3	6	有	有	有
二の丸丑寅櫓		3	6	有	有	有
三の丸追手門		2	3	有	有	有
三の丸東門		2	3	有	有	有
北の郭北門		2	3	有	有	有
二の丸東門		2	3	有	有	有
二の丸南門		2	3	有	有	有
誓願寺山門	誓願寺		8	有	有	—
東照宮本殿	神社本庁	1	15	無	無	有
津軽為信霊屋 革秀寺本堂	革秀寺	1 16	4 15	有 有	有 有	— —
熊野奥照神社本殿	熊野奥照神社	1	8	有	有	有
旧第五十九銀行本店本館	青森銀行	5	16	有	有	有
石場家住宅	個人	5	4	有	有	—
弘前学院外人宣教師館	弘前学院	6	4	有	有	有
旧弘前偕行社	弘前厚生学院	16	14	有	有	—
高照神社本殿ほか(8棟)	高照神社・個人	13	15	有	有	有

(注) — 設置義務なし

〔表〕 3-17-1 浸水想定区域の主として要配慮者が利用する施設

(健康福祉部・教育委員会 平成26年4月)

【対象河川】 岩木川、平川、腰巻川

●：浸水深が 2m～5m 未満の区域 ▲：浸水深が 1m～2m 未満の区域
○：浸水深が 50cm～1m 未満の区域 △：浸水深が 50cm 未満の区域

号	区 分	施 設 名	所 在 地	河 川 名		
				岩木川	平 川	腰巻川
1	児童福祉施設	青女子保育園	青女子字桜苅 490-6	○		
2	〃	すみれ乳児保育園	青山五丁目 25-1	○	○	
3	〃	富士見保育所	紺屋町 187-2	△		
4	〃	ダビデ保育園	城西二丁目 5-6	○		
5	〃	養正保育所	清野袋一丁目 1-11	○	○	
6	〃	サムエル保育園	鷹匠町 24	△		
7	〃	弘前保育園	田町三丁目 4-39	△		
8	〃	たんぽぽ保育園	田町五丁目 2-3	△		
9	〃	静修保育園	津賀野字岡本 15-3	▲	▲	
10	〃	明誠保育園	撫牛子三丁目 3-9	●	●	
11	〃	城西保育園	西大工町 38-1	△		
12	〃	致遠保育園	浜の町東二丁目 8-9	△		
13	〃	サン保育園	浜の町東四丁目 2-6	△		
14	〃	ふじ保育園	藤代一丁目 12-5	△		
15	〃	真土保育園	真土字苅田 125-1	△		
16	〃	藤代保育園	石渡一丁目 1-9	△		
17	〃	よつば保育園	南大町一丁目 8-2			△
18	〃	ふたば保育園	取上三丁目 6-17			△
19	〃	桜ヶ丘保育園分園	清原一丁目 1-1			△
20	〃	めぐみ保育園	城東二丁目 1-12			△
21	〃	城東保育園	稲田二丁目 4-3			△
22	〃	とよだ保育園	高田一丁目 13-5			△
23	〃	ひがし保育園	外崎三丁目 1-10			△
24	〃	城東託児所（ヤマト販売）	城東中央四丁目 12-26			△
25	〃	ちびっこ館ゆうゆう童夢	城東北三丁目 13-7			△
26	〃	ことりの森	城東北四丁目 4-20			○
27	〃	きりん	城東中央四丁目 2-9			△
28	〃	弘前乳児院	品川町 152			△
29	〃	あおい杜保育園・ちびっこパ ラダイス	高崎二丁目 4-23			△
30	幼 稚 園	弘前明の星幼稚園	紺屋町 127	△		
31	〃	柴田幼稚園	清原一丁目 1-1			△
32	〃	若草幼稚園	松森町 167			△
33	病 院	おおはしクリニック	青山二丁目 1-3	○	△	
34	〃	青山パースクリニック吉田産婦人科	青山四丁目 27-10	▲	▲	
35	〃	石沢内科胃腸科	新町 151	△		
36	〃	畑山医院	石川字春仕内 97-1		○	
37	〃	奥口医院	亀甲町 63	△		
38	〃	康安外科内科医院	栄町一丁目 2-6	△		
39	〃	傍島内科医院	城西一丁目 8-10	○		
40	〃	こんた皮膚科	鷹匠町 18	○		
41	〃	加藤眼科クリニック	田町五丁目 6-7	△		
42	〃	そうまクリニック	八幡町二丁目 8-4	△		
43	〃	藤代健生病院	藤代二丁目 12-1	△		

番号	区 分	施 設 名	所 在 地	河 川 名		
				岩木川	平 川	腰巻川
44	病 院	よこやま整形外科	藤野二丁目 6-9	▲		
45	〃	城西しおたに内科小児科	南城西一丁目 3-15	○		
46	〃	あきた耳鼻咽喉科クリニック	南城西二丁目 5-12	○		
47	〃	市川整形外科クリニック	南城西二丁目 12-3	▲		
48	〃	弘愛会病院	宮川三丁目 1-4	△	△	
49	〃	梅村医院	石渡一丁目 1-6	△		
50	〃	千葉胃腸科内科医院	石渡三丁目 13-2	△		
51	〃	レディスクリニックすごう	外崎五丁目 7-4			△
52	〃	弘前記念病院	境関字西田 59-1			△
53	〃	弘前城東医院	高田一丁目 10-7			△
54	〃	たかはし内科胃腸科小児科	取上二丁目 9-1			△
55	〃	岡本内科医院	松森町 124			△
56	〃	サンメディコ下田クリニック	城東中央四丁目 1-3			△
57	〃	あらいこどもクリニック/眼科クリニック	城東中央四丁目 2-8			△
58	〃	城東こどもクリニック	城東北四丁目 4-20			○
59	〃	伊藤眼科医院	南大町二丁目 6-3			○
60	〃	菊池医院	富田町 8-1			△
61	〃	弘前愛成会病院	北園一丁目 6-2			△
62	〃	聖康会病院	和泉二丁目 17-1			△
63	〃	弘前小野病院	和泉二丁目 19-1			△
64	高齢・障害者施設	デイサービスセンター城西	茜町二丁目 1-18	△		
	〃	グループホーム城西	〃	△		
65	〃	新町住宅	新町 132-3	△		
66	〃	オーブデイサービスセンター	新町 165-2	△		
67	〃	ひばり寮	新町 24	○		
68	〃	グループホームウヰラ弘前	岩賀二丁目 12-11	●	●	
	〃	介護老人保健施設 ウヰラ弘前	〃	●	●	
69	〃	デイサービスセンターサタハウス弘前	大川字中桜川 18-10	▲		
	〃	デイサービスセンターもみの木ハウス	〃	▲		
	〃	在宅介護支援センターサタハウス弘前	〃	▲		
	〃	生活支援ハウス柊ハウス	〃	▲		
	〃	グループホームサタの家	〃	▲		
	〃	介護老人保健施設サタハウス弘前	〃	▲		
	〃	短期入所生活介護サタハウス弘前	〃	▲		
70	〃	山郷館デイサービスセンター弘前	大久保字西田 92-3	▲	▲	
71	〃	グループホーム薫風舎	大久保字西田 105-42	▲	▲	
72	〃	さくら工芸	神田四丁目 4-20	▲	▲	
73	〃	熊嶋住宅	熊嶋字亀田 183-5	△		
74	〃	拓心館	熊嶋字亀田 184-1	△		
75	〃	グループホームアップルハウス	境関字亥ノ宮 29-1	△	△	
76	〃	グループホーム栄町住宅	栄町三丁目 4-9	△		
77	〃	グループホーム城西住宅	城西二丁目 4-2	○		
78	〃	城西老人福祉センター	城西四丁目 1-3	○		
79	〃	幸陽荘在宅介護支援センター	清野袋字岡部 433-1	●	●	
	〃	老人保健施設 幸陽荘	〃	●	●	
80	〃	デイサービスセンター鷹匠町	鷹匠町 16-1	○		
	〃	在宅介護支援センター鷹匠町	〃	○		

番号	区 分	施 設 名	所 在 地	河 川 名		
				岩木川	平 川	腰巻川
81	高齢・障害者施設	であいの家あうん	高屋字安田 735-3	△		
82	〃	つがる野工房	津賀野字瀬ノ上 43-1	●	●	
83	〃	グループホームハルト	中崎字荏田 260-2	▲		
84	〃	グループホームバントー弘前	西城北二丁目 3-11	△		
85	〃	西大工町住宅	西大工町 17-5	△		
86	〃	弘前市身体障害者福祉センター	八幡町一丁目 9-17	△		
87	〃	シニアフィットネスあけぼの	浜の町東一丁目 7-4	△		
	〃	グループホームあけぼの	〃	△		
88	〃	デイサービスセンター致遠荘	浜の町東二丁目 8-15	△		
89	〃	あすなろ	浜の町東三丁目 13-9	△		
90	〃	グループホームひまわり	浜の町東三丁目 10-1	△		
91	〃	コーポさくら荘	藤代二丁目 11-6	△		
	〃	すみれ	〃	△		
92	〃	ガーベラタウン	藤代二丁目 11-10	△		
93	〃	くさなぎ希望寮	藤代四丁目 3-4	△		
94	〃	グループホームさくらの里	藤代字広田 131-1	△		
95	〃	デイサービスセンターきらら弘前	藤野二丁目 6-1	▲		
96	〃	つがる野工房パッケージセンター	藤野二丁目 10-3	○		
97	〃	デイサービスセンターいこいの里	宮川三丁目 17-7	△	△	
98	〃	グループホームみやぞの	宮園五丁目 6-5	△		
99	〃	サンフラワー	向外瀬字豊田 320-1	▲	▲	
	〃	デイサービスセンター サン・フラワー	〃	▲	▲	
	〃	グループホーム サン・フラワー	〃	▲	▲	
100	〃	津軽保健生活協同組合 健生介護センター虹	向外瀬字豊田 292-1	▲	▲	
101	〃	グループホームうぐいすの里弘前	向外瀬字豊田 319-1	▲	▲	
102	〃	グループホームバントー弘前城北	西城北二丁目 3-4	△		
103	〃	老人保健施設 ふじ苑	土堂字長瀬 385-1	△		
104	〃	グループホームサンハイツ川先	川先三丁目 3-3			△
105	〃	ケアハウス城東	城東中央四丁目 1-4			△
	〃	城東デイサービスセンター	〃			△
	〃	城東在宅介護支援センター	〃			△
106	〃	デイサービスセンターあさひ	品川町 152			△
107	〃	草薙デイサービスセンター	城東二丁目 2-6			△
	〃	草薙グループホーム	〃			△
108	〃	グループホームフリージア	川先一丁目 6-10			△
109	〃	弘前リハビリセンター弘前城東医院併設	高田一丁目 10-7			△
110	〃	ケアパートナー弘前	向外瀬三丁目 2-4	△		
111	〃	ひなた	神田一丁目 6-3	○	○	
112	〃	児童デイサービス きらり	駒越字平田 2-3	○		
113	〃	グループホーム賀田	大久保字西田 98-4	▲	▲	
114	〃	デイサービス我が家	川先三丁目 9-1			△
115	〃	弘前市生きがいセンター	南袋町 1-20	○		

- 備考 1 介護保険関係施設は、高齢・障害者施設に含む。
2 後長根川の浸水想定区域内には災害時要配慮者施設はない。

〔表〕 3－19－1 土砂災害警戒区域等一覧

①土砂災害警戒区域

(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

指定区域名		所 在 地	自然現象の種類	告示年月日・番号
1	愛宕	大字愛宕字山下	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 1 月 30 日 第 67 号
2	宮地	大字宮地字諏訪林		
3	湯ノ沢	大字常盤野字湯の沢	土 石 流	
4	戸上沢	大字常盤野字湯の沢		
5	蔵助沢	大字百沢字田川		
6	頭無沢	大字百沢字寺沢		
7	後長根沢	大字百沢字寺沢		
8	常盤野沢	大字常盤野字黒森		
9	毒蛇沢	大字百沢字裾野		
10	天満の沢	大字兼平字林元林添		
11	兼平沢	大字兼平字林元林添		
12	蔵王沢	大字五代字山本		
13	里見 3 号	大字五所字里見	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 7 月 7 日・ 第 454 号
14	東水木在家沢	大字水木在家字桜井	土 石 流	
15	鳴ヶ沢	大字相馬字山田		
16	竜ヶ平沢	大字相馬字山田		
17	堰根沢	大字紙漣沢字堰根		
18	上立石沢	大字藍内字立石		
19	下立石沢	大字藍内字立石		
20	鶴喰 1 号	大字鬼沢字菖蒲沢	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 2 月 9 日・ 第 121 号
21	桜ヶ丘四丁目 1 号	大字桜ヶ丘四丁目		
22	乳井 3 号	大字乳井字乳井		
23	番館 2 号	大字番館字長田		
24	銅屋町	大字銅屋町		
25	乳井 4 号	大字乳井字乳井		
26	川合 2 号	大字三和字上池神		
27	西田 2 号	大字桜庭字西田		
28	西田 1 号	大字桜庭字西田		
29	桜ヶ丘一丁目	大字桜ヶ丘一丁目		
30	旭ヶ丘五丁目	大字旭ヶ丘五丁目		
31	大原三丁目	大字大原三丁目		
32	外の沢	大字乳井字茶臼館	土 石 流	平成 23 年 3 月 22 日・ 第 260 号
33	羽黒沢	大字坂元字山元		
34	北八幡沢	大字桜庭字西田		
35	大久保	大字如来瀬字大久保平	地 滑 り	
36	兼平	大字兼平字林元林添		
37	坂市	大字坂市字亀田		
38	富田	大字藍内字富田		
39	大助	大字大助字野田		

②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(青森県県土整備部河川砂防課 平成26年6月)

指定区域名		所 在 地	自然現象の種類	告示年月日・番号	
1	山下	大字愛宕字山下	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 1 月 30 日・ 第 66 号	
2	富田 4 号	大字宮地字富田			
3	岩木山山頂	大字百沢字東岩木山国有林			
4	薬師	大字新岡字萩流			
5	土筆山	大字葛原字茂上			
6	富田 3 号	大字宮地字富田			
7	富田 5 号	大字宮地字宮本			
8	沢田 9 号	大字宮地字沢田			
9	山田 7 号	大字如来瀬字種本			
10	富田 6 号	大字宮地字富田			
11	赤倉	大字百沢字東岩木山国有林			
12	稔	大字新法師字稔			
13	柴柄沢川	大字百沢字裾野	土 石 流		
14	平沢川	大字百沢字裾野			
15	滝ノ沢	大字百沢字裾野			
16	石切沢	大字百沢字小松野			
17	百沢	大字百沢字寺沢			
18	枯木平沢	大字常盤野字上黒沢			
19	東常盤野沢	大字常盤野字黒森			
20	西常盤野沢	大字常盤野字湯段菰			
21	後長根沢 2 号	大字百沢字寺沢			
22	東常盤野沢 2 号	大字常盤野字黒森			
23	黒森沢	大字常盤野字上黒沢			
24	小倉沢	大字常盤野字上黒沢			
25	下小倉沢	大字常盤野字上黒沢			
26	下湯段沢	大字常盤野字上黒沢			
27	湯段沢	大字常盤野字黒森			
28	柴柄西沢	大字百沢字裾野			
29	上如来瀬沢	大字兼平字山下林添			
30	下如来瀬沢	大字兼平字山下			
31	大山祇沢	大字百沢字東岩木山			
32	堰根	大字紙漣沢字堰根	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 7 月 7 日・ 第 453 号	
33	坂市	大字坂市字亀田			
34	里見 4 号	大字五所字里見			
35	沢田	大字沢田字園村			
36	大助	大字大助字野田			
37	山田 5 号	大字相馬字山田			
38	山田 4 号	大字相馬字山田			
39	山田 3 号	大字相馬字山田			
40	山田 2 号	大字相馬字山田			
41	藤沢 1 号	大字藤沢字野田			
42	山田 1 号	大字相馬字山田			
43	二ノ安田	大字湯口字二ノ安田			
44	里見 2 号	大字五所字里見			
45	里見 1 号	大字五所字里見			
46	野沢 1 号	大字五所字野沢			
47	野沢 2 号	大字五所字里見			
48	山越 2 号	大字紙漣沢字山越			
49	山越	大字紙漣沢字山越			
50	坂市 2 号	大字坂市字亀田			

指 定 区 域 名		所 在 地	自然現象の種類	告示年月日・番号	
51	桜井	大字水木在家字桜井	(急傾斜地の崩壊)		
52	野田 2 号	大字大助字野田			
53	西牡丹坂	大字相馬字西牡丹坂			
54	八反田	大字相馬字八反田			
55	山田 6 号	大字相馬字一丁木			
56	園村	大字沢田字園村			
57	薬師平 3 号	大字相馬字薬師平			
58	立石	大字藍内字立石			
59	関ヶ平 2 号	大字藍内字関ヶ平			
60	竜ヶ平	大字相馬字竜ヶ平			
61	向山	大字相馬字向山			
62	薬師平 1 号	大字相馬字薬師平			
63	薬師平 2 号	大字相馬字薬師平			
64	野田 1 号	大字大助字野田			
65	桜井 2 号	大字水木在家字桜井			
66	五所沢	大字五所字野沢			土 石 流
67	西水木在家沢	大字水木在家字桜井			
68	藍内沢	大字藍内字関ヶ平			
69	沢田沢	大字沢田字園村			
70	坂市沢	大字坂市字坂市沢			
71	紙漉沢	大字紙漉沢字山越			
72	向山沢	大字相馬字野脇			
73	羽根山沢	大字相馬字羽根山			
74	北立石沢	大字藍内字立石			
75	宇田野	大字小友字宇田野	急傾斜地の崩壊		平成 23 年 2 月 9 日・ 第 120 号
76	茂森町 2 号	西茂森一丁目			
77	茂森新町	西茂森一丁目			
78	桜庭 3 号	大字桜庭字外山			
79	桜庭 1 号	大字桜庭字久保			
80	米ヶ袋 1 号	大字桜庭字西田			
81	中畑	大字中畑字日暮			
82	番館	大字番館字長田			
83	米ヶ袋 2 号	大字中野字岩井			
84	平山	大字平山字平山			
85	山元 3 号	大字坂元字山元			
86	石川	大字石川字大仏下			
87	乳井 1 号	大字乳井字乳井			
88	乳井 2 号	大字乳井字乳井			
89	宮川 3 号	折笠字宮川			
90	茂森町	大字茂森町			
91	館後	大字館後字館後			
92	国吉	大字国吉字坂本			
93	桜庭 2 号	大字桜庭字鳴瀬			
94	一野渡	大字一野渡字岡本			
85	大沢 5 号	大字大沢字大菰			
96	大仏	大字石川字大仏下			
97	川合 1 号	大字三和字上池神			
98	秋森	大字貝沢字秋森			
99	神原 1 号	大字小友字神原			
100	神原 2 号	大字小友字神原			
101	神原 3 号	大字小友字神原			
102	菖蒲沢 1 号	大字鬼沢字菖蒲沢			

平成 23 年 2 月 9 日・
第 120 号

指定区域名		所在地	自然現象の種類	告示年月日・番号
103	平岡	大字大川字上桜川	(急傾斜地の崩壊)	
104	向野	大字中別所字向野		
105	電 1 号	大字中別所字葛野		
106	電 2 号	大字中別所字電		
107	電 3 号	大字中別所字電		
108	電 4 号	大字中別所字電		
109	狐沢	大字中別所字狐沢		
110	宮館沢	大字宮館字宮館沢		
111	宮川 1 号	大字折笠字宮川		
112	宮川 2 号	大字折笠字宮川		
113	法立堂	大字折笠字法立堂		
114	長田 1 号	大字番館字長田		
115	山腰	大字番館字山腰		
116	長田 2 号	大字番館字長田		
117	福田	大字米ヶ袋字村元		
118	村元 3 号	大字吉川字川原田		
119	山元 5 号	大字高野字山元		
120	山元 4 号	大字高野字山元		
121	鳴瀬 2 号	大字悪戸字鳴瀬		
122	鳴瀬 1 号	大字悪戸字鳴瀬		
123	悪戸 1 号	大字悪戸字中野		
124	悪戸 2 号	大字悪戸字中野		
125	悪戸 3 号	大字悪戸字中野		
126	中野 2 号	大字悪戸字中野		
127	中野 3 号	大字悪戸字中野		
128	青柳 2 号	大字下湯口字青柳		
129	青柳 3 号	大字下湯口字青柳		
130	旭ヶ丘二丁目 1 号	大字旭ヶ丘二丁目		
131	旭ヶ丘二丁目 2 号	大字旭ヶ丘二丁目		
132	山崎	大字小沢字山崎		
133	山元 1 号	大字坂元字山元		
134	山元 2 号	大字坂元字山元		
135	菖蒲沢 2 号	大字鬼沢字猿沢		
136	村元 2 号	大字吉川字村元		
137	川原田 1 号	大字吉川字村下		
138	山下 2 号	大字坂元字山下		
139	高野	大字国吉字耕田		
140	坂元 2 号	大字坂元字山下		
141	座頭石	大字一野渡字山下		
142	一野渡 2 号	大字一野渡字東平山		
143	一野渡 3 号	大字一野渡字中平山		
144	大沢 7 号	大字大沢字山下		
145	桔梗野一丁目	大字桔梗野一丁目		
146	吉川	大字吉川字山下		
147	野中 1 号	大字十腰内字野中		
148	野中 2 号	大字十腰内字野中		
149	沢田 2 号	大字十面沢字沢田		
150	沢田 3 号	大字十面沢字轡		
151	沢田 4 号	大字十面沢字沢田		
152	鶴喰 2 号	大字鬼沢字菖蒲沢		
153	猿沢	大字檜木字牧野		
154	青柳 1 号	大字下湯口字青柳		

指定区域名		所 在 地	自然現象の種類	告示年月日・番号
155	岩ノ上 1 号	大字乳井字茶臼館	(急傾斜地の崩壊)	
156	岩ノ上 2 号	大字乳井字茶臼館		
157	東大沢	大字大沢字大菰		
158	中大沢	大字大沢字梨子平		
159	久渡寺沢	大字坂元字山元		
160	北羽黒沢	大字坂元字山下		
161	北久渡寺南沢	大字坂元字山下		
162	北久渡寺沢	大字坂元字山下		
163	堰口沢	大字番館字山腰		
164	大石川	大字百沢字東岩木山		

〔表〕 4－1－1 有線放送施設の状況

(農業政策課 平成26年6月)

地区名	所在地	設置場所	管理支店	電話番号
清水	小沢字広野 34-2	弘前農園敷地内放送室	つがる弘前農協 弘前南支店	88-1117
	下湯口字青柳 212-4	ゴールド農園冷蔵庫敷地内		
	坂元字山下	清水地区団第4分団消防屯所敷地内		
船沢	折笠字法立堂 3-3	船沢支店	つがる弘前農協 船沢支店	96-2111
	蒔苗字福岡 67-1	蒔苗町民会館		
	弥生字弥生平 102	弥生会館敷地内放送室		
	百沢字東岩木山	上弥生地区有線放送室		
高杉	高杉字五反田 175-1	旧高杉支店	つがる弘前農協 弘前西支店	38-7771
	独狐字松ヶ沢 20-6	独狐農業研修会館		
裾野	鬼沢字後田 1-1	旧弘前北支店	つがる弘前農協 弘前北支店	73-2131
	大森字田浦 27-2	大貝消防屯所		
	十面沢字赤坂 5-4	十腰内支店	つがる弘前農協 十腰内支店	93-3321
新和	青女子字桜苅 296	弘前北支店	つがる弘前農協 弘前北支店	73-2131
	小友字字田野 199	新和第3消防屯所敷地内放送室		
	三和字下池神 10-1	旧三和支店		
	笹館字市原 34-1	笹館町会集会所		
藤代	八代町 6-24	弘前西支店	つがる弘前農協 弘前西支店	38-7771
	土堂字早川 107	弘前西支店		
	三世寺字月見野 53-11	旧三世寺支店		
	大川字奈良田 26 付近	上大川放送施設（土淵堰平岡橋横）		
	大川字中桜川 12-1（畑）	下大川放送施設（今泉忠生氏敷地）		
	中崎字野脇 42（宅地）	中崎地区放送室（岩谷伊人氏敷地）		
	三世寺字月見野	小山町会集会所内		
和徳	撫牛子二丁目 10-6	和徳支店	つがる弘前農協 和徳支店	32-6141
	津賀野字宮崎 69（宅地）	津賀野地区放送室（成田守氏敷地）		
	津賀野字宮崎（畑）	百田地区放送室（吉崎良昭氏敷地）		
	清野袋二丁目 1-1	旧養生支店		
	岩賀二丁目 4-4	岩賀放送室（和徳第6分団消防屯所）		
豊田	新里字東里見 59-3	旧豊田支店（JA 葬祭センター）	つがる弘前農協 弘前中央支店	28-1118
	新里字西里見	福田子集会所		
	境関字富岳 23（畑）	境関地区放送室（福土雅昭氏敷地）		
堀越	門外四丁目 2-1	旧堀越支店	つがる弘前農協 弘前東支店	87-6300
	堀越字川合 59-28	堀越児童館		
	川合字浅田	川合町民会館		
石川	薬師堂字岡本 79-1	薬師堂支店	つがる弘前農協 薬師堂支店	92-3211
	石川字家岸 45-3	石川支店	津軽みらい農協 石川支店	92-3311
千年	小栗山字長田 8	弘前東支店	つがる弘前農協 弘前東支店	87-6300
	清水森字沼田 76-5	清水森消防屯所		
	狼森字西元 1-5	旧千年第一支店		
	一野渡字岡本 87	旧一大支店		
東目屋	黒土字川合 136-15	旧東目屋支店	つがる弘前農協 目屋支店	86-2211
	中畑字旭岡 64-2	旧中畑支店		
	中畑字俵元 78	中畑町民会館倉庫内		

地区名	所 在 地	設 置 場 所	管理支店	電話番号
旧市内	自由ヶ丘四丁目(畑)	自由ヶ丘放送室（森山太一氏敷地）	つがる弘前農協 弘前支店	34-3644
岩 木	五代字前田 306-1	岩木支店 ※	つがる弘前農協 岩木支店	82-5111
相 馬	五所字野沢 23-1	相馬村農協 ※	相馬村農協	84-3215

※岩木地区、相馬地区は防災行政用無線

〔表〕 4－3－1 市有無線設備

無線の種別		呼出名称（識別信号）	周波数及び空中線電力	局数
移動系	デジタル式	基地局	ぼうさいひろさき 272.2625 MHz 10W 272.6625 MHz 10W 272.7625 MHz 10W	1
		半固定局	ぼうさいひろさき 200～220、295 262.2375 MHz 5W 262.0375～262.2125 MHz 5W 262.2625～262.4125 MHz 5W 262.4375～265.2125 MHz 5W	2 2
		簡易中継局	ぼうさいひろさき 294～299 ※295 は半固定局を兼ねる 262.2375 MHz 5W 262.0375～262.2125 MHz 5W 262.2625～262.4125 MHz 5W 262.4375～265.2125 MHz 5W	3
		車載局	ぼうさいひろさき 300～345 262.2375 MHz 5W 262.0375～262.2125 MHz 5W 262.2625～262.4125 MHz 5W 262.4375～265.2125 MHz 5W	4 6
		携帯局	ぼうさいひろさき 400～523 262.2375 MHz 2W 262.0375～262.2125 MHz 2W 262.2625～262.4125 MHz 2W 262.4375～265.2125 MHz 2W	1 2 4
同報系	アナログ式	固定局	ぼうさいひろさきいわきこうほう 68.595 MHz 10W	7 4
			じえいえいつがるひろさきいわきこうほう 68.595 MHz 10W	
			ぼうさいひろさきそうまこうほう 69.750 MHz 10W	2 8
			そうまのうきょうこうほう 69.750 MHz 10W	
	デジタル式	固定局	ぼうさいひろさきしやくしょこうほう 59.225 MHz 10W	4 6

〔表〕 4－9－1 炊き出しの実施場所

(防災安全課 平成26年4月)

実施場所	炊き出し 対象区域	炊き出し 能力 ※	器材等の整備状況	炊き出し実 施班の構成
西部学校給食 センター	市全域	7,500食	炊飯設備一式 1、 蒸気回転釜（50kg） 19	子育て支援班、 介護福祉班、人 材育成班及び 炊き出し協力 団体
東部学校給食 センター	市全域	5,000食	炊飯設備一式1、 蒸気回転釜（30kg） 8	

※ 炊き出し能力は、1回あたりの炊飯能力とし、1食を精米100g（2合（精米300g）で3食分）として算出する。

〔表〕 4－9－2 炊き出しの協力団体

(福祉政策課、市民協働政策課、消防本部 平成26年4月)

団 体 名	事 務 局	電 話	会員数 (世帯)
弘前市町会連合会	弘前市役所内町会連合会事務局	35-1111 (内線 346)	54,037
弘前市連合婦人会	弘前市社会教育協議会	82-3214	130
弘前市民生委員児童委員協議会	弘前市役所福祉政策課	32-1166	386
弘前市社会福祉協議会	弘前市社会福祉協議会	33-1161	43,811
弘前市赤十字奉仕団	弘前市社会福祉協議会	33-1161	1,800
弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会	弘前消防本部予防課	32-5104	319

〔表〕 4－9－3 米穀取扱所

(法務契約課 平成26年4月)

取 扱 所	所 在 地	電話番号
(株)栄研	藤野一丁目4-1	31-2567
(株)オヤマ・アグリサービス	熊嶋字亀田107-1	82-3553
(株)工藤熊五郎商店	浜の町東二丁目2-8	32-9181
(株)今野商事	緑ヶ丘二丁目2-11	32-6720
ザ・サンワ弘前樋の口店	樋の口二丁目8-8	31-3033
(株)佐藤長 相馬店	湯口字一の細川53	84-1122
(株)城東食糧	城東中央一丁目3-5	27-7511
(株)設備技研オサナイ	土堂字長瀬252-2	38-4111
相馬村農業協同組合	五所字野沢23-1	84-3215
つがる弘前農業協同組合	城東北四丁目1-1	28-1111
(株)鶴ヶ谷米店	賀田一丁目19-4	82-2007
(株)フクテイ	独狐字石田38-1	95-2039
(有)藤田米穀店	茂森町71	32-2580
(株)町田アンド町田商会	境関字西田28-1	26-1700
(有)松宮米穀店	和徳町7-	32-0962
美濃清食品(株)	新町167-1	32-9150
(株)モリレイ	八幡町三丁目4-2	80-0001

〔表〕 4－9－4 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

① パン、うどん麺類等製造所

(法務契約課、東北農政局青森地域センター 平成26年4月)

製造所名	所 在 地	電話番号	品 名
(株)アキモト製麺	馬屋町 22-13	35-4741	麺類
かがや食品(株)	神田三丁目 2-10	35-6226	
(有)藤幸製麺	鬼沢字猿沢 69-2	98-2645	
(株)シャロン洋菓子店	城東四丁目 5-2	27-5678	パン

②仕出し店

(法務契約課 平成26年4月)

名 称	所 在 地	電話番号	名 称	所 在 地	電話番号
東屋	城東北三丁目1-12	27-0333	相馬仕出し店	石渡二丁目3-5	32-4875
サンパレス秋田屋	茂森町124-2	35-8888	竹忠魚店	富田三丁目2-1	32-0007
泉谷仕出し店	浜の町西二丁目4-2	35-5706	柴田仕出し店	賀田字大浦29	82-2006
角長	和徳町142	32-6156	和風御食事処クドウ	駅前三丁目15-21	33-1924
大和家	百石町47-1	36-6633	なにわ	向外瀬三丁目8-7	35-8386
田沢仕出し店	笹森町37	32-8710			

〔表〕 4－9－5 調味料等取扱所

(法務契約課 平成26年4月)

品 名	取 扱 所	所 在 地	電話番号
味噌、醤油 〃 〃 〃 〃 〃 〃	カネショウ(株) (株)菊池商店 ザ・サンワ弘前樋の口店 (株)佐藤長 相馬店 (株)東北萬国社 弘前営業所 弘前糖業(株)	蔵主町15-23 東里見113-1 樋の口二丁目8-8 湯口字一の細川53 新里字東平岡80-1 城東中央三丁目2-13	57-2121 29-3220 31-3033 84-1122 27-4375 28-1133
豆 腐 類 〃 〃	小野豆腐店 (株)かくみつ食品 (株)佐藤長 相馬店	緑町16-1 新寺町59 湯口字一の細川53	32-4021 82-5311 84-1122
こんにゃく 〃	(株)かくみつ食品 (株)佐藤長 相馬店	新寺町59 湯口字一の細川53	82-5311 84-1122
牛乳、乳製品 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (ミルク)	青森ヤクルト販売(株)弘前営業所 (株)佐藤長 相馬店 清野商店 成田商店 萩原乳業(株) (株)弘前中央魚類 美濃清食品(株) (株)モリレイ (有)雪の店 (株)菊池薬店	堅田二丁目4-4 湯口字一の細川53 外崎一丁目2-8 五所字野沢44-4 大久保字西田364 末広一丁目6-8 新町167-1 八幡町三丁目4-2 茂森新町一丁目13-4 土手町18	33-8960 84-1122 27-1929 84-2012 32-1451 27-1120 32-9150 80-0001 32-0118 32-7556

〔表〕 4-10-1 市が保有する給水資機材

(上下水道部 平成25年4月)

	給水タンク 能力水量	給水缶 能力水量	給水車 能力水量	給水袋 能力水量	連絡先
市 (上下水道部)	16,000 ℓ (1,000 ℓ × 16)	3,500 ℓ (20 ℓ × 150) (10 ℓ × 50)	4,000 ℓ (2,000 ℓ × 2台)	103,600 ℓ (10 ℓ × 8,000枚) (6 ℓ × 500枚) (5 ℓ × 4,000枚) (4 ℓ × 150枚)	上下水道部 工務課 (36-8120)

〔表〕 4-10-2 補給用水源

① 浄水施設

(上下水道部 平成25年4月)

水 源 名	所在地	管理者	電話番号	水質状況	備 考
樋の口浄水場 (岩木川表流水)	樋の口町 272-3	上水道 施設課長	32-0376 33-0552	良	満水時浄水池容量 2,000m ³ (浄水場供給能力 56,000m ³ /日)
十面沢浄水場 (井戸)	十面沢字沢 田84-4	〃	〃	良	満水時浄水池容量 89.6m ³ (浄水場供給能力 768m ³ /日)
弥生送水ポンプ場 (小杉沢湧水)	百沢字東岩 木山2699	〃	〃	良	満水時浄水池容量 3.19m ³ (浄水場供給能力 3,800m ³ /日)
相馬簡易水道低区 高区浄水場 (井戸)	相馬字山田 78-1	〃	〃	良	満水時浄水池容量 25m ³ (浄水場供給能力 535m ³ /日)
相馬簡易水道新低 区浄水場 (井戸)	相馬字一丁 木5-14	〃	〃	良	満水時浄水池容量 31m ³ (浄水場供給能力 737m ³ /日)

② 配水施設

(上下水道部 平成25年4月)

水 源 名	所 在 地	備 考
【弘前地区】 常盤坂配水池 (樋の口浄水場) 富士見台配水池 (企業団受水) 原ヶ平配水池 (樋の口浄水場) 清水富田配水池 (常盤坂配水池) 石川配水池 (富士見台配水池) 乳井配水池 (石川配水池) 西部高区配水池 (小杉沢湧水) 西部低区配水池 (小杉沢湧水) 十面沢配水池 (井戸) 東目屋浄水場 (百沢配水池)	常盤坂二丁目21-1 富士見台二丁目8-6 原ヶ平字山中277 清水富田字寺田8-3 石川字大仏1 乳井字平山54 弥生字弥生平691 高杉字神原282-127 十面沢字轡45 館後字館後147-134	満水時配水池容量 12,000m ³ 満水時配水池容量 15,000m ³ 満水時配水池容量 12,000m ³ 満水時配水池容量 600m ³ 満水時配水池容量 210m ³ 満水時配水池容量 208m ³ 満水時配水池容量 145m ³ 満水時配水池容量 1,318m ³ 満水時配水池容量 212m ³ 満水時配水池容量 650m ³
【岩木地区】 岩木中央配水池 (一本木沢湧水+井戸) 葛原配水池 (井戸) 百沢配水池 (蔵助沢湧水) 百沢取水場 (井戸) 常盤野配水池 (井戸) 上弥生配水池 (井戸) 杉山配水池 (井戸)	愛宕字山下63-1 新岡字薬師238 百沢字寺沢28-29 百沢字東岩木山1196 常盤野字黒森1-1 国有林の一部 百沢字東岩木山809-5 百沢字東岩木山501-2	満水時配水池容量 2,191m ³ 満水時配水池容量 413m ³ 満水時配水池容量 400m ³ 満水時配水池容量 192m ³ 満水時配水池容量 604m ³ 満水時配水池容量 90m ³ 満水時配水池容量 141m ³

水 源 名	所 在 地	備 考
【相馬地区】 相馬簡易水道低区配水場（井戸） 相馬簡易水道新低区配水場（井戸） 相馬簡易水道高区配水場（井戸） 沢田小規模水道浄水場（井戸）	相馬字竜ヶ平48 相馬字竜ヶ平46-3 相馬字竜ヶ平214-619 沢田字園村45	満水時配水池容量 521m ³ 満水時配水池容量 890m ³ 満水時配水池容量 123m ³ 満水時配水池容量 19.6m ³

〔表〕 4－11－1 応急住宅関係各種団体一覧表

（財産管理課 平成26年4月）

団 体 名	住 所	電話番号	備 考
青森県建築士会弘前支部	弘前市大字富田町 102	32-9997	
弘前建設業協同組合	弘前市大字上白銀町 1-9	34-2757	土木・建築
青森県板金工業組合津軽出張所	弘前市大字松ヶ枝三丁目 12-3	28-1885	板金
弘前地区電気工事業協同組合	弘前市大字神田四丁目 6-3	37-1011	電気
弘前塗装工業会	弘前市大字石渡四丁目 1-3	32-5927	塗装
弘前管工事業協同組合	弘前市大字茜町三丁目 6-1	32-7309	管
弘前建築組合	弘前市大字桜林町 8-4	33-2995	
弘前地区溶接協会	弘前市大字神田四丁目 2-11	36-7711	

〔表〕 4－12－1 火葬場所及び埋葬予定場所

①火葬場所

名 称	所 在 地	管理者	電話番号	処理能力	使用燃料	備 考
弘前市斎場	常盤坂二丁目 20-1	斎場長	32-0643	10体／日	灯油	平常火葬能力

②埋葬予定場所

名 称	所 在 地	電話番号	施設概況
圓明寺	新寺町 62	32-4675	寺院

〔表〕 4-13-1 廃棄する障害物の集積場所

(環境管理課 平成26年1月)

集 積 地	所 在 地	電話番号	施設処理能力	管理者	備考
弘前地区環境整備センター	町田字筒井6-2	36-3883	246t/日	弘前地区環境整備事務組合管理者	可燃物 不燃物
南部清掃工場	小金崎字川原田54	92-2105	140t/日	弘前地区環境整備事務組合管理者	可燃物
弘前市埋立処分場	十腰内字猿沢2397-1	環境事業所 32-1952 埋立処分場 93-2830	平成26年1月末現在 残余容量 3,793m ³	弘前市長	不燃物
E C クリーンセンター瑞穂	常盤野字上黒沢97	83-2071	平成26年1月末現在 残余容量 27,676m ³	弘前市長	不燃物

〔表〕 4-13-2 障害物除去に要する機械、器具等の状況

(財産管理課 平成26年4月)

車 種 課 名	ブルドーザー	タイヤドーザー	ホイールローダー	ショベルローダー	モーターグレーダー	トラック	ダンプトラック	バックホー	自走式シュレッダー	備 考
環境管理課 (環境事業所)	1		1	1		2	1	2	2	運転手付き
道路維持課		3		8	5	3	1 2	1		〃
下水道施設課						1				
公園緑地課		1					6			

備考 運搬車については、「地震災害対策編第4章第17節輸送対策」及び「風水害等災害対策編第4章第17節輸送対策」による。

〔表〕 4-14-1 被服、寝具、生活必需品の主な調達先及び品名

(法務契約課 平成26年4月)

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号	備 考
寝 具	(株)かさい	高田三丁目 6-12	28-1301	(クリニック布団)
〃	共立寝具(株)	門外四丁目 3-47	32-6926	
〃	(株)クリンテック	大久保字西田 369	33-7241	
〃	(株)サイキ	城東中央三丁目 6-6	27-2311	
〃	(株)高橋寝具店	富田二丁目 1-4	32-7181	
〃	(株)つるや	野田二丁目 5-5	35-0033	
〃	花楯産業(株) 弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
〃	(株)弘前ドライクリーニング工場	門外四丁目 3-47	26-1515	
〃	(株)弘商	末広三丁目 1-3	26-3332	
〃	ホームマック(株) 弘前城東店	早稲田四丁目 2-1	29-1547	
〃	(有)メディカルコーポレーション	取上五丁目 2-10	36-7471	
寝 具 貸 付	共立寝具(株)	門外四丁目 3-47	32-6926	
〃	(株)高橋寝具店	富田二丁目 1-4	32-7181	
〃	(株)弘前ドライクリーニング工場	門外四丁目 3-47	26-1515	
百 貨 店	(株)さくら野百貨店 弘前店	城東北三丁目 10-1	26-1120	
〃	(株)中三弘前店	土手町 49-1	34-3131	
衣料・繊維	(株)アイ・シーメディカル	袋町 32	32-5940	
〃	青森県図書教育用品(株)	外崎三丁目 3-22	27-8811	
〃	アズマ(株) 弘前営業所	田園一丁目 1-2	27-1777	
〃	(株)オフィスマーケット	代官町 49-2	68-0718	
〃	小山ユニホーム店	東和徳町 3-3	32-0605	
〃	(株)金竹成家 弘前営業所	神田二丁目 3-7	33-7171	
〃	共立医科器械(株) 弘前営業所	城東北一丁目 1-25	29-1460	
〃	共立寝具(株)	門外四丁目 3-47	32-6926	
〃	(株)クリンテック	大久保字西田 369	33-7241	
〃	(株)ケア・テック 弘前出張所	城東北一丁目 1-25	27-1343	
〃	(株)小林紙工	和徳町 52	36-5311	
〃	ザ・サンワ弘前樋の口店	樋の口二丁目 8-8	31-3033	
〃	(株)サイキ	城東中央三丁目 6-6	27-2311	
〃	笹消防資材	早稲田二丁目 3-15	27-6119	
〃	(有)佐藤器械	安原三丁目 8-1	87-1171	
〃	(株)シバタ医理科	高田三丁目 7-1	27-2221	
〃	(株)ジョイスports	小比内四丁目 5-6	27-2770	
〃	(有)城栄産業	神田五丁目 5-1	35-2321	
〃	城南スポーツ	稔町 7-3	35-7451	
〃	(株)白石医療器	神田五丁目 8-5	34-3500	
〃	(株)装美舎	神田四丁目 6-6	36-5520	
〃	(株)第一事務機	宮川三丁目 16-1	35-8868	
〃	(株)高橋寝具店	富田二丁目 1-4	32-7181	
〃	(株)タクト 弘前営業所	高田二丁目 8-1	29-1371	
〃	(有)塚原 フィットネスクラブウイング弘前	青山五丁目 27-6	38-8131	
〃	(株)つるや	野田二丁目 5-5	35-0033	
〃	(株)東北企業服	宮川二丁目 3-7	35-5311	
〃	(有)ナカジマスports	駅前町 6-5	34-1312	
〃	花楯産業(株) 弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
〃	ひろさきチャイルド社	栄町二丁目 3-8	34-0794	
〃	(株)弘前ドライクリーニング工場	門外四丁目 3-47	26-1515	
〃	(株)弘前山上医科	稲田一丁目 3-11	28-1811	
〃	(株)弘商	末広三丁目 1-3	26-3332	

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号	備 考
(衣料・繊維)	(有)ベースサポートムラオサ	大町三丁目 11-2	39-6116	
〃	ホームック(株) 弘前城東店	早稲田四丁目 2-1	29-1547	
〃	(株)北斗医理科	城東中央三丁目 3-3	28-5161	
〃	三上自動車整備工場	和田町 9-1	33-5930	
〃	(有)みちのく安全	撫牛子二丁目 9-3	37-3555	
〃	(有)メディカルコーポレーション	取上五丁目 2-10	36-7471	
〃	(株)吉川広告	富田町 50	35-5711	
日 用 雑 貨	青森県漆器協同組合連合会	神田二丁目 4-9	35-3629	
〃	アズマ(株) 弘前営業所	田園一丁目 1-2	27-1777	
〃	(株)アトラスプランニング	鷹匠町 20-2	31-4802	
〃	(株)角弘 弘前支店	神田三丁目 2-3	32-2481	
〃	葛西源助商店	土手町 211-4	32-1021	
〃	(株)金竹成家 弘前営業所	神田二丁目 3-7	33-7171	
〃	(株)菊池薬店	土手町 18	32-7556	
〃	(株)くどう教材社	新町 207	35-3562	
〃	(株)カーンサービス青森 弘前支店	狼森字西元 3-24	87-1216	
〃	(有)後藤商店	浜の町西三丁目 3-8	32-7929	
〃	(株)小林紙工	和徳町 52	36-5311	
〃	ザ・サンワ弘前樋の口店	樋の口二丁目 8-8	31-3033	
〃	(株)サイキ	城東中央三丁目 6-6	27-2311	
〃	三幸(株)	城東四丁目 5-11	27-0085	
〃	(株)サンデー 弘前安原店	泉野一丁目 4-2	88-1121	
〃	(有)じんま薬店	品川町 45	32-4937	
〃	(株)装美舎	神田四丁目 6-6	36-5520	
〃	(株)タクト 弘前営業所	高田二丁目 8-1	29-1371	
〃	(株)長慶	高田三丁目 6-7	27-3511	
〃	東北ビル管財(株) 弘前支店	小沢字広野 179	88-3791	
〃	(有)中田教材社	川先二丁目 7-9	27-3545	
〃	成田商店	五所字野沢 44-4	84-2012	
〃	羽賀音商店	松森町 47	32-5720	
〃	(有)羽賀忠商店	和徳町 77	32-1718	
〃	花楯産業(株) 弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
〃	(有)ビルアート	末広五丁目 8-3	27-8552	
〃	弘前糖業(株)	城東中央三丁目 2-13	28-1133	
〃	(株)弘商	末広三丁目 1-3	26-3332	
〃	平成ビル管理(有)	城西二丁目 7-10	32-7571	
〃	(株)吉川広告	富田町 50	35-5711	
〃	(株)レンゴウ事務機	浜の町西三丁目 4-3	36-6060	
石油製品	青森県石油商業協同組合	青森市柳川一丁目 4-1	017-722-1400	

〔表〕 4-14-2 調達物資の集積場所

(防災安全課 平成26年4月)

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象地域
市民会館	下白銀町1-6	市民会館長	32-3374~5	集会研修施設	主として中心地域
中央公民館	下白銀町19-4	中央公民館長	33-6561~3	〃	主として中心地域
千年公民館	小栗山字川合115-1	〃	87-2130	〃	主として南部地域
新和地区体育文化交流センター	種市字木幡387	市民協働政策課長	72-0055	体育文化施設	主として北部地域
青森県武道館	豊田二丁目 3	(財) 弘前市体育協会	26-2200	屋内体育施設	主として東部地域
河西体育センター	石渡一丁目19-1	文化スポーツ振興課長	38-3200	〃	主として西部地域
岩木庁舎	賀田一丁目1-1	岩木総合支所民生課長	82-3111		岩木地区
相馬庁舎	五所字野沢41-1	相馬総合支所民生課長	84-2111		相馬地区

〔表〕 4-15-1 救護所の設置場所

(健康づくり推進課 平成26年4月)

施設名	所在地	電話番号	管理者	収容能力	備考
弘前総合保健センター	野田二丁目7-1	37-3750~2	健康づくり推進課長	100人	機能訓練室
岩木保健福祉センター	賀田字大浦4-1	82-3535	〃	200人	

〔表〕 4-15-2 医薬品等の主な調達先

(市立病院 平成26年4月)

品名	調達先	所在地	電話番号
医薬	(株)菊池薬店	弘前市大字土手町 18	32-7586
〃	(株)東酸 弘前事業所	弘前市大字神田四丁目 2-11	36-7711
〃	(株)富士商会	弘前市大字高田五丁目 12-2	27-4228
〃	(株)工藤酸素店	弘前市大字金属町 3-3	88-3221
医療品	(株)ケービジョン	弘前市大字徳田町 23-6	37-1360
〃	(有)佐藤器械	弘前市大字安原三丁目 8-1	87-1171
〃	(株)シバタ医理科	弘前市大字高田三丁目 7-1	27-2221
〃	(株)白石医療器	弘前市大字神田五丁目 8-5	34-3500
〃	(有)タック医療	弘前市大字小比内五丁目 13-6	26-4506
〃	東北化学薬品(株)	弘前市大字神田一丁目 3-1	33-8131
〃	(株)弘前山上医科	弘前市大字稲田一丁目 3-11	28-1811
〃	フクダライフテック北東北(株)弘前営業所	弘前市大字高田二丁目 3-1	26-2204
〃	(株)フラワー・メディカル	弘前市大字田園二丁目 2-11	27-0227
〃	樋口ホスピタルプライ(株)弘前営業所	弘前市大字城東四丁目 5-1	28-5555
〃	(株)八甲メディカル	青森市大字自由ヶ丘二丁目 20-40	017-743-0052

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号
医薬・医療品	(株)小田島 弘前支店	弘前市大字城東中央三丁目 7-1	27-5221
〃	共立医科器械(株) 弘前営業所	弘前市大字城東北一丁目 1-25	29-1460
〃	(株)恒和薬品 弘前営業所	弘前市大字田園二丁目 2-13	26-3700
〃	(株)スズケン 弘前支店	弘前市大字神田一丁目 2-3	31-3360
〃	(株)南部医理科 弘前営業所	弘前市大字田園一丁目 9-6	26-3003
〃	(株)バイタルネット 弘前支店	弘前市大字扇町二丁目 3-1	27-8723
〃	(株)北斗医理科	弘前市大字城東中央三丁目 3-3	28-5161
〃	(株)町田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田 28-1	26-1700
〃	株式会社メディセオ 弘前支店	弘前市大字田町一丁目 7-3	33-7111
〃	東邦薬品(株)弘前営業所	弘前市大字扇町一丁目 1-11	27-8341

〔表〕 4-15-3 医療機関等の状況

①弘前市立病院

(市立病院 平成26年6月)

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)	病床数 (床)	自家発電 の状況
○弘前市立 病院 (災害拠点 病院※)	大町三丁目 8-1	34-3211	内、小児、外、整形外科、 眼、産婦人、耳鼻咽喉、 放射線、リハビリテーシ ョン、麻酔	常勤医 28 看護師等 185	250	625kVA 6600V 全施設

※ 災害拠点病院とは、24時間対応の災害医療支援機能を有する医療機関のこと。災害時の医療を確保するため、
県内の2次医療圏ごとに地域災害拠点病院とこれらを全県的に支援する基幹災害拠点病院を県知事が指定する。

基幹災害拠点病院：青森県立中央病院

地域災害拠点病院：弘前市立病院、黒石市国保黒石病院

②弘前市内医療機関

(健康づくり推進課 平成26年6月)

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)			病床数 (床)	自家発電 の状況
				医師	看護師	助産師		
○国立病院 機構弘前病 院	富野町1	32-4311	内、精神、呼吸器、消 化器小児、外、整形外科、 脳神経外、皮膚、泌尿 器、産婦人、眼、耳鼻 咽喉、放射線、歯、麻 酔、	38	179	23	342	150kVA 100/200V 手術室、非 常灯、非常 用消火器、 エレベーター
○弘前大学 医学部附属 病院	本町53	33-5111	内(消化器、血液、膠 原病、循環器)、内(内 分泌、糖尿病代謝、感 染症)、神経内科、腫 瘍内科、精神、小児、 心臓血管外、外、整形 外、皮膚、泌尿器、眼、 耳鼻咽喉、放射線、産 婦人、麻酔、脳神経外、 形成外、小児外、内(総 合診療)、外(救急)、 歯科口腔外	334	524	24	644	1・2号機共 に 1000kVA 6,600V 全施設
鳴海病院	品川町19	32-5211	内、リハビリテーショ ン、放射線、呼吸器、消 化器、循環器、外、心 臓血管外、胃腸	9	52		121	手術室、消 防設備、全 館に非常 用コンセント設 置
○弘前中央 病院	吉野町3-1	36-7111	内、外、リハビリテー ション、消化器、呼吸 器、放射線、整形外科、 循環器、呼吸器外、心 臓外	18	62		210	120kVA 100V 及び 225kVA 200V 全施設 200kVA 100V

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)			病床数 (床)	自家発電 の状況
				医師	看護師	助産師		
○健生病院	野田二丁目 2-1	32-1171	精神、神経、内、外、 整形外科、小児、呼吸器、 眼、循環器、産婦人、 放射線、麻酔、消化器、 リハビリテーション	35	225	15	282	1・3号機 100kVA 動力用 200V、 コンセント等電 源用 100V に相互切 替え可能 手術、検査 、電灯 2号 機 80kVA 200V、消防 設備
○弘前メディカルセンター	大町二丁目 2-9	35-1511	外、内、整形外科、脳神 経、皮膚、肛門	6	24		137	A棟 58kVA B棟 35kVA 200V
藤代健生病院	藤代二丁目 12-1	36-5181	精神、神経、内、放射 線、リハビリテーショ ン	9	76		248	130kVA 100V 病棟、玄 関、廊下、ト イレ
梅村医院	石渡一丁目 1-6	32-3593	内、小児、放射線	2	3		60	17.5kVA 200V 診察室、病 室
富士病院	新里字東里 見49	27-1521	整形外科、形成外、内、 皮膚、リウマチ、リハビ リテーション	5	8		64	軽油式自 家発電
弘前愛成会病 院	北園一丁目 6-2	34-7111	精神、神経、内	12	62		328	200kVA 100/200V 厨房、井戸 ポンプ
○弘前小野 病院	和泉二丁目 19-1	27-1431	内、循環器、呼吸器、消 化器、内分泌、神経内、 外、呼吸器外、整形外科、 大腸肛門、放射線、リハ ビリテーション	7	16		99	40kVA (32KW) 200V
聖康会病院	和泉二丁目 17-1	27-4121	精神、神経、内	4	16		88	主要一部 有
○弘愛会病 院	宮川三丁目 1-4	33-2871	内、外、整形外科、皮膚、 呼吸器、消化器、肛門、 形成外、循環器リハビリ テーション	9	27		84	115kVA 200V 全館対応
鷹揚郷腎研 究所弘前病 院	小沢字山崎 90	87-1221	泌尿器、内、外、歯、放 射線、リハビリテーショ ン	9	111		109	95・180・ 225kVA 200V(3台) 透析等

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者(名)			病床数 (床)	自家発電 の状況
				医師	看護師	助産師		
弘前記念病院	境関字西田 59-1	28-1211	整形外科、内、麻酔、放射 線、リハビリテーション	13	86		171	本館 115kVA 手術棟 50kVA
○弘前脳卒 中リハビリ テーション センター	扇町一丁目 2-1	28-8220	内、整形外科、リハビリテ ーション、神経内	16	152		248	375kVA

備考 上記①及び②の表中の○印は、救急告示病院

〔表〕 4-17-1 弘前市役所車両台数一覧表

(財産管理課 平成26年4月)

課 名 \ 車 種	課 合 計																												
	普通自動車	小型乗用ワゴン車	軽自動車	広報車	普通乗合	中型バス	図書車	普通貨物車	小型貨物車	大型特殊車	普通・小型特殊	塵芥車	道路清掃車	散水車	タイヤドーザ	ショベルローダ	ブルドーザ	グレーダー	凍結抑制剤散布車	ロータリ除雪車	スノーモービル	バックホー	コンパクター	シュレッダー	フォークリフト	ホイールローダ	レントゲン車	バイク	
財産管理課	2	5	2	1							2																	6	18
市民税課		1																											1
資産税課			4																										4
収納課		1	3																										4
市民協働政策課			1	1																									2
文化スポーツ振興課			4					1	2	3	1									5									16
環境管理課		2																											2
環境事業所	2		3					2	3			1	1			1	1					2		2		1			26
福祉政策課	1	3	3		1						2																		10
子育て支援課			1																										1
生活福祉課			5																										5
国保年金課			1																										1
介護福祉課		1																											1
広聴広報課	1																												1
スマートシティ推進室	1																												1
健康づくり推進課 （岩木福祉センター含む。）		6	2																										8
農業政策課		2	2																										4
りんご課		1									1																		2
農村整備課	4								1																				5
産業育成課		1																											1
観光政策課		2	4		3				1																				10
公園緑地課	1		4					1	4			5			1					1	2				1				20
建設政策課	2	2									1																		5
道路維持課	1	3			1			15	2	6	9	2	1	1	3	8		5		5		1							63
建築指導課									1																				1
都市政策課		2									1																		3
区画整理課	1	1																											2
岩木総合支所総務課	1		1		1																								3
岩木総合支所民生課	1	1																											2
相馬総合支所総務課	1	1							1																				3
相馬総合支所民生課					1																								1

車 種 課 名	普通自動車	小型乗用ワゴン車	軽自動車	広報車	普通乗合	中型バス	図書車	普通貨物車	小型貨物車	大型特殊車	普通・小型特殊	塵芥車	道路清掃車	散水車	タイヤドーザ	ショベルローダ	ブルドーザ	グレーダー	凍結抑制剤散布車	ロータリ除雪車	スノーモビル	バックホー	コンパクター	シュレッダー	フォークリフト	ホイールローダ	レントゲン車	バイク	課 合 計
学校企画課		1																											1
学務健康課	1				2																								3
学校指導課	1																												1
生涯学習課	2	1	1																										4
中央公民館(岩木館・相馬館含む。)	2		1																										3
図書館							1		1																				2
文化財課	1	1							1																				3
給食センター		2						27																					29
各出張所			6																										6
議会事務局						1																							1
農業委員会	1																												1
車 両 合 計	27	40	48	2	9	1	1	46	17	9	17	15	2	1	4	9	1	5		6	7	3		2	1	1		6	281

〔表〕 4-17-2 陸上運送業者の自動車

①貨物自動車(営業用トラック)

(青森県トラック協会弘前支部 平成26年3月)

事業所名	所在地	電 話 (FAX)	事業内容	
			一般 積合せ	一般 その他
弘前運送(株)	弘前市大字神田四丁目5-1	36-0424 (36-0452)		○
(有)弘前貨物	弘前市大字末広二丁目1-1	27-7005 (27-1900)		○
(有)中央貨物	弘前市大字東城北一丁目2-2	32-6509 (34-8573)		○
マルワ小型運送(有)	弘前市大字取上一丁目12-2	34-8961 (34-8962)		○
(有)小笠原乳品運送	弘前市大字大久保字宮本265-3	34-8988 (35-6196)		○
(有)衛生便利社	弘前市大字相良町30-1	32-0910 (34-1556)		霊
(株)グローバル	弘前市大字青樹町15-7	89-1733 (89-2261)		○
(株)弘南運輸	弘前市大字藤野二丁目8-4	38-2990 (38-2995)		○
(有)神健運送	弘前市大字神田三丁目3-16	35-8077 (32-1123)		○
(有)赤石貨物	弘前市大字野田一丁目12-5	33-1131 (33-1132)		○
(有)高橋運送	弘前市大字川合字下川原41-1	27-5353 (27-5383)		○
(株)寺崎	弘前市大字藤野二丁目7-3	38-0202 (38-0204)		○
(株)小栗山運送	弘前市大字小栗山字小松ヶ沢127	87-3661 (87-4878)		○
(有)ヤマト運送	弘前市大字新里字東平岡80-2	27-1311 (27-1312)		○
(有)丸佐運送	西目屋村大字田代字神田53-1	86-2981 (86-2981)		○
(有)丸仁運輸	弘前市大字福田一丁目3-7	27-0045 (27-0044)		○
(有)弘永興業	弘前市大字撫牛子二丁目4-4	39-7707 (39-7708)		○
(有)弘西運輸	弘前市大字小沢字大開45-55	88-1300 (87-5325)		○
(有)梶形運送	弘前市大字高田三丁目6-10	27-3211 (27-3212)		○
城東運送(有)	弘前市大字石渡一丁目18-15	33-8811 (33-8813)		○
(有)桜庭運送	弘前市大字金属町5-2	88-0021 (87-3110)		○
(有)津軽運輸	弘前市大字向外瀬字豊田230-3	37-6282 (37-6288)		○
日興運輸(株)	弘前市大字石川字泉田31-1	92-2211 (92-2020)		○
(有)サクラ配送サービス	弘前市大字小沢字大開75-3	88-0077		○
(有)弘和運輸	弘前市大字浜の町西一丁目3-14	34-3074 (32-5877)		○

事業所名	所 在 地	電 話 (F A X)	事業内容	
			一般 積合せ	一般 その他
(有)みちのく運輸	板柳町大字赤田字松下 3 7 - 1	73-5121 (73-5121)		特
東北名鉄運輸(株) 弘前支店	弘前市大字堀越字柳田 2 4 5 - 1	28-5050 (28-5055)	○	
ワールド運輸(株)	弘前市大字小比内字福田菰 6 2 - 3	28-3110 (27-6243)		○
(株)丸祐運送	弘前市大字高田三丁目 6 - 1 1	27-2697 (27-4762)	○	
(有)カネハル運輸	弘前市大字撫牛子四丁目 4 - 7	32-8827 (37-8686)		○
日通弘前運輸(株)	田舎館村大字川部字上船橋 5 0 - 1 0	58-4300 (58-4302)		○
中越テック(株) 青森営業所	弘前市大字高田三丁目 5 - 5	27-3034 (27-9396)		○
(株)富士興業 弘前営業所	弘前市大字神田四丁目 5 - 2	32-4195 (32-8013)		○
(株)高谷萬花堂	弘前市大字百石町 3 2	33-6006 (37-0043)		霊
(株)青部急行	弘前市大字中別所字電 4 2 - 1	33-5205 (35-3027)		○
(有)日栄運輸興業	弘前市大字船水一丁目 1 - 1	33-9595 (32-3600)		○
(有)東北トランスポート	弘前市大字船水二丁目 2 - 4	33-0404 (33-0641)		霊
青森ロイヤル運輸(有)	藤崎町大字藤崎字村井 4 5 - 1	75-6564 (75-6337)		○
(有)青森流通センター	板柳町大字深味字西西田 2 0 - 1	72-1741 (72-0608)		○
(有)平和運輸	弘前市大字兼平字猿沢 2 6 - 1	82-2241 (82-2141)		○
丸武興業(株)	弘前市大字一町田字早稲田 7 8 0 - 5	82-5513 (82-5514)		○
(有)ウイングトランス ポート	弘前市大字小比内字福田菰 1 4 3	27-4001 (27-4010)		○
(株)弘前市場サービス	弘前市大字末広一丁目 6 - 8	26-1400 (26-0039)		○
東北マルハ運輸(株) 青森営業所	弘前市大字城東五丁目 2 3 - 1	27-8601 (28-3352)		○
新潟運輸(株) 弘前支店	藤崎町大字藤崎字中豊田 6 - 2	75-5511 (75-4911)	○	
(株)青南エクスプレス	弘前市大字神田五丁目 4 - 5	35-1416 (35-1415)		○
(株)鈴木組	弘前市大字堀越字川合 5 0 - 5	28-1011 (28-1013)		○
(有)サンコウ運輸	弘前市大字西城北一丁目 2 - 1	32-0051 (36-3050)		○
(株)弘前公益社	弘前市大字松森町 1 6	34-5180 (36-6120)		霊
(有)弘前典礼	弘前市大字茂森新町三丁目 7 - 3	34-0167 (34-0778)		霊
(有)丸菱商事	弘前市大字下湯口字青柳 1 8 5 - 1	33-8840 (33-8845)		○
(有)茜運輸	弘前市大字茜町一丁目 3 - 1 1	35-3853 (35-4188)		○
(有)旭興産	弘前市大字大久保字若松 3 2 7 - 1 0	36-0842 (36-0843)		○
(有)大勝運輸	弘前市大字境関一丁目 2 - 1 0	29-6161 (29-6165)		○
ワーク物流(株)	弘前市大字石川字中川原 3 3 - 1	92-2222 (92-4444)		○

事業所名	所 在 地	電 話 (F A X)	事業内容	
			一般 積合せ	一般 その他
(有)佐藤建材	弘前市大字樹木二丁目 3 - 5	33-3384 (33-3384)		○
(有)弘前総合物流	黒石市大字八甲 7 9	53-9300 (53-9302)		○
(有)東健運輸	弘前市大字中崎字川原田 7 - 1 1	95-2779 (95-3642)		○
エイトウイング(株)	弘前市大字豊田一丁目 4 - 6 5	29-4880 (29-4884)		○
弘伸自動車(有)	弘前市大字大開一丁目 2 - 1	88-2125 (88-2142)		○
弘前倉庫(株)	弘前市大字豊田三丁目 5 - 1	27-2121 (27-2123)		○
(有)たんぼぼ運送	弘前市大字浜の町東三丁目 1 3 - 7	35-0663 (35-0663)		○
(有)田中や葬祭	弘前市大字茂森町 1 6 6	32-6004 (32-6108)		霊
三栄急送(株)	黒石市大字浅瀬石字稲村 3 4 - 5	59-1818 (59-1820)		○
(有)弘前博善社	弘前市大字富田二丁目 5 - 1 2	32-4717 (34-9030)		霊

備考 事業内容の「一般・積合せ」欄に○印がある場合は、一般貨物運送事業及び特別積合運送事業者
「一般・その他」欄に○印がある事業所は、一般貨物運送事業者
「一般・その他」欄に「霊」が記載されている事業所は、霊柩車運送事業者
「一般・その他」欄に「特」が記載されている事業所は、特定貨物運送事業者

②バス

(公益社団法人青森県バス協会 平成 2 6 年 3 月)

事業所名	所 在 地	電話番号 (F A X)	事 業 種 目	車両数
弘南バス(株)	弘前市大字藤野二丁目 3 - 6	32-2241 (38-4555)	一般乗合・ 一般貸切旅客自動車運送事業	3 2 5
白神観光バス(有)	弘前市大字黒土字山下 4 1	86-2016 (86-2017)	一般貸切旅客自動車運送事業	8
北星交通(株)	弘前市大字本町 6 4 - 3	32-0272 (36-3636)	〃	3
(株)前田観光タクシー	弘前市大字賀田二丁目 1 1 - 2	82-4150 (82-4888)	〃	5
(株)ビッグ・ウイング	弘前市大字末広二丁目 6 - 7	26-2455 (26-2456)	〃	1 0

〔表〕 4-17-3 緊急通行車両（輸送用のみ）

（防災安全課 平成26年4月）

課 名 \ 車 種	普通自動車	小型乗用ワゴン車	広報車	普通貨物車	中型バス
財産管理課	2	3	1		
市民協働政策課		1			
産業育成課		1			
都市政策課			1		
学校指導課		1			
相馬総合支所総務課		1			
議会事務局					1

備考1 事前届出済の緊急通行車両のうち、用途が輸送（人、物資）の車両

2 この車両は、〔表〕4-17-1に含まれる。

〔表〕 4-18-1 日赤奉仕団、ボランティア団体の現況

（平成26年4月）

団 体 名	所 在 地	電話番号	団体員数（人）			活 動 内 容
			男	女	計	
弘前市町会連合会	上白銀町1-1	35-1111 (内346)	319	6	325	町会等との情報交換及び行政機関等との協力
弘前市連合婦人会	賀田一丁目18-3	82-3214		131	131	地域関係事業への協力・参加
弘前市民生委員児童委員協議会	上白銀町1-1	40-7037	135	251	386	民生委員・児童委員の研修及び情報交換活動等
弘前市社会福祉協議会	宮園二丁目8-1	33-1161	43,811 世帯			地域の福祉増進活動
弘前市赤十字奉仕団	宮園二丁目8-1	33-1161	303	1,497	1,800	各種赤十字活動への協力

〔表〕 4-18-2 労務者の宿泊施設予定場所

名 称	管理者	所在地	電話番号	施設概況	収容可能人員
中央公民館	中央公民館長	下白銀町 19-4	33-6561	2F 会議室 229 m ² 和室 78 畳	70人 40人
青森県武道館	(財)弘前市体育協会	豊田二丁目 3-1	合宿所 26-2200	和室 16 畳	96人
中央公民館岩木館	中央公民館岩木館長	賀田一丁目 18-3	82-3214	大和室 98 畳	50人
岩木山総合公園	文化スポーツ振興課長	百沢字裾野 195-1	宿泊所 83-2311	和室 10 室	74人

〔表〕 4-20-1 防疫用薬剤の調達先

(法務契約課 平成26年4月)

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号	備 考
消 石 灰	(株)工藤熊五郎商店	浜の町東二丁目 2-8	32-9181	
〃	(株)青工 弘前支店	境関字亥の宮 36	39-6231	
〃	第一化学(株)弘前営業所	小比内五丁目 17-6	29-1163	
〃	(有)高木静一商店	松森町 158	32-6491	
〃	(株)ナラトモ	神田二丁目 3-1	38-2030	
〃	弘前建材(株)	松ヶ枝三丁目 7-1	27-4622	
〃	弘前舗装(株)	石川字中川原 2-1	92-2121	
石鹼・洗剤類	アズマ(株) 弘前営業所	田園一丁目 1-2	27-1777	
〃	A I A 環境科学(有)	小沢字広野 179	89-1414	
〃	葛西源助商店	土手町 211-4	32-1021	
〃	(株)金竹成家 弘前営業所	神田二丁目 3-7	33-7171	
〃	(株)菊池薬店	土手町 18	32-7556	
〃	北沢産業(株)弘前営業所	豊田三丁目 1-2	27-6644	
〃	共立医科器械(株) 弘前営業所	城東北一丁目 1-25	29-1460	
〃	(有)きらら	末広二丁目 4-2	29-4422	
〃	(株)工藤酸素店	金属町 3-3	88-3221	
〃	(株)クリンサービス青森弘前支店	狼森字西元 3-24	87-1216	
〃	(株)クリンテック	大久保字西田 369	33-7241	
〃	(有)コスモス商会	門外四丁目 3-47	33-7311	
〃	(有)後藤商店	浜の町西三丁目 3-8	32-7929	
〃	(株)小林紙工	和徳町 52	36-5311	
〃	ザ・サンワ弘前樋の口店	樋の口二丁目 8-8	31-3033	
〃	三幸(株)	城東四丁目 5-11	27-0085	
〃	(株)サン・コーポレーション弘前営業所	北園二丁目 9-20	88-7337	
〃	(有)じんま薬店	品川町 45	32-4937	
〃	(株)装美舎	神田四丁目 6-6	36-5520	
〃	太平熔材(株) 弘前営業所	神田四丁目 6-16	36-7851	
〃	(株)タクト弘前営業所	高田二丁目 8-1	29-1371	
〃	(株)長慶	高田三丁目 6-7	27-3511	
〃	東邦薬品(株) 弘前営業所	扇町一丁目 1-11	27-8341	
〃	(株)東北タンク商会弘前営業所	代官町 83	32-8191	
〃	東北ビル管財(株)弘前支店	小沢字広野 179	88-3791	
〃	東洋建物管理(株)弘前支社	富田一丁目 2-5	34-6566	
〃	(有)東洋美装	清水三丁目 1-5	34-3011	
〃	(株)トーソー 弘前支店	末広五丁目 6-5	27-7400	
〃	(有)中田教材社	川先二丁目 7-9	27-3545	
〃	成商ビル管理(株)	北瓦ヶ町 13-1	89-1350	
〃	成田商店	五所字野沢 44-4	84-2012	
〃	羽賀音商店	松森町 47	32-5720	
〃	(有)羽賀忠商店	和徳町 77	32-1718	
〃	花楯産業(株) 弘前営業所	末広四丁目 1-2	27-3044	
〃	(有)ビルアート	末広五丁目 8-3	27-8552	

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号	備 考
石鹼・洗剤類	ひろさきチャイルド社	栄町二丁目 3-8	34-0794	
〃	弘前糖業(株)	城東中央三丁目 2-13	28-1133	
〃	(株)弘商	末広三丁目 1-3	26-3332	
〃	(株)福商	富田二丁目 6-1	33-8120	
〃	平成ビル管理(有)	城西二丁目 7-10	32-7571	
〃	ホームック(株) 弘前城東店	早稲田四丁目 2-1	29-1547	
〃	北都ビル総合管理(有)	茜町二丁目 6-5	33-1717	
〃	(株)民友薬品	扇町一丁目 1-6	40-4040	
〃	(株)八木橋薬局	和徳町 23-5	35-2811	
〃	(株)レンゴウ事務機	浜の町西三丁目 4-3	36-6060	

〔表〕 4-21-1 ごみ及びし尿の処理施設

(環境管理課 平成26年1月)

施設名	所 在 地	管理者	電話番号	処理能力	処理方法	配置人員
弘前地区環境整備センター	町田字筒井 6-2	弘前地区環境整備事務組合管理者	36-3883	246t/日	全連続燃焼方式	6人×4班
南部清掃工場	小金崎字川原田 54	弘前地区環境整備事務組合管理者	92-2105	140t/日	全連続燃焼方式	4人×4班
弘前市埋立処分場	十腰内字猿沢 2397-1	弘前市長	93-2830	平成26年1月末現在 残余容量 3,793 m ³	サンドイッチ方式	5人
E C クリーンセンター瑞穂	常盤野字上黒沢 97	弘前市長	83-2071	平成26年1月末現在 残余容量 27,676 m ³	サンドイッチ方式	5人
中央衛生センター	高杉字神原 282-136	弘前地区環境整備事務組合管理者	97-2011	220kl/日	低希釈二段活性汚泥法	14人

〔表〕 4-21-2 廃棄物収集運搬車両の調達先

①ごみ収集車

(環境管理課 平成26年6月)

調 達 先	所 在 地	電話番号	台数
弘 前 市	町田字筒井 6-2	32-1952	1
弘前環境管理協同組合	塩分町 31-1	33-0467	4 1
(有)東北クリーン	土堂字早川 276-1	33-1919	2 5
(有)東北環境開発	撫牛子五丁目 6-5	27-8644	8
マルワ小型運送(有)	取上一丁目 12-2	34-8961	4
(有)東洋美装	清水三丁目 1-5	34-3011	6
弘前清掃(株)	神田三丁目 3-18	34-6471	9
(株)津軽衛生公社	向外瀬字豊田 357-1	37-3338	1 0
(株)弘南運輸	藤野二丁目 8-4	38-2990	4
(株)第一ビル管理センター	城東中央二丁目 3-4	28-3206	7
東北ハイウェイサービス(株)	茜町二丁目 6-5	33-6181	2
(有)青森クリーンチーム	植田町 47	38-1414	2
(株)大同紙業	川先四丁目 10-1	27-5425	3
(株)伸和産業	堅田一丁目 4-2	35-5255	6
(株)産交	藤野二丁目 9-3	36-5165	3
(有)さくらクリーン	西城北一丁目 7-1	36-0678	6
(有)エコ・ネット	清水森字清水野 2	87-0188	1 1
(有)リサイクル・システムズ	堅田一丁目 4-1	88-7452	2
A I A環境科学(有)	小沢字広野 179	89-1414	2
(有)弘前重機	品川町 170-4	27-4001	5
(有)リズメント	稲田二丁目 9-9	27-3060	2
(株)丸耕建設	黒土字山下 52	86-2100	2
北彩クリーン(有)	松木平字富永 50-3	89-1200	3
(有)岩木浄化センター	五代字早稲田 456-2	82-2012	4
(有)T・N・C	末広五丁目 4-13	35-6896	2
吉田べんりサービス	千年四丁目 5-19	88-3739	2
(株)兼建興業	兼平字猿沢 26-1	82-2145	1 6
(有)平和運輸	兼平字猿沢 26-1	82-2241	3 7
エイトウイング(株)	豊田一丁目 4-65	29-4880	2
(株)丸祐運送	高田三丁目 6-11	27-2697	3
(有)小笠原紙業	土堂字早川 276-5	36-2193	3
ライヴズ	鷹匠町 14-4	38-3315	2
青山便利サービス	城西三丁目 13-1	32-7519	3
便利屋カネキュー	高田二丁目 2-3	28-3188	1
赤帽佐藤運送	石渡四丁目 3-1	33-7618	3
特殊清掃会社ホーキング	茂森新町三丁目 8-9	88-7477	2
(有)桂田美掃	西目屋村大字大秋字鶴住 91	85-2788	3
(株)H C S ホームケアサービス	和泉二丁目 20-1	26-9988	6
(株)ライフイン	撫牛子二丁目 9-23	37-7571	2
べんりサービス永楽	若党町 29-5	36-7438	1
(株)合祥	小沢字広野 108	88-6021	2
(株)設備技研オサナイ	土堂字長瀬 252-2	38-4111	3
赤帽アラヤ運送	松原東三丁目 12-35	87-5341	4
(株)千葉商会	小栗山字小松ケ沢 245	87-2917	1
(有)成田建材	真土字大川 22-5	82-2051	4

②バキューム車

(環境管理課 平成26年6月)

調 達 先	所 在 地	電話番号	台数
中弘衛生企業組合	松ヶ枝三丁目 7-1	55-8661	2
(株)津軽衛生公社	向外瀬字豊田 357-1	37-3338	6
弘前衛生企業組合	神田三丁目 3-18	32-2903	2
岩木中央衛生社	駒越字高田 65-6	33-3780	1
岩木衛生社	五代字早稲田 456-2	82-2012	3
(株)東奥浄化センター	樹木二丁目 26-1	34-0525	6
(株)環境管理センター	金属町 5-11	88-2224	3
(有)環和浄化サービスセンター	清水森字下川原 2-128	87-4303	2
(有)東日本環境保全工業	向外瀬字豊田 358-1	37-3888	2

〔表〕 4-23-1 各学校の代替予定施設

(学校企画課 平成26年5月)

学校名	児童 生徒数	予 定 施 設 名	予定施設所在地	収容能力 (人)
【小学校】				
修 斉	47	裾野中学校	十面沢字湯ヶ森 40	198
草 薙	25	農村環境改善センター	大森字勝山 81-1	123
自 得	68	北辰中学校	高杉字五反田 191	231
		鬼沢研修会館	鬼沢字後田 191	38
小 友	51	新和中学校	種市字小島 57-2	255
		新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	285
三 和	54	小友小学校	小友字宇田野 1140	236
新 和	75	新和中学校	種市字小島 57-2	363
		新和公民館	種市字熊谷 5-1	114
高 杉	161	北辰中学校	高杉字五反田 191	231
		北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺 72-1	387
		船沢中学校	富栄字浅井名 1	297
船 沢	111	船沢公民館	折笠字宮川 95-5	214
		弥生町会会館	弥生字弥生平 102	33
三 省	68	三省児童館	三世寺字月見野 2-4	65
		三世寺集会所	三世寺字鳴瀬 200-1	80
		中崎集会所	中崎字野脇 177	79
致 遠	423	藤代公民館	八代町 2-10	75
		河西体育センター	石渡一丁目 19-1	508
城 東	300	北小学校	青山三丁目 15-1	495
		和徳公民館	大久保字沼田 204	70
福 村	438	東中学校	末広三丁目 2-1	231
		東部公民館	末広四丁目 10-1	180
豊 田	421	東小学校	城東中央五丁目 6-1	264
		弘前克雪トレーニングセンター	豊田二丁目 3	141
堀 越	424	第五中学校	川先二丁目 4-1	99
		堀越公民館	門外二丁目 3-11	128
		松原小学校	松原東二丁目 17	429
文 京	338	第三中学校	豊原一丁目 3-3	429
松 原	261	文京小学校	中野一丁目 1-1	231
		南中学校	原ヶ平字山中 20-13	495
千 年	317	南中学校	原ヶ平字山中 20-13	495
		千年公民館	小栗山字川合 115-1	152
		千年地区交流センター	原ヶ平五丁目 1-13	379
大 和 沢	62	南中学校	原ヶ平字山中 20-13	495
		千年地区交流センター	原ヶ平五丁目 1-13	379
小 沢	352	清水交流センター	大開二丁目 1-2	300
		清水公民館	小沢字御笠見 46	126
		桜ヶ丘中央集会所	桜ヶ丘四丁目 2-1	173
青 柳	58	悪戸構造改善センター	悪戸字中野 86-2	61
		下湯口農業研修会館	下湯口字青柳 107-3	79
東 目 屋	67	東目屋中学校	桜庭字清水流 63-3	165
		東目屋ふれあいセンター	中野字豊田 20	208
和 徳	278	第一中学校	和徳町 363-13	792
東	361	東中学校	末広三丁目 2-1	231
		東部公民館	末広四丁目 10-1	180
時 敏	389	北小学校	青山三丁目 15-1	495
		弘前B & G 海洋センター	八幡町一丁目 9-1	388
北	308	時敏小学校	宮園一丁目 5-1	330

学校名	児 童 生徒数	予 定 施 設 名	予定施設所在地	収容能力 (人)
城西	244	第二中学校	平岡町 72	396
		市民体育館	五十石町 7	788
西	195	第二中学校	平岡町 72	396
大成	301	第三中学校	豊原一丁目 3-3	429
第三大成	303	第三中学校	豊原一丁目 3-3	429
朝陽	171	桔梗野小学校	桔梗野二丁目 21	231
		弘前市民会館	下白銀町 1-6	209
桔梗野	306	第四中学校	樹木五丁目 2-6	330
石川	184	石川中学校	石川字庄司川添 19-1	231
岩木	433	津軽中学校	五代字早稲田 478	396
		岩木文化センター	賀田一丁目 18-4	60
		岩木 B & G 海洋センター	兼平字猿沢 32-11	500
百沢	24	百沢担い手センター	百沢字笹平 8-17	100
常盤野	9	岩木山総合公園	百沢字裾野 195-1	100
		嶽さわやかホール	常盤野字湯の沢 45-24	100
		常盤野コミュニティセンター	常盤野字上黒沢 25-73	100
相馬	167	相馬中学校	紙漉沢字山越 48	297
【中学校】				
裾野	54	修斉小学校	十面沢字赤坂 1-1	198
		草薙小学校	大森字田浦 12-1	264
新和	97	新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	285
北辰	117	高杉小学校	高杉字神原 7-1	315
		北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺 72-1	387
船沢	72	船沢小学校	細越字早稲田 42	165
東目屋	44	東目屋小学校	桜庭字清水流 39	297
		東目屋ふれあいセンター	中野字豊田 20	208
第一	699	第一中学校区内各小学校	宮園一丁目 5-1 外	1, 254
		弘前文化会館	下白銀町 19-4	280
東	404	東中学校区内各小学校	城東中央五丁目 6-1	726
		総合学習センター	末広四丁目 10-1	342
第二	530	第二中学校区内各小学校	新町 236-1	1, 163
		市民体育館	五十石町 7	788
第三	547	第三中学校区内各小学校	中野一丁目 1-1 外	759
南	343	南中学校区内各小学校	松原東二丁目 17	759
第四	506	第四中学校区内各小学校	桔梗野二丁目 21 外	1, 122
第五	414	豊田小学校	豊田一丁目 4-1	99
		堀越小学校	門外一丁目 3-3	132
		弘前克雪トレーニングセンター	豊田二丁目 3	141
石川	108	石川小学校	石川字庄司川添 19-1	363
津軽	274	岩木小学校	五代字前田 451	561
		中央公民館岩木館	賀田一丁目 18-3	349
常盤野	5	岩木山総合公園	百沢字裾野 195-1	100
		嶽さわやかホール	常盤野字湯の沢 45-24	100
		常盤野コミュニティセンター	常盤野字上黒沢 25-73	100
相馬	72	相馬小学校	黒滝字二ノ松本 2-4	264

(注) 常盤野小学校、常盤野中学校は併設校である。

〔表〕 4-23-2 教材等の調達先

(法務契約課 平成26年4月)

品 名	調 達 先	所 在 地	電話番号	備 考
一般教材	青森教材社	西大工町 45-2	33-0559	
〃	青森県図書教育用品(株)	外崎三丁目 3-22	27-8811	
〃	赤石教材社	撫牛子一丁目 10-14	32-8859	
〃	(株)河合楽器製作所 弘前ピアノセンター	土手町 21	32-1826	
〃	(有)教進社	安原三丁目 9-5	87-6625	
〃	(株)くどう教材社	新町 207	35-3562	
〃	工藤書店	新町 163-1	32-4521	
〃	黒滝書店	品川町 1	32-4011	
〃	広文社	広野一丁目 15-15	87-2771	
〃	(株)JMTC JMTC 弘前教室	外崎四丁目 2-3	29-1715	
〃	(株)シバタ医理科	高田三丁目 7-1	27-2221	
〃	(有)しまや	百石町 13-1	32-6046	
〃	(株)新日本教材社	新町 243	33-3141	
〃	(株)高木学習社	馬屋町 9-9	34-7702	
〃	津軽ガクブチ	和徳町 11-3	33-5751	
〃	(株)テクラ	和泉一丁目 3-1	26-9790	
〃	(有)中田教材社	川先二丁目 7-9	27-3545	
事務用品	赤石教材社	撫牛子一丁目 10-14	32-8859	
〃	アズマ(株) 弘前営業所	田園一丁目 1-2	27-1777	
〃	(有)エボックス	自由ヶ丘三丁目 16-4	55-0208	
〃	太田印房	和徳町 212	32-7666	
〃	(株)オフィスマーケット	代官町 49-2	68-0718	
〃	(株)金入 弘前営業所	高田五丁目 5-3	29-5180	
〃	(有)教進社	安原三丁目 9-5	87-6625	
〃	(株)くどう教材社	新町 207	35-3562	
〃	広文社	広野一丁目 15-15	87-2771	
〃	(株)小林紙工	和徳町 52	36-5311	
〃	ザ・サンワ弘前樋の口店	樋の口二丁目 8-8	31-3033	
〃	(有)ササヌマ産業	松ヶ枝三丁目 2-1	28-2333	
〃	(有)佐藤器機	安原三丁目 8-1	87-1171	
〃	(有)三照堂	一番町 15	32-3031	
〃	(株)サンデー弘前安原店	泉野一丁目 4-2	88-1121	
〃	(株)装美舎	神田四丁目 6-6	36-5520	
〃	(株)第一事務機	宮川三丁目 16-1	35-8868	
〃	(株)高木学習社	馬屋町 9-9	34-7702	
〃	(株)津軽事務機	向外瀬字豊田 357-1	32-1919	
〃	(株)テクラ	和泉一丁目 3-1	26-9790	
〃	(株)東北データサービス	富野町 6-3	35-8281	
〃	(有)中田教材社	川先二丁目 7-9	27-3545	
〃	成田商店	五所字野沢 44-4	84-2012	
〃	(株)鳴海紙店	外崎三丁目 2-14	27-5605	
〃	(有)ハマナ商店	田茂木町 15-2	35-2618	
〃	(株)ビジネスサービス 弘前支店	和泉二丁目 18-1	28-5200	
〃	(株)弘前事務機器商会	城東中央三丁目 5-10	27-7111	
〃	(株)弘商	末広三丁目 1-3	26-3332	
〃	(株)福商	富田二丁目 6-1	33-8120	
〃	ホームック(株) 弘前城東店	早稲田四丁目 2-1	29-1547	
〃	山田文具	富田三丁目 11-8	34-8178	
〃	やまと印刷(株)	神田四丁目 4-5	34-4111	
〃	(株)レンゴウ事務機	浜の町西三丁目 4-3	36-6060	

〔表〕 4－23－3 学校施設の状況

(学校企画課 平成26年5月)

学校名	所在地	教室数 (室)	応急 教室数 (室)	教員数		屋内体育 施設面積 (㎡)	応急教育 収容人員 (人)	校庭等 面積 (㎡)
				男 (人)	女 (人)			
【幼稚園】 和徳	野田一丁目 10-1	1	2	1	2	113	33	640
【小学校】								
修斉	十面沢字赤坂 1-1	5	7	4	7	741	198	15,170
草薙	大森字田浦 12-1	3	9	3	6	862	264	6,702
自得	鬼沢字菖蒲沢 109-4	7	5	4	9	414	99	3,890
小友	小友字宇田野 1140	5	7	4	6	860	198	11,927
三和	三和字川合 251-2	6	7	6	6	726	198	5,865
新和	青女子字桜苅 292-4	7	7	5	9	926	165	12,628
高杉	高杉字神原 7-1	8	11	7	8	457	315	8,426
船沢	細越字早稲田 42	7	7	5	9	589	165	8,083
三省	中崎字野脇 142-2	8	5	7	7	587	140	5,804
致遠	浜の町北一丁目 7-1	18	16	9	19	1,488	429	15,084
城東	大久保字西田 105-40	14	6	7	16	1,098	99	13,600
福村	福村一丁目 1-1	19	7	10	21	707	132	17,378
豊田	豊田一丁目 4-1	18	6	9	19	1,160	99	13,433
堀越	門外一丁目 3-3	19	8	10	19	1,143	132	10,956
文京	中野一丁目 1-1	15	10	9	20	838	231	5,526
松原	松原東二丁目 17	11	15	8	17	980	429	8,568
千年	小栗山字川合 119-7	14	8	8	14	683	165	5,827
大和沢	狼森字天王 12-1	6	6	6	7	858	165	13,674
小沢	大開二丁目 5-1	14	15	9	18	1,200	396	12,426
青柳	悪戸字村元 7-2	6	6	6	6	707	165	8,219
東目屋	桜庭字清水流 39	6	10	7	5	569	297	5,056
和徳	代官町 107-3	14	13	7	18	1,267	330	6,036
東	城東中央五丁目 6-1	14	11	9	16	994	264	12,662
時敏	宮園一丁目 5-1	17	14	10	20	1,195	330	13,541
北	青山三丁目 15-1	13	18	7	16	1,093	495	12,429
城西	新町 236-1	13	10	8	15	1,105	231	8,567
西	茜町三丁目 2-1	8	14	6	14	775	363	11,426
大成	御幸町 13-1	15	9	12	24	1,126	198	7,675
第三大成	富田町 47	13	13	9	13	1,111	330	9,528
朝陽	在府町 36	8	12	7	13	1,093	330	5,144
桔梗野	桔梗野二丁目 21	14	10	7	18	734	231	14,510
石川	石川字庄司川添 19-1	8	13	6	13	907	363	17,618
岩木	五代字前田 451	19	21	9	25	1,533	561	31,128
百沢	百沢字寺沢 95	3	10	4	3	1,007	297	14,097
常盤野	常盤野字湯の沢 45-4	3	1	4	3	(139)	(314)	(8,388)
相馬	黒滝字二ノ松本 2-4	8	10	5	10	1,193	264	16,786

学校名	所 在 地	教室数 (室)	応 急 教室数 (室)	教員数		屋内体育 施設面積 (㎡)	応急教育 収容人員 (人)	校 庭 等 面 積 (㎡)
				男 (人)	女 (人)			
【中学校】								
裾野	十面沢字湯ヶ森 40	4	11	7	5	735	198	10,212
新和	種市字小島 57-2	4	16	8	5	708	363	10,037
北辰	高杉字五反田 191	5	12	12	3	697	231	11,514
船沢	富栄字浅井名 1	3	13	10	3	747	297	13,427
東目屋	桜庭字清水流 63-3	4	10	9	4	712	165	9,344
第一	和徳町 363-13	21	34	22	23	1,544	792	16,572
東	末広三丁目 2-1	14	15	20	15	1,293	231	17,728
第二	平岡町 72	18	21	27	13	1,524	396	17,687
第三	豊原一丁目 3-3	19	23	25	18	1,513	429	20,300
南	原ヶ平字山中 20-13	11	22	12	16	1,319	495	13,000
第四	樹木五丁目 2-6	16	19	20	15	1,500	330	16,921
第五	川先二丁目 4-1	14	11	22	13	1,278	99	19,964
石川	石川字庄司川添 19-1	6	12	11	7	740	231	16,081
津軽	五代字早稲田 478	12	19	12	15	1,884	396	11,840
常盤野	常盤野字湯の沢 45-4	1	10	2	2	901	198	(8,676)
相馬	紙漉沢字山越 48	3	13	8	4	1,259	297	9,868

(注) 常盤野小学校、常盤野中学校は併設校である。

〔表〕 4－23－4 学校以外の教育施設の状況

(学校企画課 平成26年4月)

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時における収容可能人員(人)
弘前市立中央公民館	下白銀町 19-4	大会議室 中会議室 第1～3会議室 視聴覚室 科学実習室 工作実習室 調理実習室	200 100 99 70 49 37 —
弘前市立中央公民館 岩木館	賀田一丁目 18-3	大ホール 大和室 大研修室 視聴覚室 会議室 小和室 創作室 音楽室 小研修室 調理実習室、茶室	135 57 48 45 15 20 20 15 18 —
弘前市立中央公民館 相馬館	五所字野沢 44-1	研修室 1 研修室 2 研修室 3 和室 調理実習室	36 30 30 48 24
	五所字野沢 44-3	長慶閣	300
弘前市学習情報館	末広四丁目 10-1	大会議室 セミナー室 視聴覚室 工芸室 コンピュータ研修室	96 20 48 48 —
弘前市教育センター	末広四丁目 10-1	第1～5研修室 科学研修室	130

(注) 応急の教育時収容可能人員数の欄に記入がないものは、その施設が緊急時に他の用途に使用されるか若しくは教育の用に適しないためである。

〔表〕 5－6－1 危険物施設

(省略)

〔表〕 5－6－2 石油類大量保有事業所

(省略)

〔表〕 5－6－3 液化石油ガス製造施設

(省略)

〔表〕 5－6－4 一般高圧ガス製造施設

(省略)

〔表〕 5－6－5 火薬類貯蔵施設

(省略)

〔表〕 5－6－6 毒物・劇物貯蔵取扱事業所

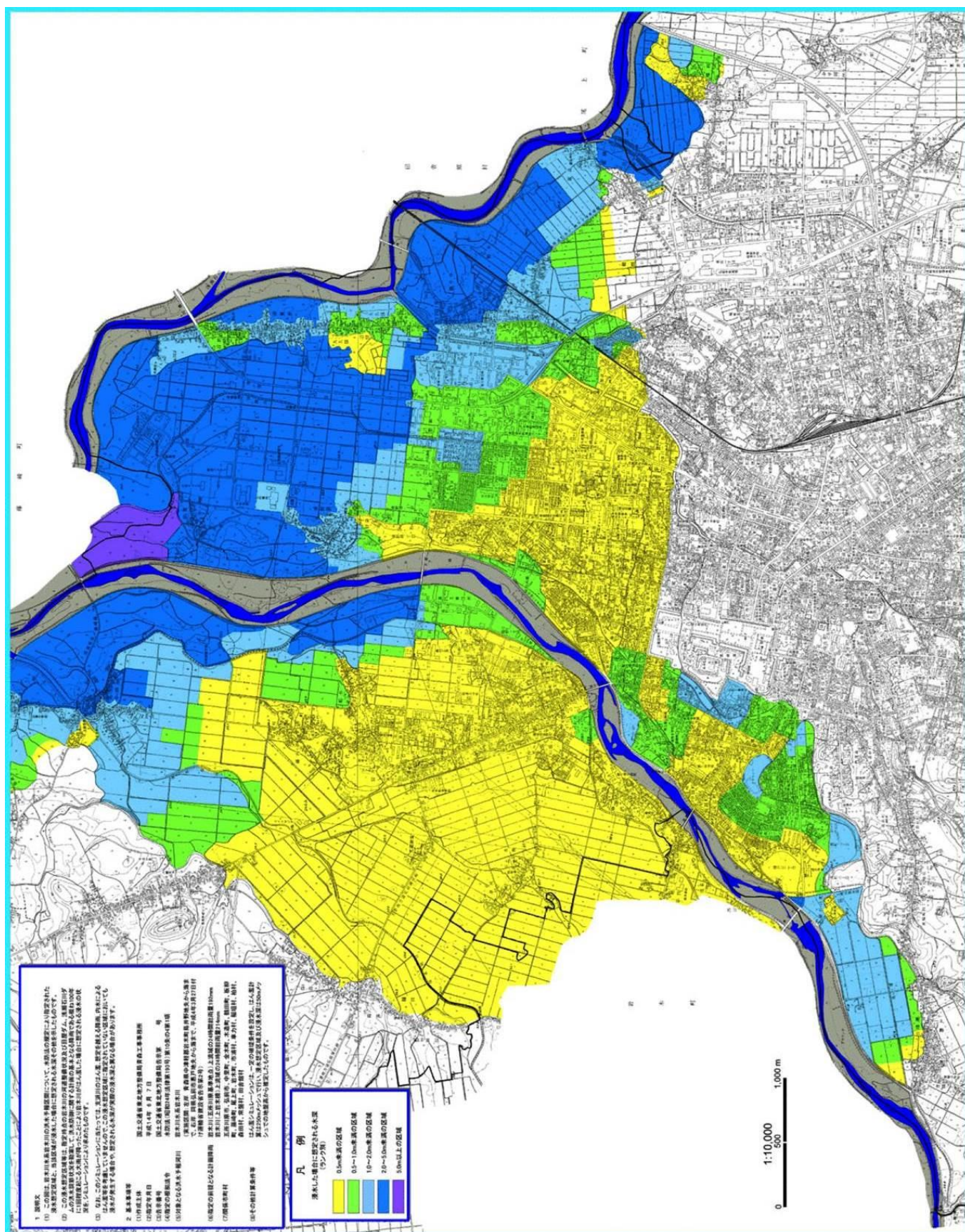
(省略)

〔表〕 5－6－7 放射性同位元素等使用施設

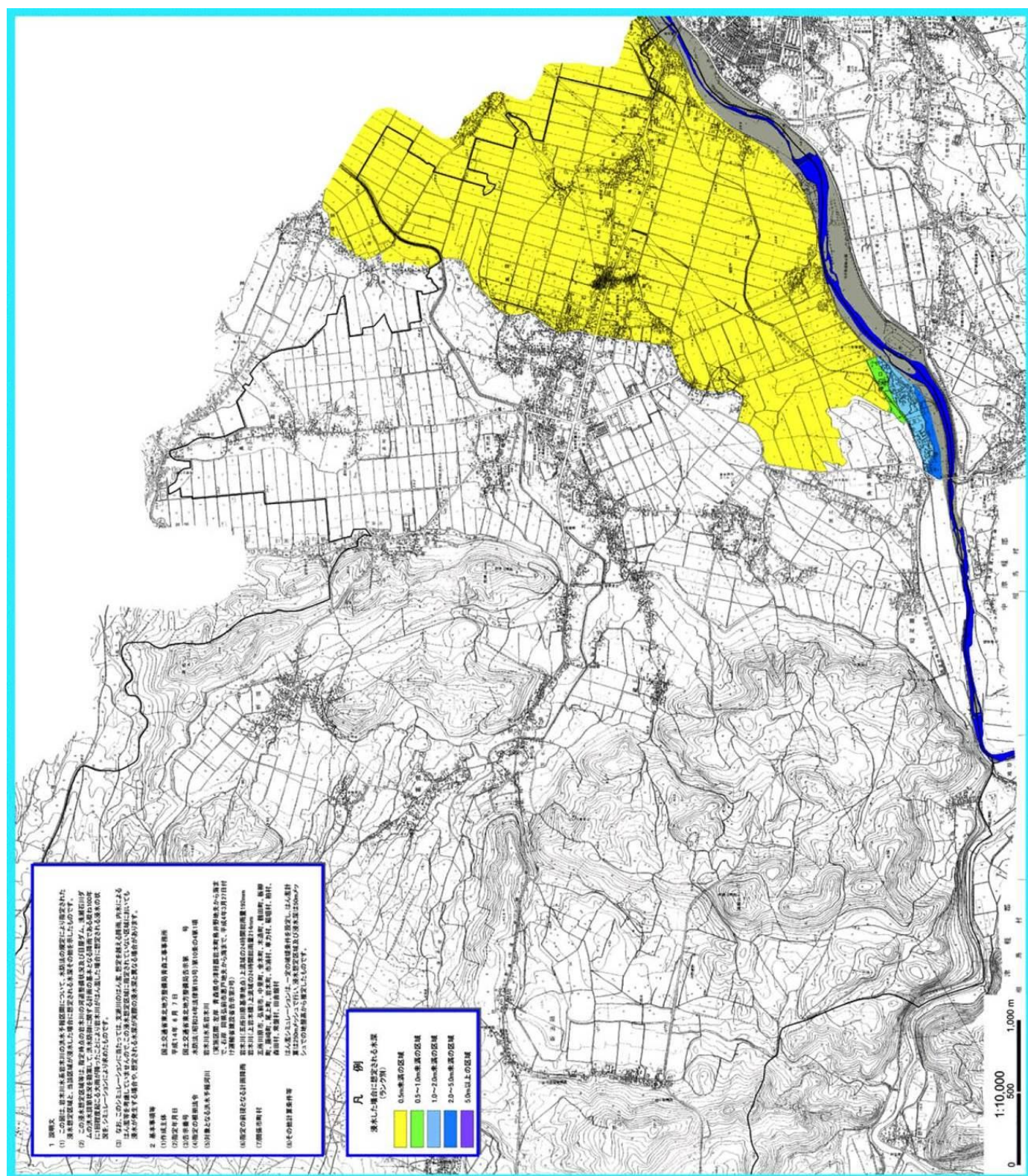
(省略)

[illegible]

〔図〕 3-17-1 岩木川水系岩木川浸水想定区域図 (2/3)



〔図〕 3-17-1 岩木川水系岩木川浸水想定区域図 (3/3)



〔図〕 3-17-2 岩木川水系平川下流浸水想定区域図

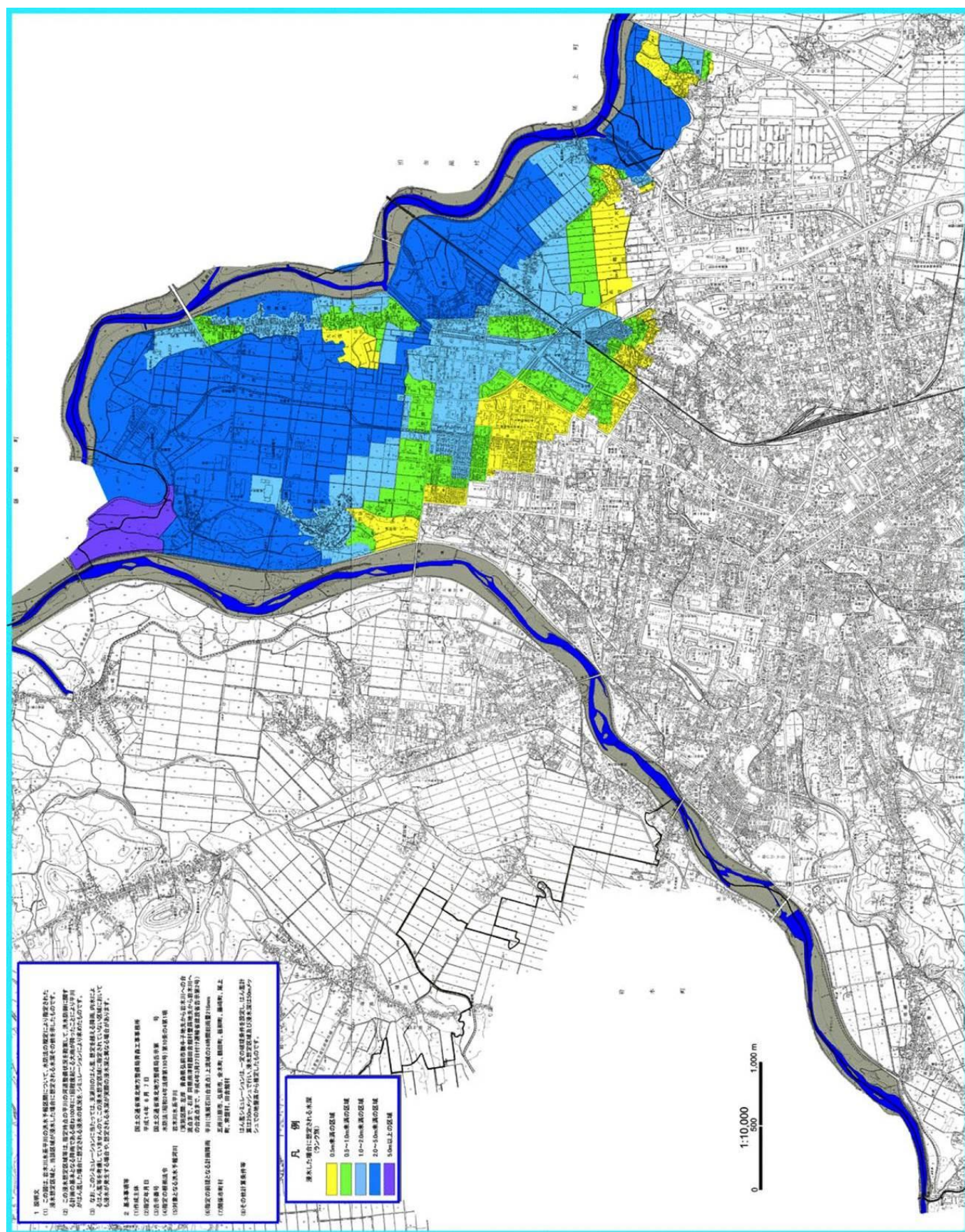
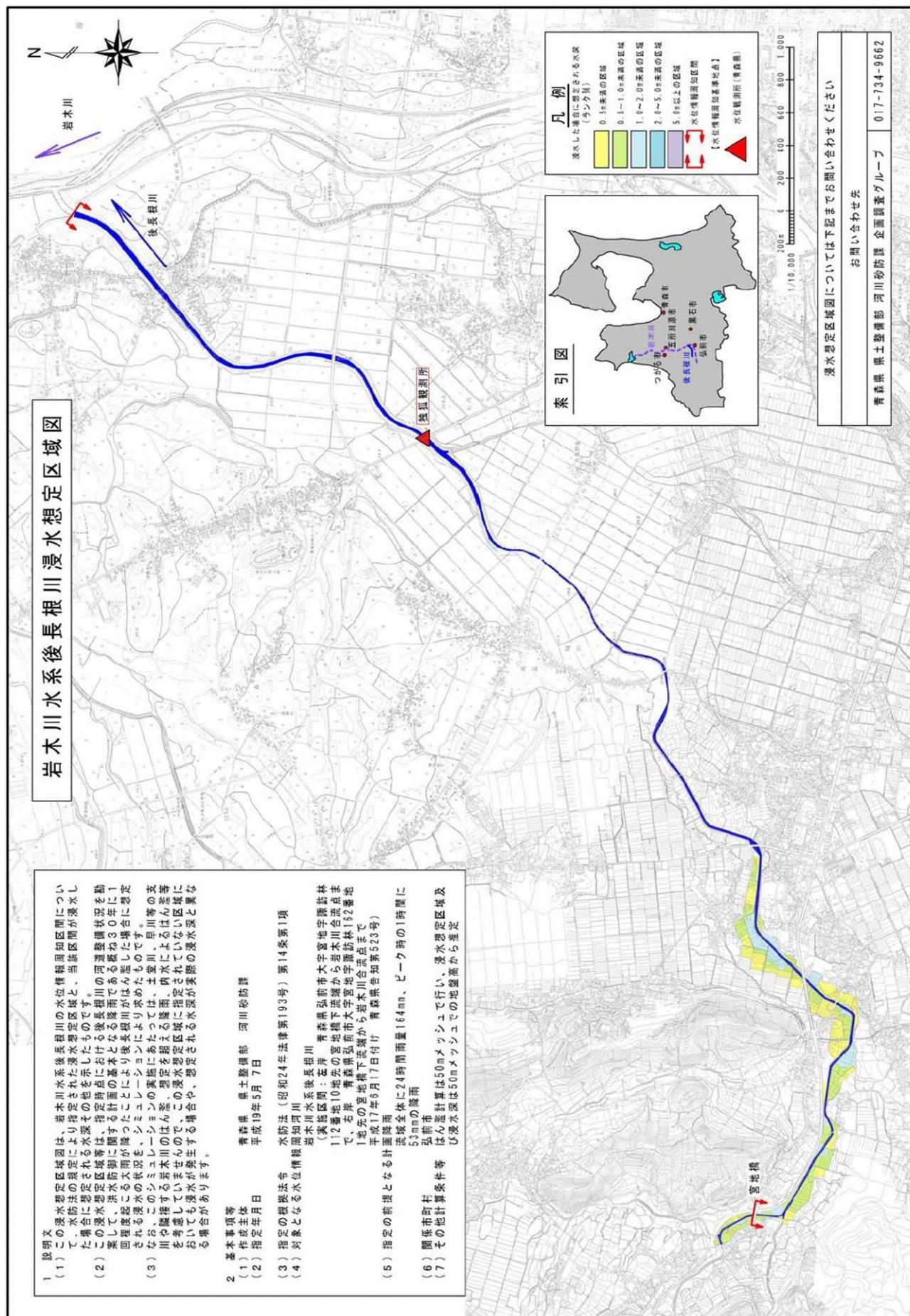


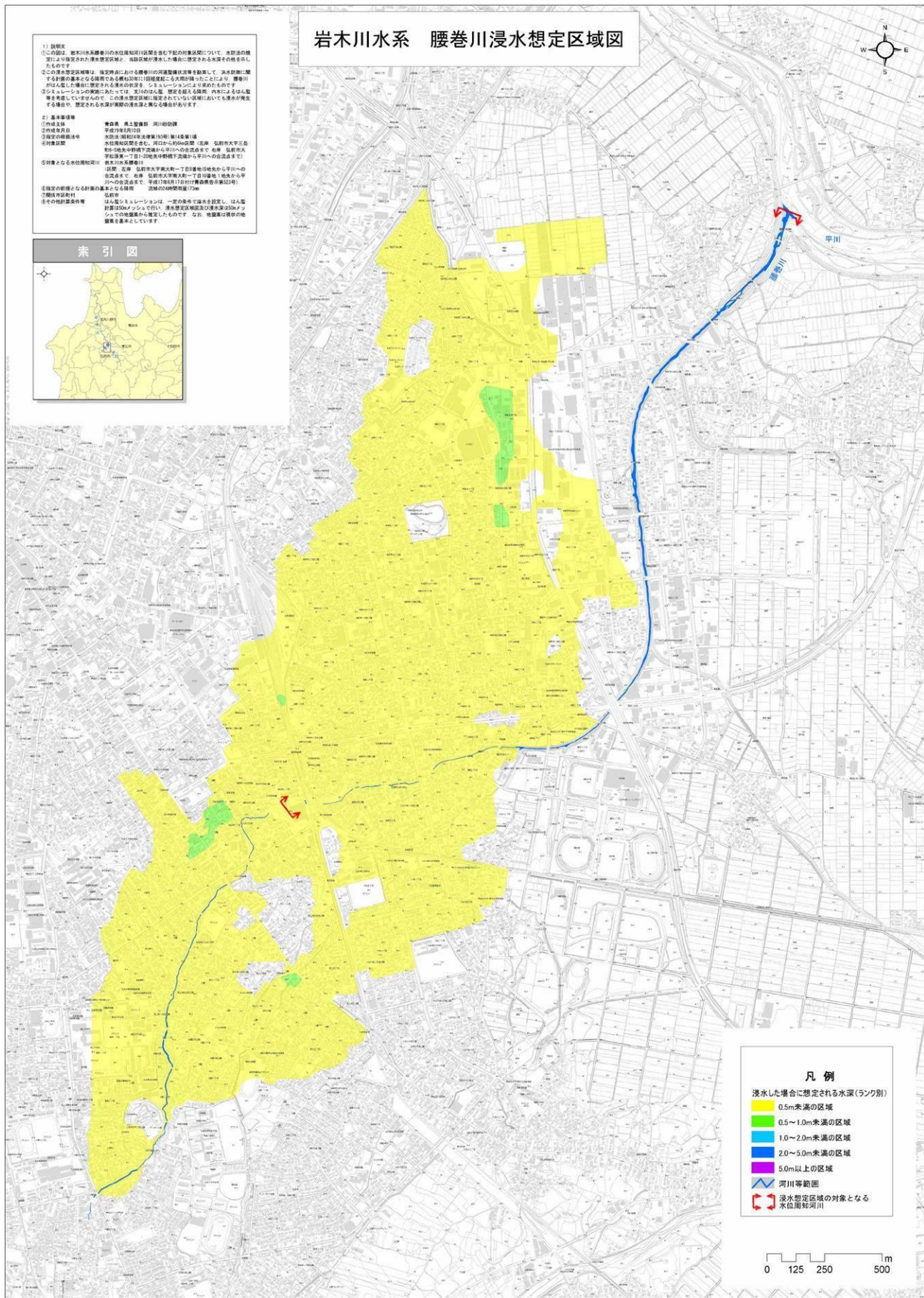
图 4 区域想定上流平川系水淹没图



〔図〕 3-17-4 岩木川水系後長根川浸水想定区域図



〔図〕 3-17-5 岩木川水系腰巻川浸水想定区域図



様式1 被害実態調査票（個票）

被害実態調査票（個票）																		調 査 月 日 平成 年 月 日				
																		調 査 員 氏 名				
町 会 名																						
世 帯 主 氏 名				住 所						年 齢		職 業		事 業 主 の 場 合								
(電話)				弘前市大字 字 番地 丁目 番 号										事業内容			従業員数					
																	人					
被 害 状 況				家 族 の 氏 名			続 柄	年 齢	職業又は学校名			世帯内訳	被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯				
人的被害	死 者	行方不明	重 傷	軽 傷																		
	人	人	人	人																		
住家被害	種 類	住 家			非 住 家											※課税状況	非課税 ・ 均等税 ・ 所得税					
	被害の区分 ○印をつける。	1 全壊(焼)			1 全壊(焼)																	
		2 半壊(焼)			2 半壊(焼)																	
		3 流失			3 流失																	
		4 一部破損			4 一部破損																	
		5 床上浸水 1～49cm			5 床上浸水																	
	50～99cm																					
	100cm 以上																					
	6 床下浸水																					
	棟 数	棟			棟			家族構成	男	女	計	小学生	中学生	高齢者	備 考							
	所 有	自家・借家・間借				人	人		人	人	人	人										

※印は記入する必要ありません。

様式2 被害者名簿

被 害 者 名 簿

年 月 日 時 分 担当者

[illegible]

(注) 全部→全燒、全壞、流失
所有→自家、借家、間借

[illegible]

様式3 被害状況即報・確定報告

(被害状況即報・確定報告)

市町村		弘前市		区分		被害	
災害名		災害名		その他	田	流失・埋没	ha
報告番号		第 報 (月 日 時現在)			畑	冠 水	ha
報告者名					文 教 施 設	箇所	
区 分		被 害			病 院	箇所	
人的被害	死者	人			道 路	箇所	
	行方不明者	人			橋 り ょ う	箇所	
	負傷者	重 傷	人		河 川	箇所	
		軽 傷	人		港 湾	箇所	
住家被害	全 壊	棟			砂 防	箇所	
		世帯			清 掃 施 設	箇所	
		人		崖 く ず れ	箇所		
	半 壊	棟		鉄 道 不 通	箇所		
		世帯		被 害 船 舶	隻		
		人		水 道	戸		
	一 部 破 損	棟		電 話	回線		
		世帯		電 気	戸		
		人		ガ ス	戸		
	床 上 浸 水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		世帯					
		人					
	床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯		り 災 者 数	人		
人			火 災 発 生	建 物	件		
非住家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件		
	そ の 他	棟		そ の 他	件		

区 分		被 害	市町村	名 称			
公立文教施設	千円		災害対策本部	設 置	月	日	時
農林水産業施設	千円			解 散	月	日	時
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
その他	農 産 被 害	千円		災害救助法の適用の有無	有	無	
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
		千円					
		千円					
		千円					
	そ の 他	千円		消防職員出動延人員	人		
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人員	人			
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・ その他関連事項						

※即報の場合には、被害額は省略することができるものとする。

様式4 被害状況調（人・住家の被害）

災害発生

災害対策本部設置

年 月 日

年 月 日

区 分			人的被害（人）						住 家 の 被 害														非住家の 被 害 (棟)	
			死 亡	行 方 不 明	負 傷			計	棟 数（棟）					世帯数及び人員（世帯、人員）										
					重 傷	軽 傷	小 計		全壊 (焼) 流失	半壊 (焼)	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	全壊(焼) 流 失		半壊(焼)		一部破損		床上浸水		床下浸水		
月 日 時 分 発(受)	信 者 氏 名	月 日 時 分 現 在																						

様式5 救助の実施状況

区 分			避難所		応急仮 設住宅		炊 出 し	飲料水		被服・寝具等				医療及び助産			救 出		応急 修理	学用品		埋 葬	死 体 処 理 の 理 捜	障害物 の除去		
月 日 時 分 発 (受)	信 者 氏 名 発(受)	月 日 時 分 現 在	箇 所 数 ～ 箇 所 ～	収 容 実 人 員 (人)	設 置 戸 数 (戸)	完 成 戸 数 (戸)	給 食 実 人 員 (人)	対 象 人 員 (人)	給 水 車 台 数 (台)	世 帯 数 ～ 世 帯 ～	被 服 (点)	寝 具 (点)	そ の 他 (点)	医療班		医療機関		分 べ ん 者 数 (人)	救 出 人 員 (人)	行 方 不 明 (人)	対 象 数 ～ 世 帯 ～	小 学 生 (人)	中 学 生 (人)	埋 葬 数 (体)	処 理 数 (体)	対 象 世帯数 (世帯)
														(班)	(人)	～ 機 関 ～	(人)									

000

施設名	被 害 内 容	被 害 金 額 (千円)
計		

(注) 被害内容には上水道、簡易水道、井戸、汚物処理施設ごとに、かつその被害程度を記入する。

様式8 水稻被害（水害）

水 害		月 日 時現在																			
地区名	作 付 面 積 ha	被害面積		被 害 減収量 t	単 価 円	被害額 千円	埋没・決壊		土砂流入		冠 水								浸 水 被 害 面 積 ha	被 害 農 家 戸 数	
		計 ha	う ち 被 害 率 30%以上 ha				被害 面積 ha	被害 量 t	被害 面積 ha	被害 量 t	被害 面積 ha	冠水期間 ha						被害量 t		戸	うち被害率 30%以上の 被害農家 戸
												1 日 未 満	1～ 2 日	3～ 4 日	5～ 6 日	7 日 以 上	冠水 中				
◎	△	◎					()		()		()	()	()	()	()	()		()			

(注) 1 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分とし、その時点の冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いた後も差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。

3 被害面積等の上段 () には、被害率を記入する。

4 被害様相は次の区分による。

① 埋没・決壊・・・・・・土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの

② 土砂流入・・・・・・土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの

③ 冠 水・・・・・・稲が全部水中に没したもの

④ 浸 水・・・・・・水が畦畔の高さを越えて、かつ冠水には至らないもの

様式9 水稻被害（潮風害、霜害、風害、冷害等）

潮風害、霜害、風害、冷害等

月 日 時現在

地区名	作付面積 ha	被害面積		被害減収量 t	単価 円	被害額 千円	被害程度別面積内訳				減収量				被害農家戸数	
		計 ha	うち被害率30%以上 ha				30%未満 ha	30～49% ha	50～69% ha	70%以上 ha	30%未満 t	30～49% t	50～69% t	70%以上 t	戸	うち30%以上の被害農家 戸
◎	△	◎		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

（注） 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 10 りんご、特産果樹被害（風害）

月 日 時現在

地区名	樹種名	栽 培 面 積	災害の 種 類	種 目	被害程度別面積					被 害 量				被害金額 千円	備 考
					計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上	落 果			樹 上 損 傷		
					ha・本	ha・本	ha・本	ha・本	ha・本	計 t	減 収 t	品 質 低 下 t	t		
◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	りんごの樹体損傷は、わい性台と普通台に区分する。
合計															
被害 戸数					戸										

（注） 第 1 報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第 2 報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 11 りんご、特産果樹被害（風害以外）

月 日 時現在

地区名	樹種名	栽 培 面 積	災害の 種 類	種 目	被害程度別面積					被 害 量		被害金額 千円	備 考
					計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上	減 収	品 質 低 下		
					ha・本	ha・本	ha・本	ha・本	ha・本	t	t		
◎	◎	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	園地浸水は状況報告時のみ使用する。 りんごの樹体損傷は、わい性台と普通台に区分する。
合計													
被害 戸数					戸								

（注） 第 1 報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第 2 報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 12 畑作、野菜、花き、桑樹被害

月 日 時現在

地区名	品目名	作 型	被害程度別面積 (ha)					被 害 減 収 量 (t)					単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
			計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上			
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合 計															

(注) 1 作型の欄には、災害暦等を参考のうえ、春まき栽培、夏まき栽培及び露地、マルチ等の区分を記入する。
2 備考欄には、被害の態様及び別に定めるもの以外については、被害減収量算定根拠を記入する。
3 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 13 畜産関係被害（家畜・畜産物等）

家畜・畜産物等

月 日 時現在

区 分 地区名										備 考
	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単 価 (円)	被害額 (千円)	
	()			()			()			
◎	◎	△	△	◎	△	△	◎	△	△	
合 計										

- (注) 1 区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入
2 被害数量欄の () 内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入
3 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ記入する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 14 畜産関係被害（牧草・飼料作物等）

牧草・飼料作物等

月 日 時現在

地区名	作物名	被害の 態 様		被害程度別面積(ha)					被害減収量(t)					単 価 (円)	被害額 (千円)	備 考
				計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上			
◎	◎	内	訳	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		合 計														

- (注) 1 被害の態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様別に被害面積、被害減収量を記入する。
 2 備考欄に箇所等を記入する。
 3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とされたい。
 牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1 番草 50% 2 番草 30% 3 番草 20%
 4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 15 農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び同連合会所有のもの）

月 日 時現在
(金額単位：千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	
◎	()																
	()																
	計													◎		△	
◎	()																
	()																
	計													◎		△	
	合 計																

(注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。

※「耕種関係」には稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。

「園芸関係」には、工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。

「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電施設等）を記入する。

用途が複数の施設については、その主たる用途により分類したうえで記入する。

2 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは、不要とする。

3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。

4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農林水産業災害等関係業務の手引き(青森県農林水産部算定)」の「3 被害の算定」を参照

5 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。

確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 16 農業関係共同利用施設被害（その他の所有のもの）

月 日 時現在
(金額単位：千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	
◎	()																
	()																
	計													◎		△	
◎	()																
	()																
	計													◎		△	
	合 計																

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。
 ※「耕種関係」には稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。
 「園芸関係」には、工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。
 「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電施設等）を記入する。
 用途が複数の施設については、その主たる用途により分類したうえで記入する。
- 2 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは不要とする。
- 3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。
- 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農林水産業災害等関係業務の手引き(青森県農林水産部算定)」の「3 被害の算定」を参照
- 5 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。
 確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 17 農業関係非共同利用施設被害及び地方公共団体施設被害

月 日 時現在
(金額単位：千円)

種類名	被害施設名	全 壊			大 破			中 破			小 破			計			備 考
		件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	件数	面積	被害額	
◎	()																
	()																
	計													◎		△	
◎	()																
	()																
	計													◎		△	
	合 計																

- (注) 1 種類名には「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「その他」「自然牧野」の別を記入する。
 ※「耕種関係」には稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいう。
 「園芸関係」には、工芸作物（たばこ等）関係施設を含む。
 「その他」には、「自然牧野」以外のもので他の分類に属さないもの（有線放送、発配電施設等）を記入する。
 用途が複数の施設については、その主たる用途により分類したうえで記入する。
- 2 被害施設名欄の下段（ ）内には所有者名を記入する。ただし、パイプハウス等件数の多いものは不要とする。
- 3 建物及びパイプハウス等の被害件数は被害を受けた棟数とする。
- 4 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農林水産業災害等関係業務の手引き(青森県農林水産部算定)」の「3 被害の算定」を参照
- 5 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。
 確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 18 農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の在庫品被害

月 日 時現在
(金額単位：千円)

243

	種 類	数 量	単 位	単 価	被 害 額	備 考
生産資材	()					
	()					
	()					
	計	◎			△	
その他	()					
	()					
	()					
	計	◎			△	
合 計						

(注) 1 在庫品とは、農業協同組合及び全国農業協同組合連合会青森県本部の所有または管理するものをいう。
2 「種類」欄の()内には農協等名を記入する。
3 備考欄には被害の態様等を記入する。
4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告はすべての欄に記入し報告する。

様式 19 農地及び農業用施設の被害

(第 報)

平成 年 月 日 時 現在

「 による災害」

(単位：千円、ha)

地 区 名	被 害 報 告 額	左 の 内 訳																			備 考
		農 地			農 業 用 施 設																
					頭首工		水 路		ため池		揚水機		橋 梁		道 路		農地保全		施設小計		
箇所	面積	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
計																					

様式 20-1 林業関係被害（その1）〔速報・概況・確定報告〕

災害名：

平成 年 月 日 現在
(単位：千円)

区 分		林 業 施 設 等						林 産 物 等								計	
地域農林水産部・ 農林水産事務所		林業施設等		苗畑施設		小 計		林 産 物		種 苗		林産物間接被害		小 計			
	市町村名 地区名	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
合 計																	

245

- (注) 1 「数量」欄には、被害の箇所数、面積等を記入する。
 2 「林業施設」被害とは、木材倉庫・貯木場・木材加工施設・木炭加工施設、わさび・しいたけ等育成・加工等施設等の全壊、半壊等をいう。
 3 「苗畑施設」被害とは、畑地流失、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等をいう。
 4 「林産物」被害とは、立木・素材・製材等の木材被害、薪炭原木・木炭等の薪炭被害、しいたけ・わさび等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林地被害の合計をいう。
 5 「苗畑」被害欄には、樹種・面積・本数（千本、年生）を記入する。
 6 「林産物間接被害」とは、道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となって滞貨した林産物(木材・薪炭・特用林産物)をいう。

様式 20-2 林業関係被害（その2）〔速報・概況・確定報告〕

災害名：

平成 年 月 日 現在
(単位：千円)

区 分		林 地				施 設 等										林 野 火 災			備 考
地域農林水産部・農林水産事務所		崩 壊 地		地 す べ り		海 岸		治 山		地 す べ り		小 計		林 道					
市町村名 地区名	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	件数	面積	
合 計		箇所 ha		箇所 ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		箇所 (M) ha		路線 箇所 (M)			件	ha	

様式 21 水産業関係被害

月 日 時現在
(金額単位：千円)

区 分 市 町 村 名	水 産 業 関 係 施 設 被 害																						
	共同利用施設			非共同利用施設			地方公共団体施設			漁 船													
	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	施設名	数量	金額	規 模	減 失		大 破		中 破		小 破		計				
											隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額			
										無 動 力													
										動 力	5 ト未満												
											5 ト以上												
計																							

水 産 業 関 係 施 設 被 害									(A) 施設等 被害計	(B) 水産物被害			(C) 組合在庫品被害			(D) = (B) + (C) 水産物等 被害合計	(A) + (D) 水産業関係 被害合計
漁具・資材			養 殖 施 設			地方公共団体				種類	数量	金額	種類	数量	金額		
種類	数量	金額	種類	数量	金額	種類	数量	金額									

00

00

区 分 名 称	被 害 内 容	被 害 金 額
計		

(注) 被害内容には、鉱山、商店、事業所ごとにかつその被害程度を記入すること。

様式 23 土木施設被害(国・県・市別)

月 日 時現在
(金額単位：千円)

区 分	被害箇所数	被害金額	主たる被害個所及び内容
河 川			
砂 防 設 備			
地すべり防止施設			
急傾斜地崩壊防止施設			
道 路			
橋 梁			
下 水 道			
合 計			

249

(注) 主たる被害個所および内容欄には被害箇所、河川名、路線名等区間及び延長等を概略記載すること。

様式 24 文教関係被害

月 日 時現在
(金額単位：千円)

区 分 地区名	児童・生徒(教職員・事務職員)被害(人)					教科書被害	学 校 施 設												社会教育施設						被害合計金額
	死 亡	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	計		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		大 学		各種学校		社会教育施設		社会体育施設		文化財		
							園 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	校 数	金 額	施 設 数	金 額	施 設 数	金 額	
計																									

○
■
▲

月 日 時現在
(金額単位：千円)

福祉施設種別	被災施設名	設置主体	建物延面積	被災延面積	被災の程度の内容	被災金額
計						

様式 26 その他の公共施設被害

月 日 時現在
(金額単位：千円)

施設名	被 害 内 容	被 害 額
計		

様式 27 自衛隊災害派遣要請

弘防安発第 号
年 月 日

青森県知事 様

弘 前 市 長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災 害 の 種 類	洪水・津波・地震・火災・その他
2	要 請 の 目 的	人命救助・災害復旧・消火・その他
3	派遣を希望する区域	地区
4	派遣を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被 害 状 況	
6	派遣を希望する人員及び機器の概数 (車両、船舶、航空機等)	
7	派遣先の責任者	
8 そ の 他	(1) 宿 泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	(2) 食 糧	要請者で準備 自衛隊で準備
	(3) 資 材	要請者で準備 自衛隊で準備

様式 28 自衛隊災害派遣撤収要請

弘防安発第 号
年 月 日

青森県知事

様

弘 前 市 長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、所期の目的を達成しましたので、下記により部隊の撤収方を申し出ます。

記

派遣部隊の撤収日時 年 月 日 午 時 分

以 上

様式 29 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要請市町村等名		TEL 発信者	
2 災害の種別		行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他（ ）	
3 訓練の内容		搜索・救助・空中消火・傷病者搬送・偵察・広報・撮影・輸送・その他（ ）	
4 消防覚知日時		平成 年 月 日（ ） 時 分	
5 県への要請日時		平成 年 月 日（ ） 時 分	
6 発生場所		(市町村) 大字 字 番地 (目標) (離着陸場所)	
7 搜索・救助の場合	要救助者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H 年 月 日生) 住所 TEL 職業	
	要救助者に係わる特記事項	※既往傷など	
8 災害の概況（事故等の状況、地上の搜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。） 			
9 現場指揮者		所属・職・氏名	
10 現場との連絡手段		無線等種別 携帯電話等 コールサイン等	

11 傷病者輸送等の場合	傷病者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H 年 月 日生) 住所 TEL 職業
	傷病名・症状 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者 (医師名) 等	
12 気象状況	天候 風向 風速 m/sec 気温 °C 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)	
13 必要資機材		
14 その他必要な事項		
地図 (目標物が明確な大きめの図面を添付すること。)		

※以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時間	平成 年 月 日 () 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 L (ドラム缶 本)

特記事項	
------	--

様式 30 人的被害・住家被害

人的被害・住家被害

(第 報)

報 告 の 時 限		日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分	
受 信 機 関			受 信 機 関		
発 信 者 名			受 信 者 名		
内 容					
発 生	日 時				
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死 亡 2. 行方不明 3. 重 傷 4. 軽 傷			
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収 容 先				
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認、未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一部破壊	床上浸水	床下浸水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

様式 31 避難状況・救護所開設状況

避難状況・救護所の開設状況

(第 報)

報告の期限	日 時 分現在	受信時刻	時 分				
受信機関		受信機関					
発信者名		受信者名					
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難勧告、指示の種別及び日時	世帯数	人 数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重 傷	軽 傷			

様式 32 公共施設被害

公共施設被害

(第 報)

報 告 の 時 限	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
受 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 名		受 信 者 名	
内 容			
被 害 区 分	ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 鉄道 ク. 電信・電話 ケ. 電力 コ. ガス サ. 水道 シ. その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概 要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参考事項		

弘前市地域防災計画（資料編）

平成 2 0 年 2 月作成

（平成 2 2 年 1 2 月修正）

（平成 2 6 年 7 月修正）

発行者：弘前市防災会議

事務局：弘前市経営戦略部防災安全課

弘前市大字上白銀町 1 番地 1

電話 0172-40-7100